

第2期
八幡浜市子ども・子育て支援事業計画
【令和2年度～令和6年度】

令和2（2020）年3月



はじめに

出生数の減少により、少子・高齢化は急速に進み、歯止めをかけるための対策は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

一方、子どもの数は減っているものの、女性の社会進出や核家族化、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境の変化に伴い、子育て支援に関するニーズは多様化し、年々高まりを見せているのが現状です。

本市においては、病児・病後児保育施設や新しい児童センター・保育所の建設、子育て世代包括支援センターの設置など、地域の実情やニーズに応じた取り組みを実施しており、今後も引き続き、計画的に子育て支援の充実に取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の趣旨に基づき、平成27年に策定した「子ども・子育て支援事業計画」の期間が終了となることから、令和2年度から5年間を計画期間とする第2期の計画を策定しました。

本計画では、子どもが健やかに育ち、保護者が子どもの成長に喜びを感じながら子育てができるよう、子育てしやすいまちを目指して取り組んでまいります。また、本市の魅力である豊かな自然と、地域の温かい人たちとのふれあいの中で、子どもたち一人一人が笑顔で輝き、安心して子育てができるよう、地域で支え合う子育て支援を推進していきます。そのためには、子どもたちや子育てに関わるすべての人たちが、一体となって取り組む必要があると考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「八幡浜市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の方々に心よりお礼を申し上げます。

令和2年3月

八幡浜市長 大城 一郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定方法	4
第2章 計画の基本理念や施策の体系等	7
1. 基本理念や基本的な視点	7
2. 施策の体系や方向性	7
第3章 子ども・子育てをとりまく現状と課題	8
1. 少子化の動向	8
2. 子育て家庭や地域の状況	13
3. 保育所、幼稚園、学校等及び子どもをめぐる問題の状況	17
4. ニーズ調査にみる子どもの状況と子育ての実態	22
5. アンケート調査にみるひとり親家庭の実態	54
6. 第1期計画の進捗と評価	67
第4章 量の見込みと提供体制	71
1. 教育・保育提供区域の設定	71
2. 教育・保育の量の見込みと提供体制	71
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	73
4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	77
第5章 施策の展開	78
1. 基本施策と取組事業	78
2. 八幡浜市として本計画において重点的に取り組んでいく事業	117
第6章 計画の推進に向けて	119
1. 計画の推進体制	119
2. 計画の達成状況の点検及び評価	119
3. 各主体に期待する役割	120
資料編	121
1. 八幡浜市子ども・子育て会議条例	121
2. 八幡浜市子ども・子育て会議委員名簿	123

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子・高齢化の進行により、将来的に社会・経済へ与える影響が深刻な問題となっています。1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を更新し、平成30年は1.42と上昇しているものの依然低い水準で推移しています。

また、核家族化や女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大、地域のつながりの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。近年では、児童虐待の顕在化や親から子への貧困の連鎖が大きな社会問題となっており、子どもを生き育てることの喜びを実感できる社会の実現や、社会全体で子どもの健やかな育ちを支援していくことが求められています。このような社会情勢のなかで、国においては、少子化対策を推進し、次代の社会を担う子どもを健やかに生き育てる環境整備を図るため、平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新たな制度のもとでは、市町村が実施主体となり、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、地域の子育て支援の拡充や質の向上を目指しています。

本市においても、平成27年3月に「八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる取り組みを推進してきました。

その後も、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」や、すべての児童の安心・安全な居場所の確保を目的とした「新・放課後子ども総合プラン」の策定、令和元年10月からは、経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、子育て支援の取り組みを展開しています。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、生まれ育った環境で子どもの現在、将来が左右されないよう規定が強化され、市町村に対しても子どもの貧困対策についての計画策定が努力義務とされました。

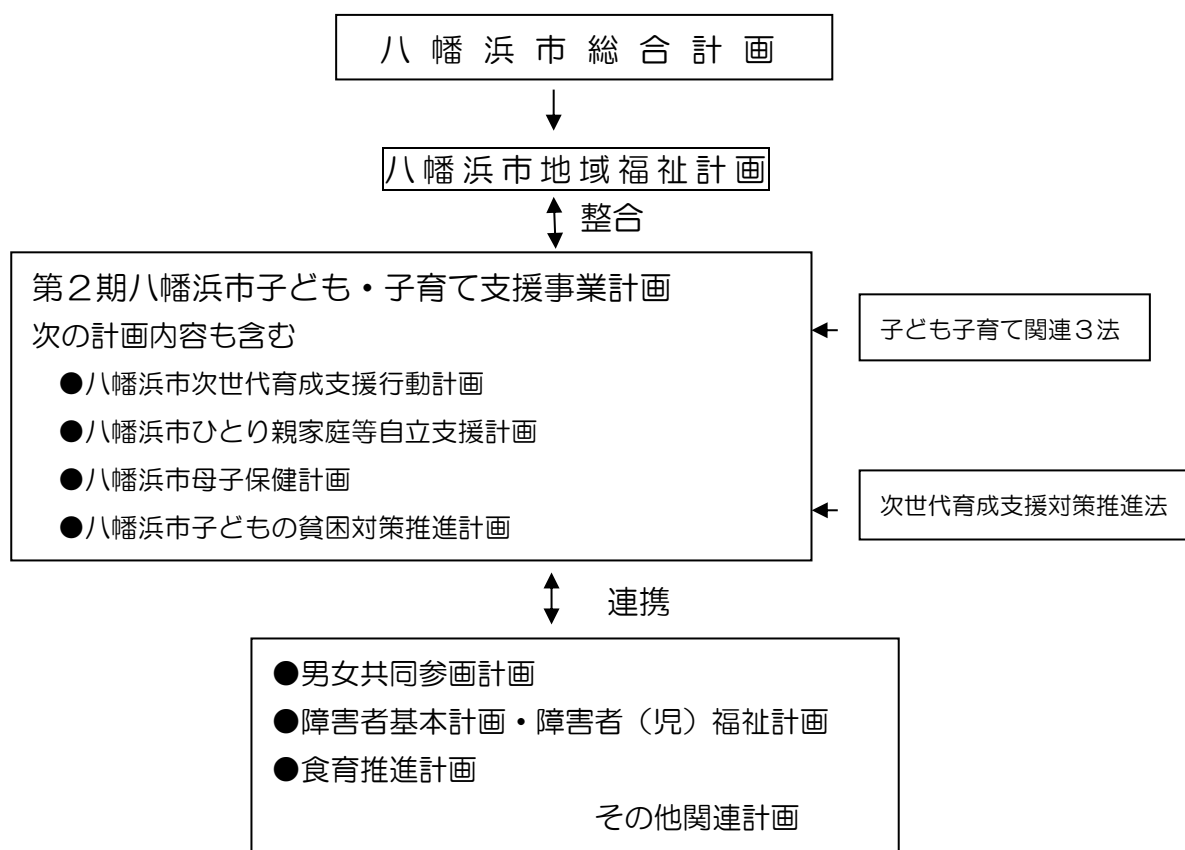
このような状況を踏まえて、本市では、第1期計画が令和元年度末で終了することから、社会情勢、子どもや家庭を取り巻く現状、第1期計画の取り組みの進捗状況等を整理し、さらに子ども・子育て支援の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引きつづき、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

2. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される計画で、第1期計画の内容を踏襲し、今後すすめていく教育・保育及び地域子ども・子育て支援施策を計画的、円滑に実施するために策定します。

なお、現行計画と同様に「八幡浜市次世代育成支援行動計画」、「八幡浜市ひとり親家庭等自立支援計画」、「八幡浜市母子保健計画」および、今計画から「八幡浜市子どもの貧困対策推進計画」を本計画の一部として位置付け、効率的かつ総合的に施策を推進します。

また、子どもと子育てに関わる施策は、あらゆる分野にわたり、これらの施策の総合的、一体的な推進が必要であり、本市の最上位計画である八幡浜市総合計画をはじめとする関連する各種計画との整合・連携を図るものとします。



3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や八幡浜市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。



4. 計画の策定方法

本計画は、子ども子育て支援法に基づき作成した「八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」に記載し、実施している施策の評価等を行い、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行いました。また、八幡浜市子ども・子育て会議にて審議を行い、子どもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからも意見を取り入れて計画を策定しています。

(1) ニーズ調査・アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、保育ニーズや八幡浜市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的とし、八幡浜市内在住の就学前児童および小学生児童（小学校1～3年生）のいる世帯・保護者を対象に、平成31年3月6日～3月18日の期間「八幡浜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

また、「八幡浜市ひとり親家庭等自立支援計画」策定のために、平成31年3月6日～3月22日の期間「八幡浜市ひとり親家庭等自立支援に関するアンケート」を実施しました。

■ 「八幡浜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の概要

- 調査対象者：八幡浜市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
八幡浜市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間：平成31年3月6日（水）～平成31年3月18日（月）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童まで (0～5歳まで)	817通	628通	76.9%
小学生児童まで (小学1～3年生まで)	930通	871通	93.7%
合計	1,747通	1,499通	85.8%

■ 「八幡浜市ひとり親家庭等自立支援に関するアンケート調査」の概要

- 調査対象者：八幡浜市内在住のひとり親世帯・保護者（18歳までの児童を持つ者）
※無作為抽出による230世帯
- 調査期間：平成31年3月6日（水）～平成31年3月22日（金）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
	325通	155通	47.6%

(2) 子ども・子育て会議の実施

■ 子ども・子育て会議の実施状況および議事内容等

● 平成30年度 第1回 八幡浜市子ども・子育て会議

- 1 日 時：平成30年12月19日（水） 13時～
- 2 場 所：八幡浜市役所八幡浜庁舎5階大会議室
- 3 出席委員：15名
- 4 議 事

- (1) 会長・副会長の選任について
- (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について
- (3) 幼児教育・保育の無償化について
- (4) 白浜保育所運營業務委託に関する第三者評価及び保護者アンケートについて
- (5) 児童虐待防止等要保護児童対策について

● 平成30年度 第2回 八幡浜市子ども・子育て会議

- 1 日 時：平成31年3月18日（月） 13時30分～
- 2 場 所：八幡浜市役所八幡浜庁舎5階大会議室
- 3 出席委員：15名
- 4 議 事

- (1) 保育所・幼稚園の定員の変更について
- (2) 病児・病後児保育施設「キッズケア・しらはま」について
- (3) だんだん（保内保育所・保内児童センター）について

●令和元年度 第1回 八幡浜市子ども・子育て会議

1 日 時：令和元年7月12日（金） 13時30分～

2 場 所：八幡浜市役所八幡浜庁舎5階大会議室

3 出席委員：14名（欠席1名）

4 議 事

- (1) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査の速報結果について
- (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について
- (3) 事業所内保育事業について
- (4) 幼児教育・保育の無償化について
- (5) 子育て支援事業「やわたはま銀座バスケット」について

●令和元年度 第2回 八幡浜市子ども・子育て会議

1 日 時：令和元年11月28日（木） 13時～

2 場 所：八幡浜市役所八幡浜庁舎5階大会議室

3 出席委員：13名

4 議 事

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の素案について
- (2) ファミリーサポート事業について
- (3) 子育て支援事業「やわたはま銀座バスケット」について

●令和元年度 第3回 八幡浜市子ども・子育て会議

1 日 時：令和2年1月31日（金） 10時～

2 場 所：八幡浜市役所八幡浜庁舎5階501会議室

3 出席委員：11名

4 議 事

- (1) 第2期八幡浜市子ども・子育て支援事業計画案について
- (2) 「八幡浜市子育て世代包括支援センターぽか※ぽか」について

第2章 計画の基本理念や施策の体系等

1. 基本理念や基本的な視点

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点にたち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

一方で、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子どもの成長や子育てに喜びを感じながら、子どもを育てることができる環境の整備が求められます。

こうした基本認識にたったうえで、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で子どもの成長にしっかりと向き合いながら、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を、「次世代育成支援行動計画」、「八幡浜市ひとり親家庭自立支援計画」、「八幡浜市母子保健計画」、「八幡浜市子どもの貧困対策推進計画」を取り込む形で「八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」とし、すべての子どもの健やかな成長を保障していくこととします。

身近な自然や人とのふれあいの中で、子どもたちが豊かな心をはぐくみ、安心して子育てができるよう、地域で支え合うまちづくりを推進していきます。

2. 施策の体系や方向性

第2次八幡浜市総合計画では、児童福祉・少子化対策を主要課題のひとつに掲げ、児童福祉については下記の4つの基本施策を柱としています。

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 放課後における子育て支援の拡充
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (4) 児童の医療費無料化の拡充（ひとり親家庭医療費助成含む）

八幡浜市子ども・子育て支援事業計画では、この基本施策を念頭にしながらも、近年の子育てをめぐる環境の変化に対応した子どものための高質かつ安定的な教育・保育の給付、地域子ども・子育て支援事業の実施、その他子ども・子育て支援に係る施策の充実を、第1期計画に掲げた基本目標をベースとし、次の①～⑦を大きな基軸として、施策の展開を図ることとします。

- ①子育てを応援する子育て支援サービスの充実
- ②子どもと親の健康確保・増進の支援
- ③親と子どもの学び環境の充実
- ④職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ⑤子育てにやさしい安心・安全な環境の整備
- ⑥専門的な知識及び技術を要する支援の推進
- ⑦子どもの貧困に対する支援

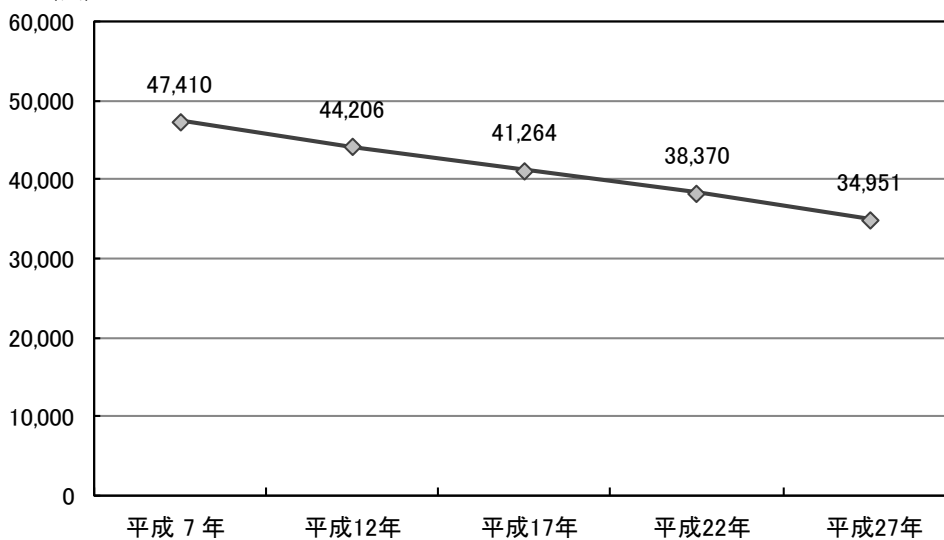
第3章 子ども・子育てをとりまく現状と課題

1. 少子化の動向

(1) 人口の推移

本市の総人口は、減少し続け、平成27年では平成7年から12,459人減の34,951人となっています。

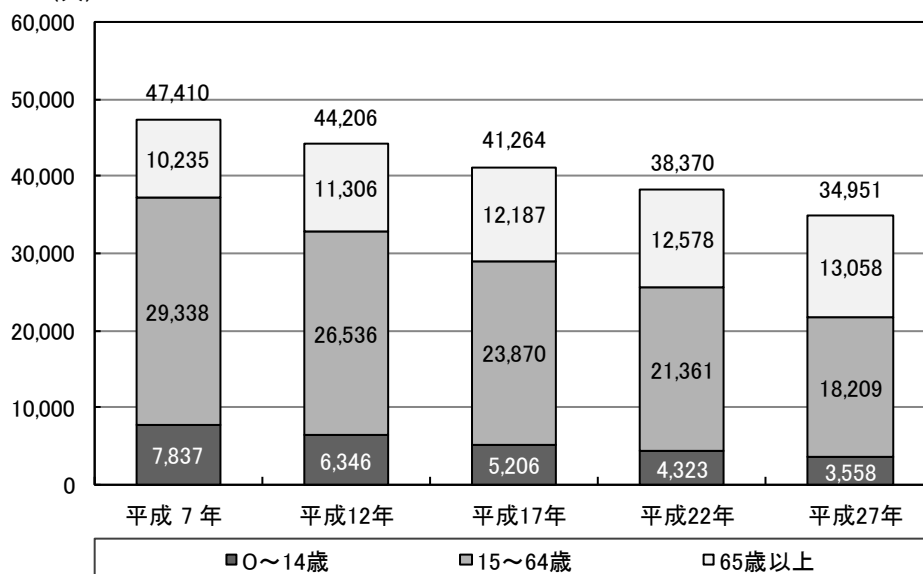
■ 総人口の推移
(人)



資料：国勢調査

年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳（年少人口）及び15～64歳（生産年齢人口）は減少傾向にある一方、65歳以上（高齢者人口）は増加しています。

■ 年齢3区分別人口の推移
(人)

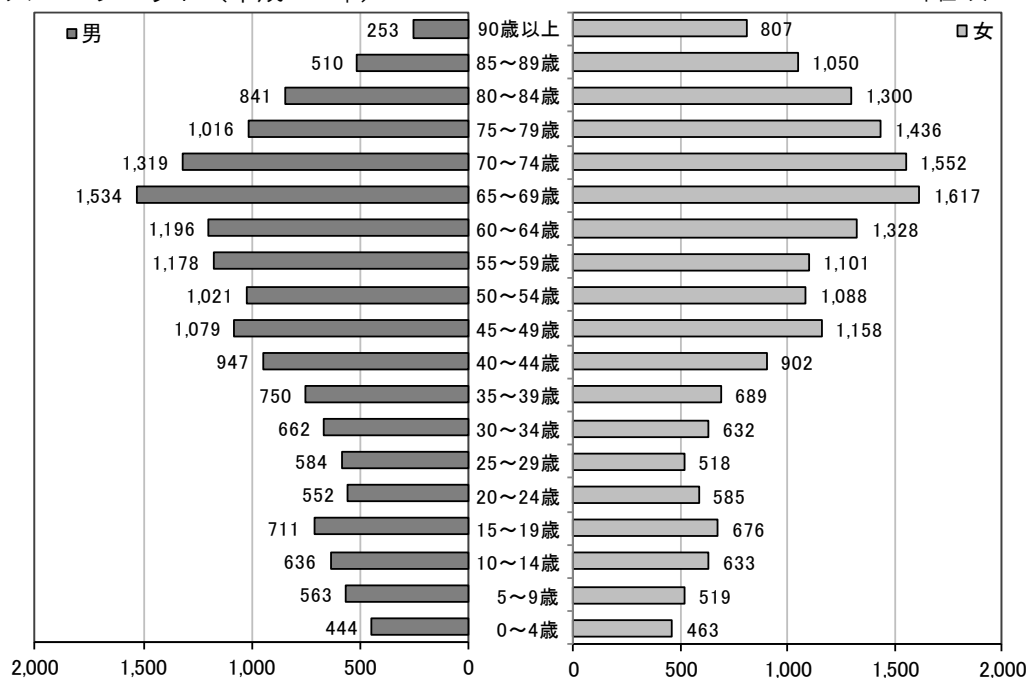


資料：国勢調査

人口ピラミッドをみると、男女ともに65～69歳がもっとも多く、20歳代の人口が少なくなっており、高齢化が進行していることがわかります。

■人口ピラミッド（平成30年）

単位：人



資料：住民基本台帳

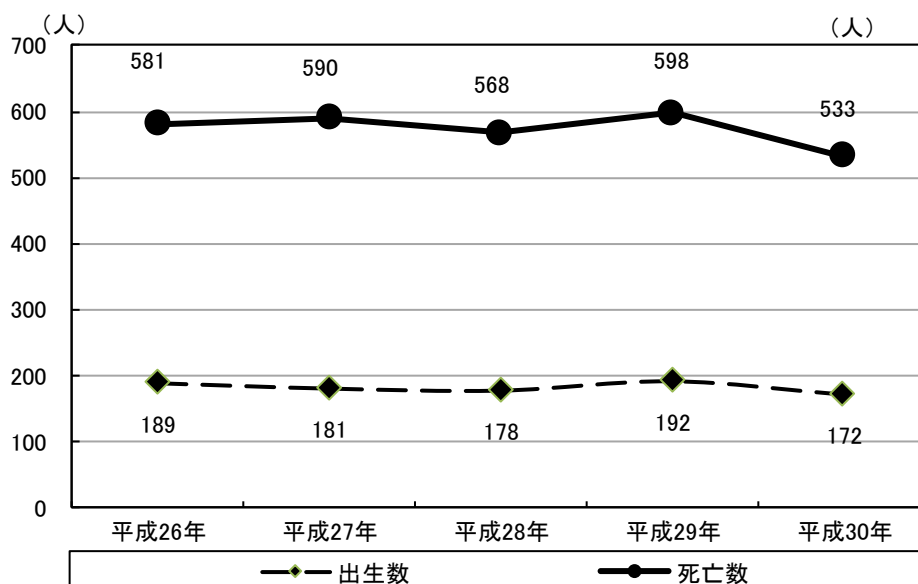
(2) 自然動態

自然動態をみると、毎年死亡数が出生数を上回り、自然減の傾向がみられます。

■出生数・死亡数

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	189	181	178	192	172
死亡数	581	590	568	598	533
自然増減	▲ 392	▲ 409	▲ 390	▲ 406	▲ 361

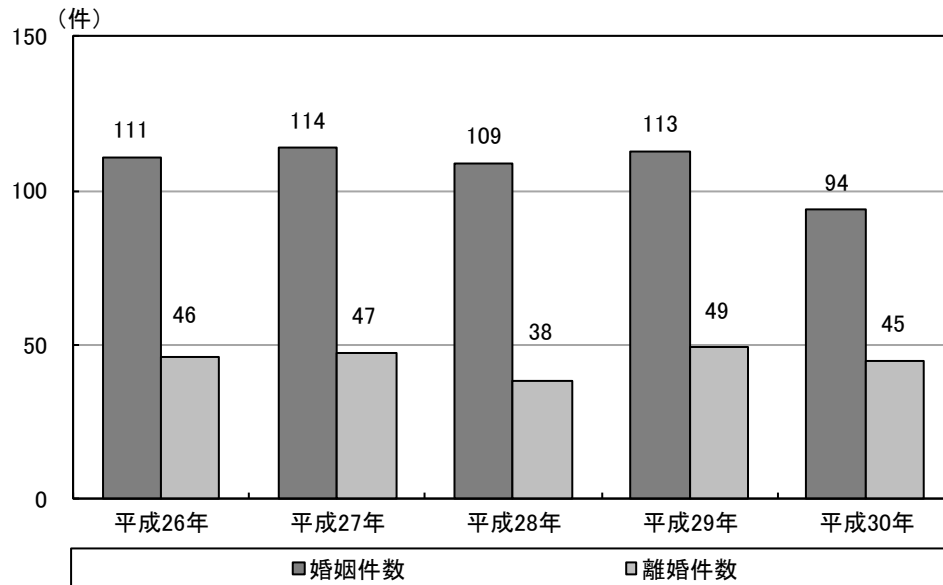


資料：住民基本台帳

(3) 婚姻の動向

婚姻・離婚の状況を見ると、婚姻件数、離婚件数ともに増減を繰り返しながら推移しており、平成30年では婚姻件数が94件、離婚件数が45件となっています。

■婚姻・離婚の状況

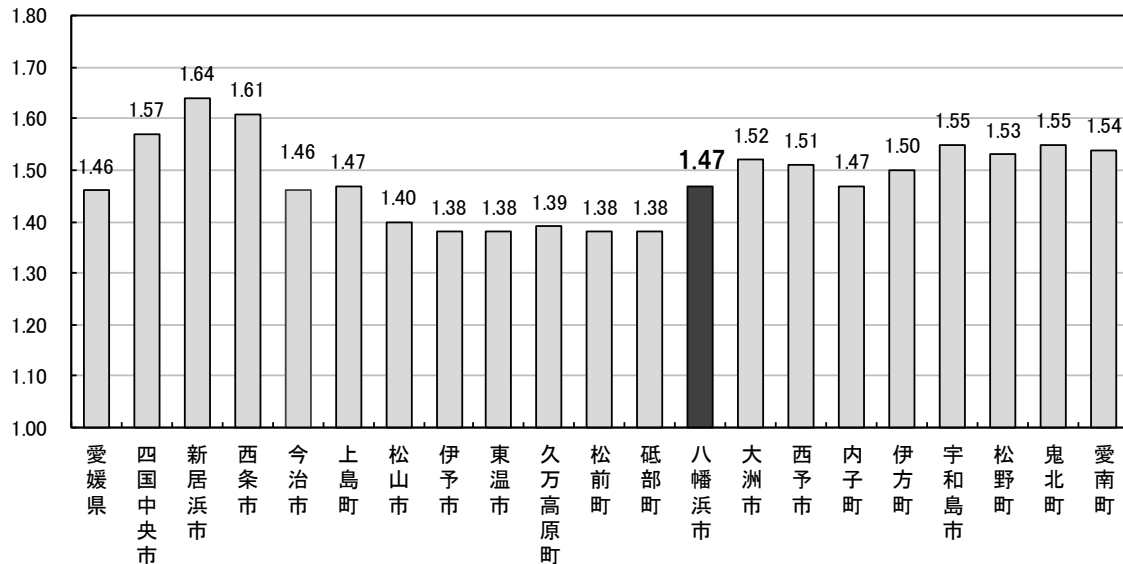


資料：八幡浜市

(4) 晩産化、少産化の動向

八幡浜市の合計特殊出生率は 1.47 となっており、愛媛県の 1.46 を上回っているが、県下 20 市町中 11 番目と決して高いほうではありません。

■愛媛県下の合計特殊出生率



資料：合計特殊出生率地域別レポート（愛媛県 平成 30 年 3 月）

母親の年齢階層別出生数の推移をみると、各年度「30～34 歳」が全体で割合が高く、「35～39 歳」「40 歳以上」の割合が上昇していき、晩産化の傾向がみられます。

■母親の年齢階層別出生数の推移

単位：人、%

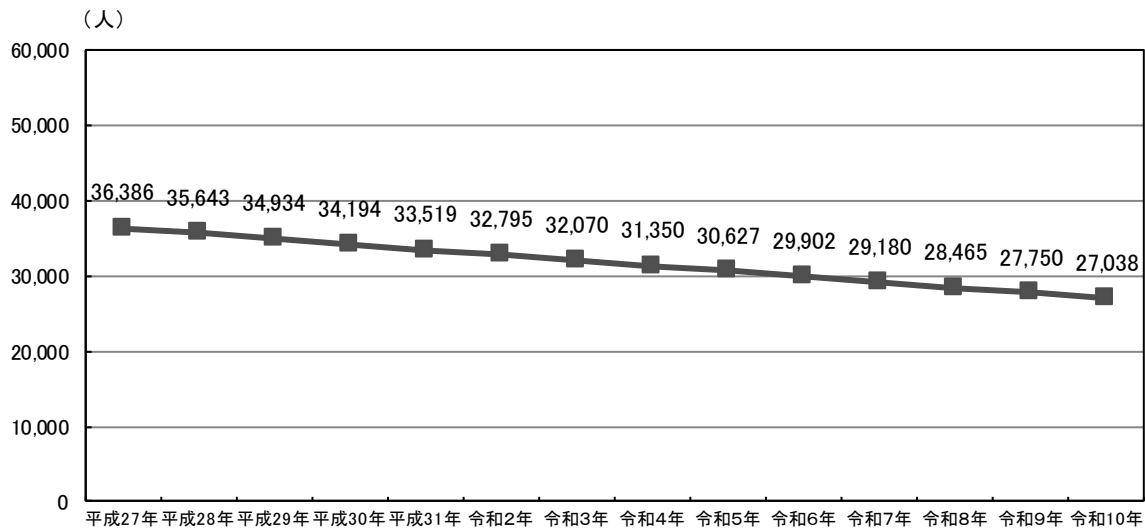
年齢階層	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
15～19歳	4	1.67	7	3.00	-	0.00	-	0.00	3	1.64
20～24歳	35	14.58	19	8.15	20	10.64	24	13.19	26	14.21
25～29歳	71	29.58	70	30.04	57	30.32	55	30.22	45	24.59
30～34歳	88	36.67	86	36.91	71	37.77	60	32.97	48	26.23
35～39歳	32	13.33	44	18.88	36	19.15	35	19.23	51	27.87
40歳以上	10	4.17	7	3.00	4	2.13	8	4.40	10	5.46
合計	240	100.00	233	100.00	188	100.00	182	100.00	183	100.00

資料：愛媛県保健統計年報

(5) 人口、年少人口の将来予測

将来推計人口の推移をみると、平成27年～平成31年の実績値、及び令和2年～10年の推計値いずれにおいても減少傾向にあることがわかります。平成27年～令和10年にかけて、9,348人減少する見込みとなっています。

■将来推計人口（総人口）

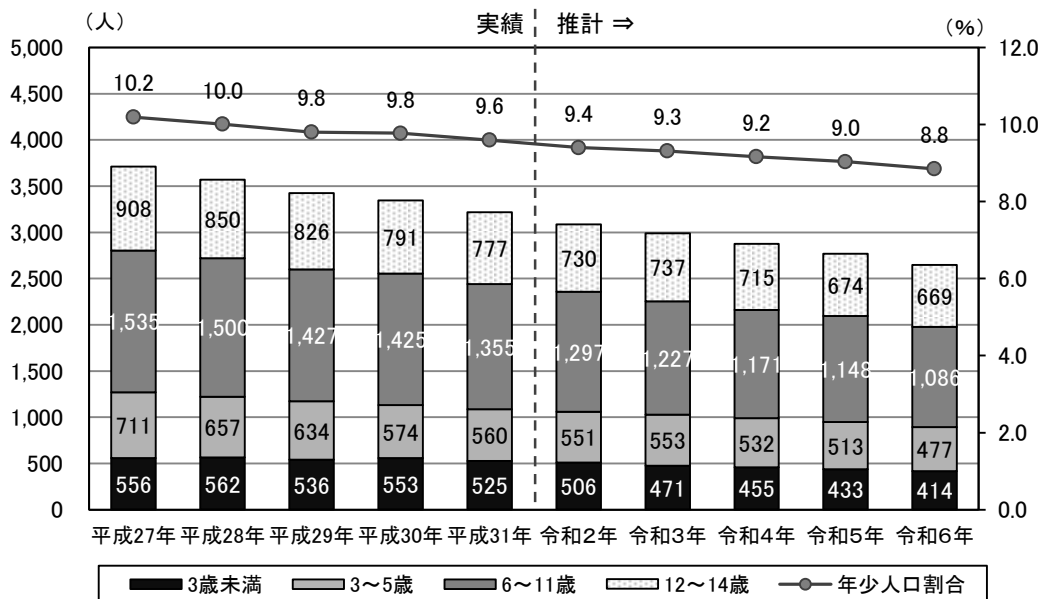


資料：住民基本台帳（～平成31年）

住民基本台帳からコーホート要因法による人口推計（令和2年～）

年少人口の推移をみると、平成27年～平成31年の実績値、及び令和2年～10年の推計値いずれにおいても減少傾向にあることがわかります。また令和10年の推計年少人口は2,246人となっており、平成31年の3,217人と比較すると、10年間で971人減少する見込みです。

■年少人口の推移



資料：住民基本台帳（～平成31年）

住民基本台帳からコーホート要因法による人口推計（令和2年～）

2. 子育て家庭や地域の状況

(1) 世帯の動向

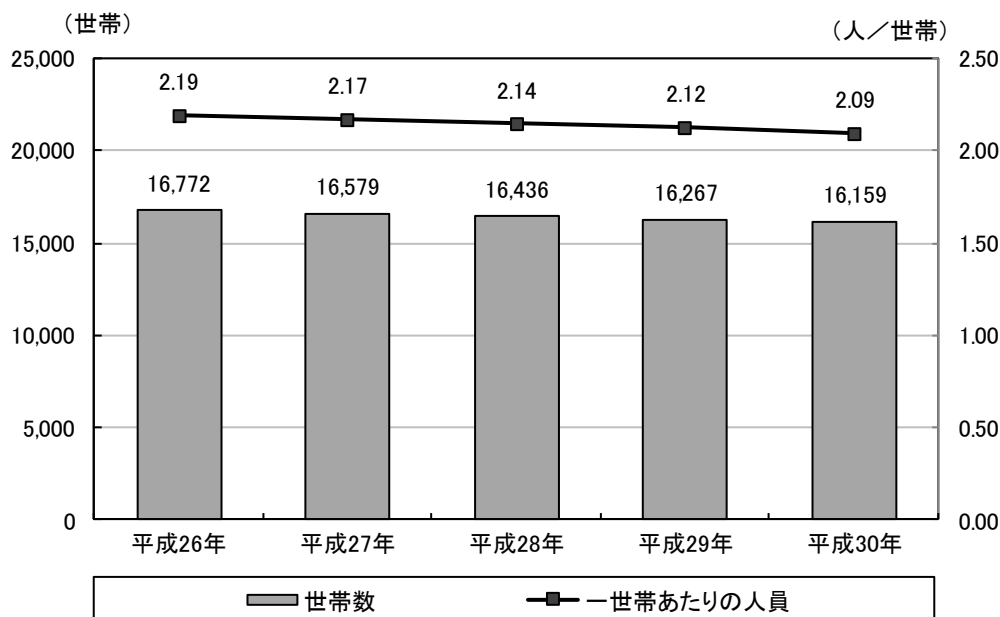
世帯の状況を見ると、世帯数と総人口ともに減少傾向にあり、一世帯あたりの人員も減少し続けています。全国や愛媛県と比較しても、世帯あたり人数は下回っており、世帯規模が縮小していることがわかります。

単位：人、世帯

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
世帯数	16,772	16,579	16,436	16,267	16,159
総人口	36,710	35,931	35,245	34,546	33,850
一世帯あたりの人員	2.19	2.17	2.14	2.12	2.09

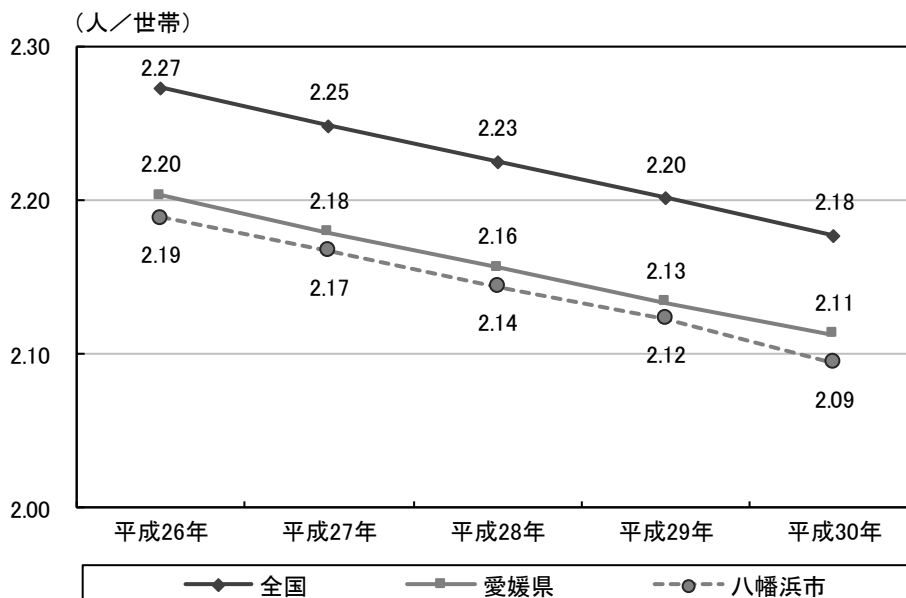
資料：住民基本台帳

■世帯数と一世帯あたり人数の推移



資料：住民基本台帳

■世帯あたり人数の比較



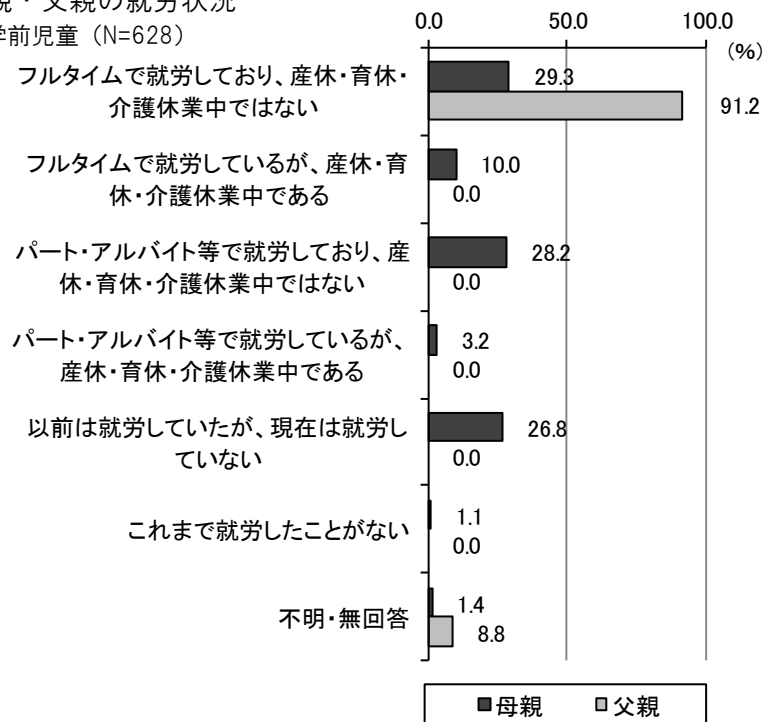
資料：住民基本台帳

(2) 就労状況

母親・父親の就労状況をみると、父親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が91.2%と最も高くなっています。母親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「以前は就労していたが、現在は就労していない」となっています。

■母親・父親の就労状況

就学前児童 (N=628)

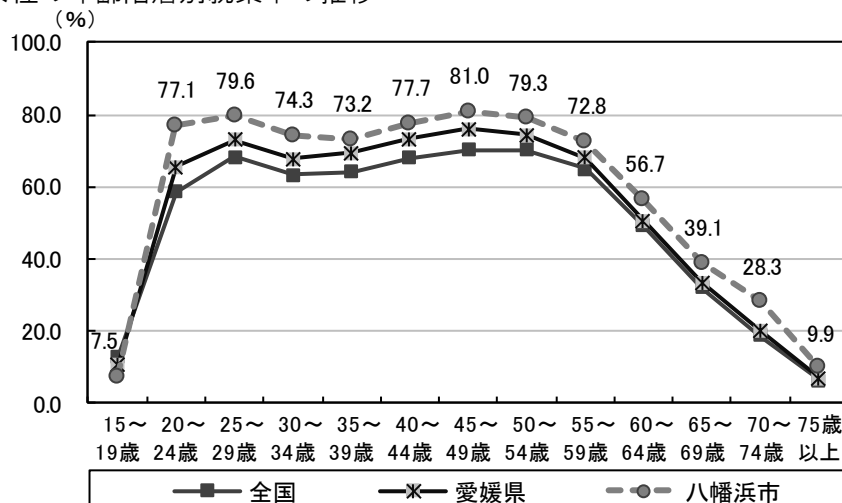


資料：八幡浜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

女性の年齢階層別就業率の推移をみると、全国や愛媛県を上回っています。また、25歳から39歳にかけて低下し、40歳以降に上昇しており、これは結婚・妊娠を機に離職し、育児期間を終え再び就業する女性が多いからとみられます。

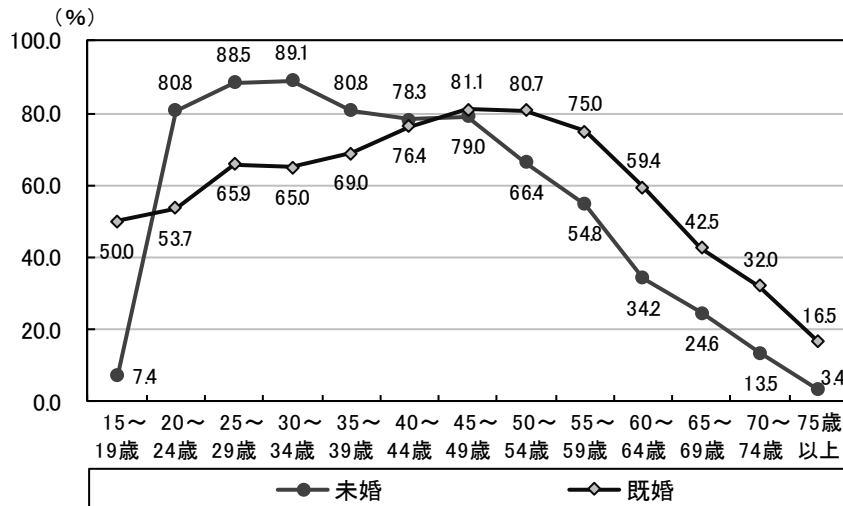
既婚・未婚別の就業率をみると、20歳から39歳にかけて、既婚者と未婚者の就業率に差が出ています。結婚による女性の雇用環境に課題があると考えられます。

■女性の年齢階層別就業率の推移



資料：国勢調査

■ 就業率の比較（未婚・既婚）



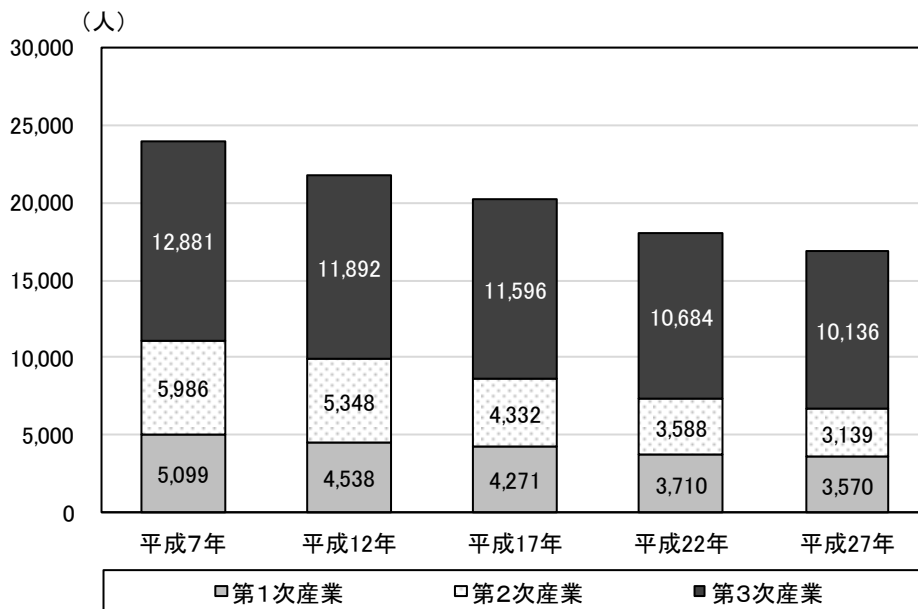
資料：国勢調査

(3) 産業・雇用の状況

産業別就業者数をみると、全産業が減少しており、全体の就業人数も減少傾向にみられます。

特に、第2次産業・第3次産業は平成7年から平成27年にかけて約2,800人減少しています。

■ 産業別就業者数

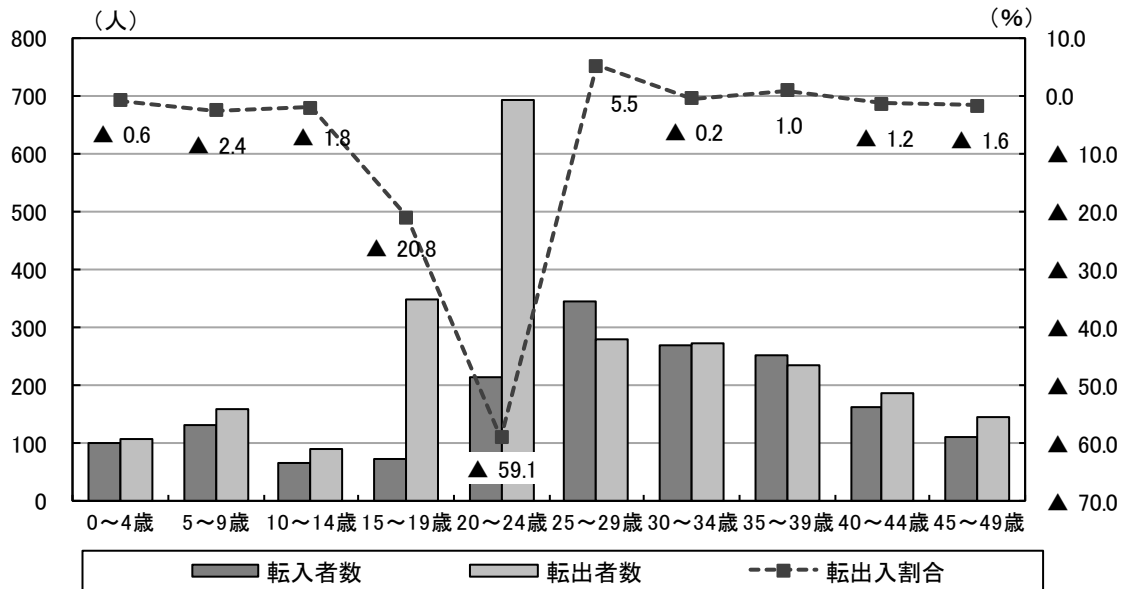


資料：国勢調査

(4) 地域特性

転入・転出の状況を見ると、20歳～24歳の転出者数が転入者数を大幅に上回っていることがわかります。これは進学や就職を機に市外に転出する若い世代が多く、反対に転入する若い世代が少ないからとみられます。

■年齢別転出入割合（平成27年）



資料：国勢調査

■転入者数と転出者数（平成27年）

単位：人、%

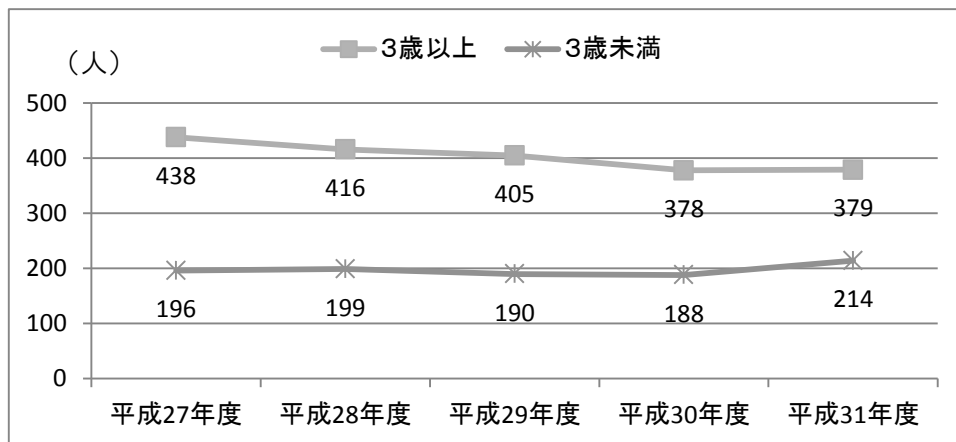
	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
転入者数	100	131	66	74	213	346	271	251	163	110
転出者数	106	159	91	350	695	281	274	234	187	144
社会増減	▲ 6	▲ 28	▲ 25	▲ 276	▲ 482	65	▲ 3	17	▲ 24	▲ 34
転出入割合	▲ 0.6	▲ 2.4	▲ 1.8	▲ 20.8	▲ 59.1	5.5	▲ 0.2	1.0	▲ 1.2	▲ 1.6

3. 保育所、幼稚園、学校等及び子どもをめぐる問題の状況

(1) 保育所数、入所児童数の推移

保育所の施設数は、公立のみの9か所で、入所児童数は、3歳以上、3歳未満ともに平成27年から平成30年にかけて減少傾向にありましたが、平成31年度に増加傾向になっています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数(か所)		12	12	12	11	9
入所児童数(人)	総数	634	615	595	566	593
	3歳以上	438	416	405	378	379
	0歳児	12	13	12	14	10
	1～2歳児	184	186	178	174	204
	3歳未満	196	199	190	188	214

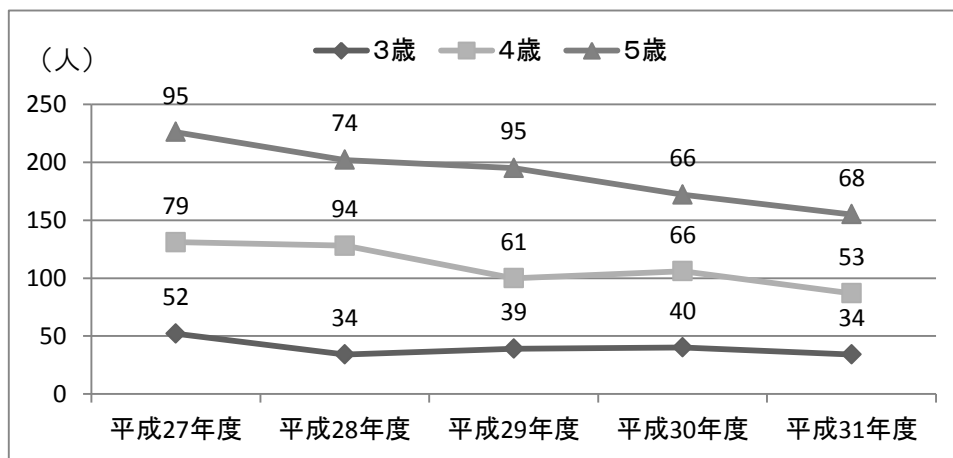


資料：八幡浜市（4月1日現在）

(2) 幼稚園数、園児数の推移、一時預かり保育の実施状況

幼稚園の施設数は、平成31年度で公立2か所、私立3か所の計5か所です。
園児数は3歳児・4歳児・5歳児とともに減少しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数(か所)		5	5	5	5	5
園児数	総数	226	202	195	172	155
	3歳	52	34	39	40	34
	4歳	79	94	61	66	53
	5歳	95	74	95	66	68



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
公立(人)	89	78	73	60	50
私立(人)	137	124	122	112	105
総数(人)	226	202	195	172	155

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一時預かり保育実施児童数(人)	3,767	3,480	3,308	3,493	2,804

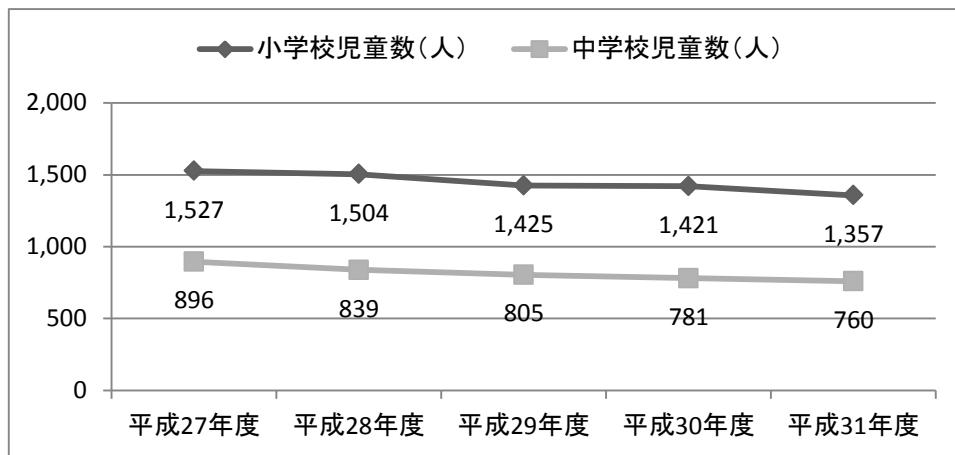
資料：八幡浜市（4月1日現在）

※一時預かり保育実施児童数の平成31年度は見込数

(3) 学校数、児童・生徒の推移

小学校・中学校ともに児童・生徒数は年々減少しており、それに伴い施設の統廃合も行われています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小学校	学校数(か所)	12	12	12	12	12
	児童数(人)	1,527	1,504	1,425	1,421	1,357
中学校	学校数(か所)	7	7	5	5	5
	児童数(人)	896	839	805	781	760



資料：八幡浜市（4月1日現在）

(4) 特別支援学級の状況

全体的に児童・生徒数が減少している中で、特別支援学級については小学校では学級数、児童数は増加傾向にあります。中学校では学級数、生徒数ともに減少傾向にあります。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小学校	学級数(組)	22	22	25	26	29
	児童数(人)	45	46	49	53	61
中学校	学級数(組)	13	11	9	10	10
	生徒数(人)	28	23	19	19	21

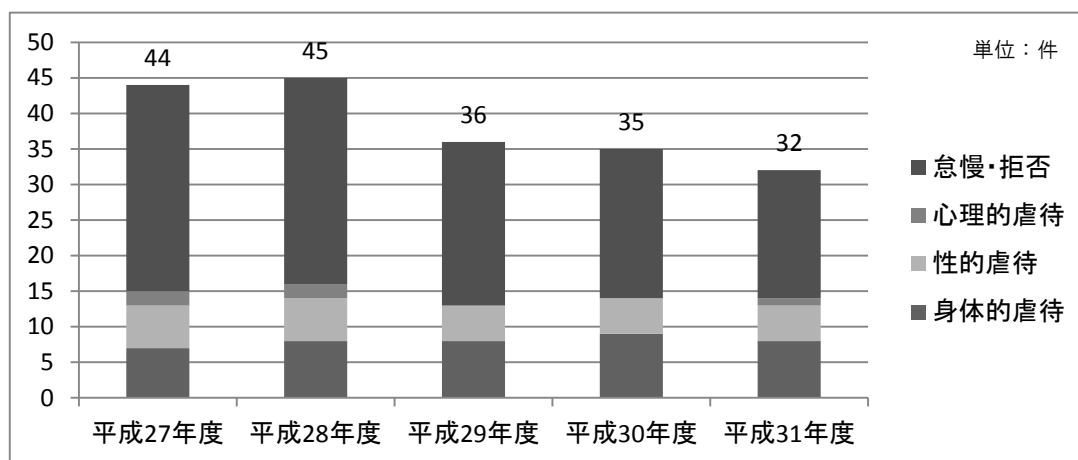
資料：八幡浜市（4月1日現在）

(5) 児童虐待認知件数の推移

児童虐待認知件数については、過去見られなかった性的虐待が認知されるようになりましたが全体的には若干の減少傾向にあります。

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
身体的虐待	7	8	8	9	8
性的虐待	6	6	5	5	5
心理的虐待	2	2	0	0	1
怠慢・拒否	29	29	23	21	18
計	44	45	36	35	32



資料：八幡浜市（4月1日現在）

(6) いじめ発生件数・不登校児童生徒数の推移

小学生のいじめの件数、不登校については過去あまり見られませんでした。各年一定数発生しています。中学生で見ても増加傾向にあり、少数ではありますが一定数発生しているため、個別の事例への対応や発生の予防に留意する必要があります。

単位：件、人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小学校	いじめ件数	8	7	6	7	1
	不登校児童	1	2	3	2	0
中学校	いじめ件数	5	2	2	6	0
	不登校児童	7	8	14	18	8

資料：八幡浜市（4月1日現在）H31年度のみ5月31日現在

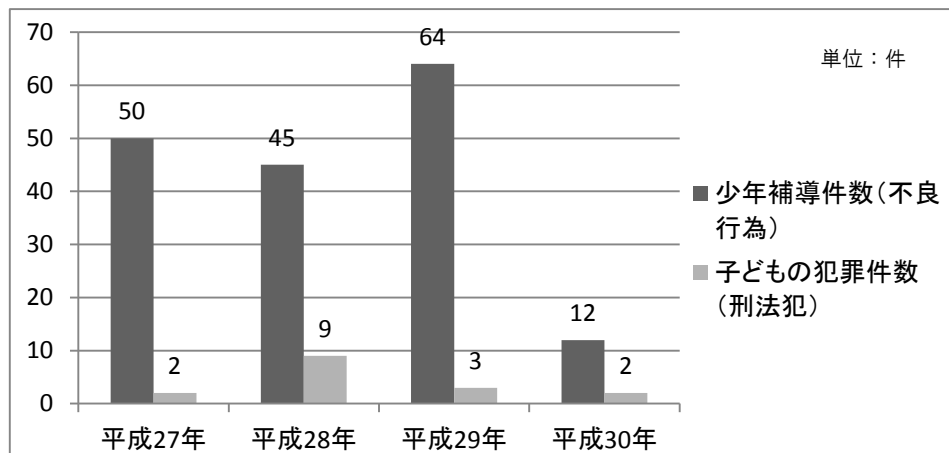
(7) 少年非行・子どもの犯罪件数

少年補導件数、子どもの犯罪件数ともに各年で増減はありますが、一定数以上発生しています。社会不安や経済不況の中で、今後も継続して子どもを取り巻く環境に配慮していく必要があります。

単位：件

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
少年補導件数(不良行為)	50	45	64	12
子どもの犯罪件数(刑法犯)	2	9	3	2

資料：八幡浜市（年集計）



4. ニーズ調査にみる子どもの状況と子育ての実態

(1) 八幡浜市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

① 調査の概要

■調査対象者：八幡浜市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者
(就学前児童調査)

八幡浜市内在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者
(小学生児童調査)

※対象は全家庭とし、「就学前児童」は0歳～5歳、「小学生児童」は6歳～11歳(平成31年4月1日現在)を対象としています。

■調査期間：平成31年3月6日(水)～平成31年3月18日(月)

■調査方法：保育所・小学校による配布・回収/郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	817件	628件	76.8%
小学生児童	930件	871件	93.6%

■参考：前回調査

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,067件	799件	74.9%
小学生児童	762件	712件	93.4%

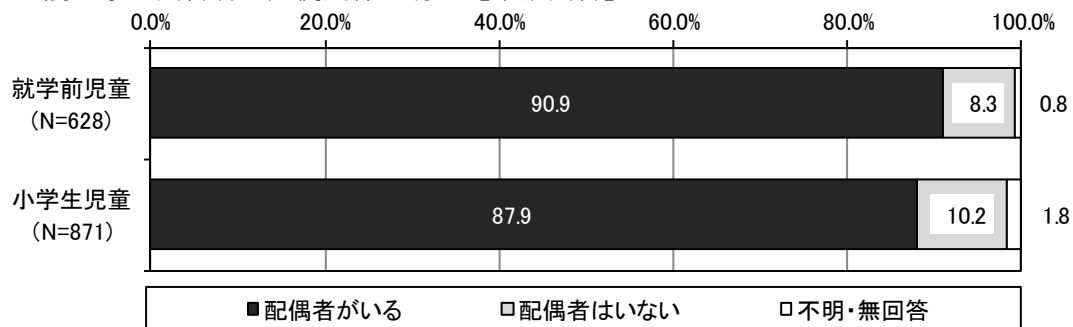
(2) ニーズ調査の結果

① 対象の子どもと家庭の状況

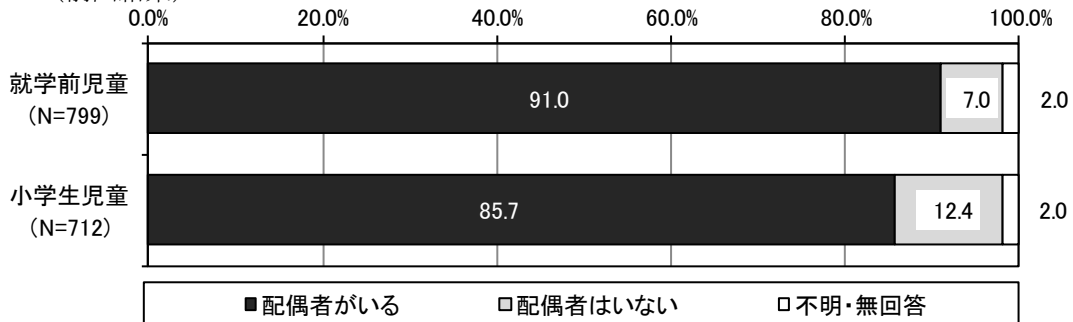
回答者の配偶関係の有無をみると、「配偶者はいない」が就学前児童で 8.3%、小学生児童で 10.2%となっており、一定数存在しています。

子育てを主に行っている方をみると、「父母ともに」が就学前児童で 61.9%、小学生で 58.6%とそれぞれもっとも高くなっています。一方で、「主に母親」が行っている割合をみると就学前児童で 36.1%、小学生児童で 37.9%となっており、父母間での子育て負担に違いがみられ、前回結果とほとんど変わらない状態になっています。

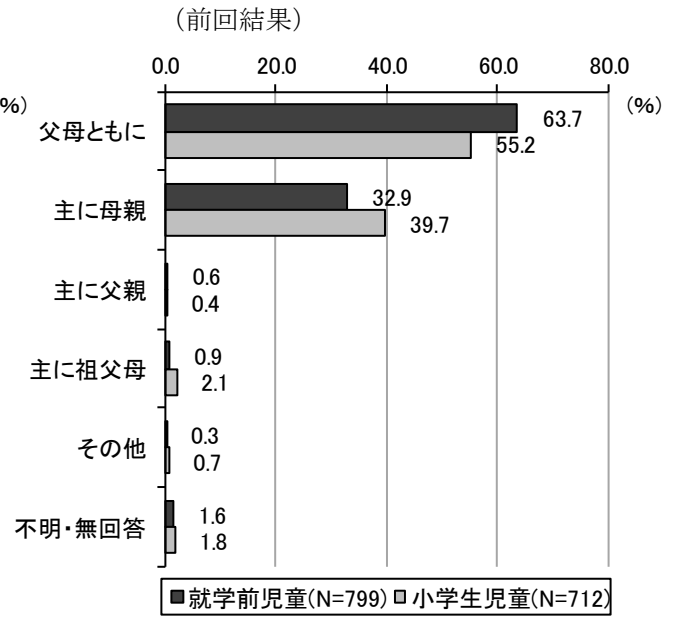
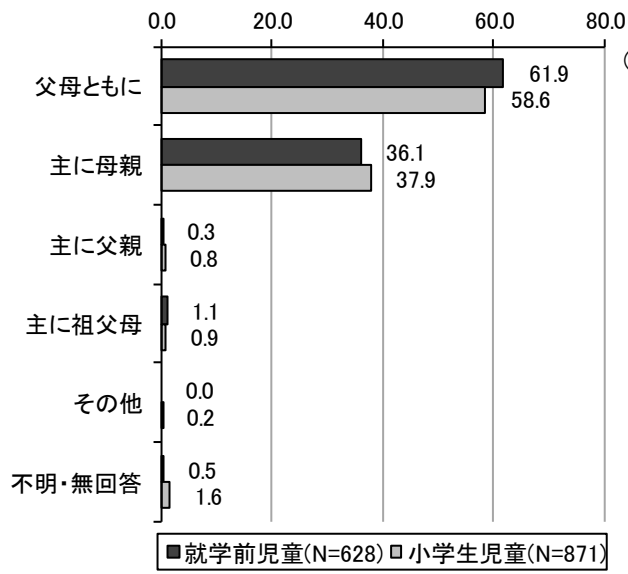
■ 調査票の回答者の配偶関係の有無【単数回答】



(前回結果)



■子育てを主に行っている方【単数回答】



② 子どもの育ちをめぐる環境

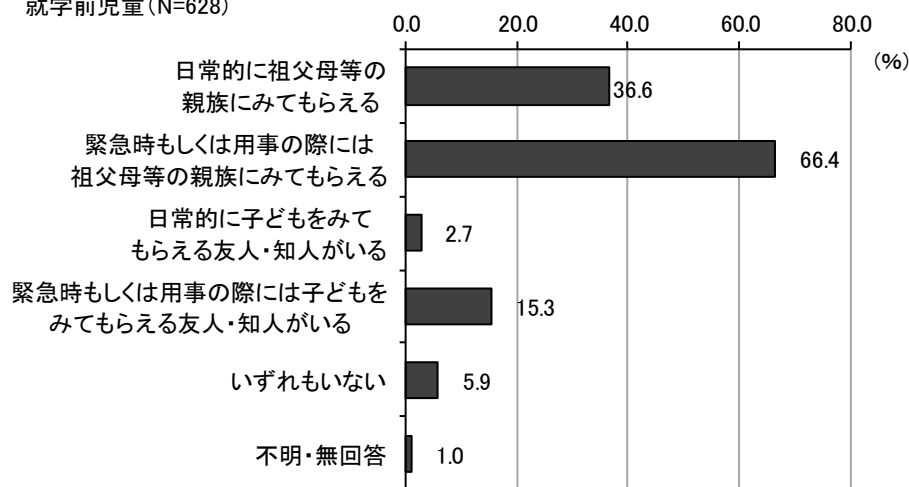
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が66.4%と最も高くなっています。

祖父母等の親族にみてもらっている状況をみると、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制限を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が57.0%となっています。

また、子育て（教育を含む）をする上での相談相手や相談できる場所の有無をみると、「いる/ある」が98.2%となっています。

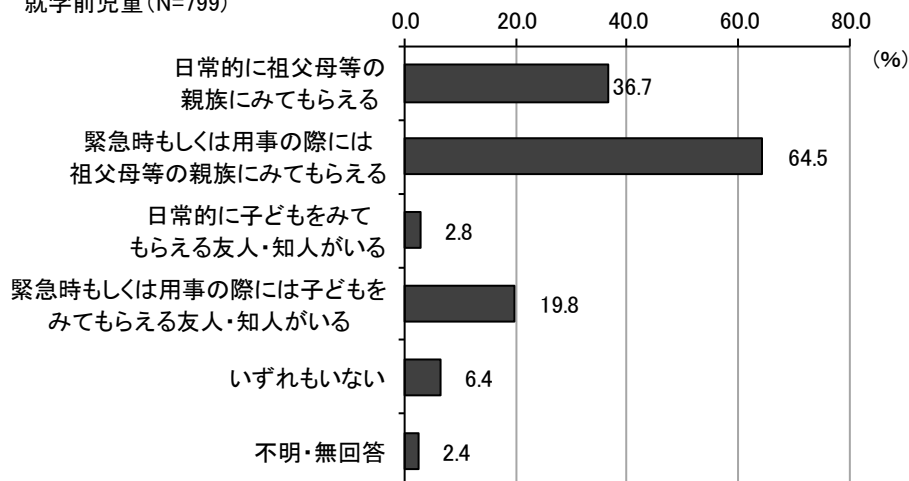
■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無【複数回答】

就学前児童(N=628)



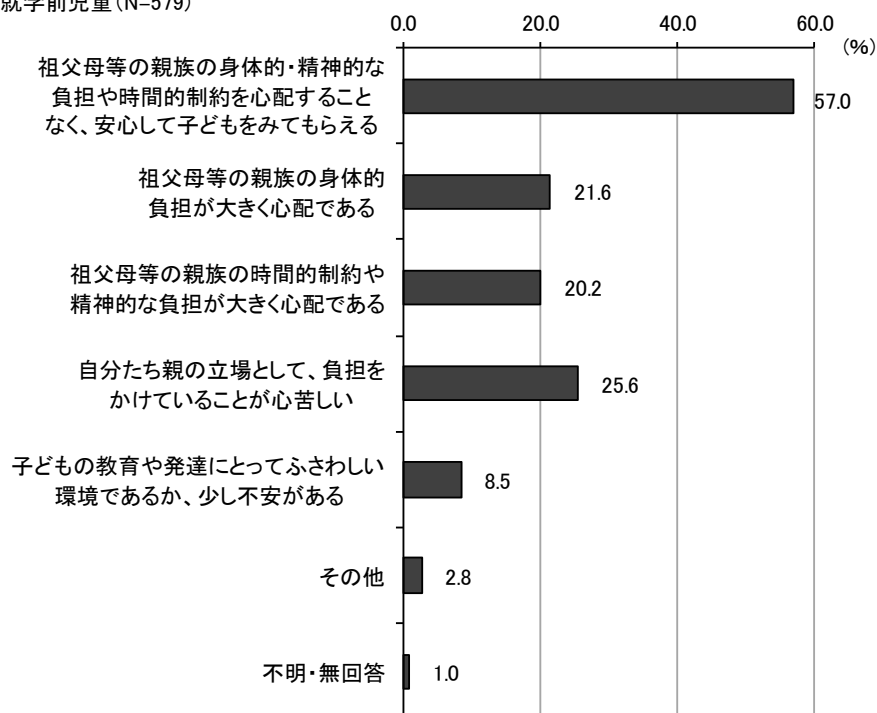
(前回結果)

就学前児童(N=799)



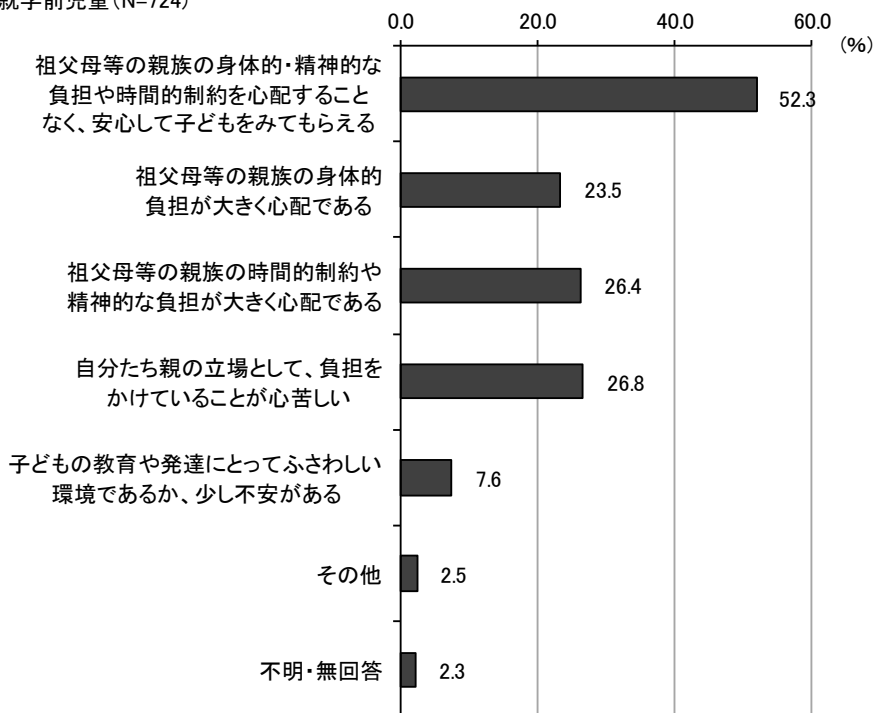
■祖父母等の親族にみてもらっている状況【複数回答】

就学前児童(N=579)

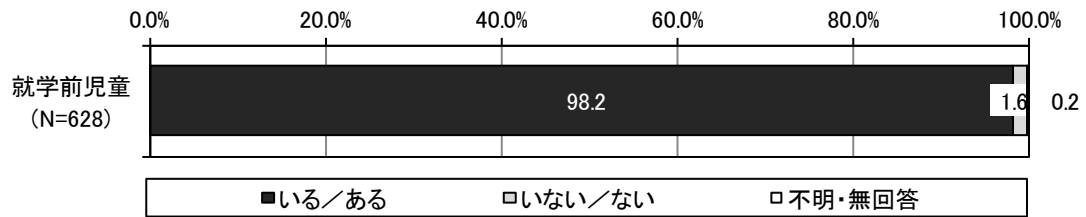


(前回結果)

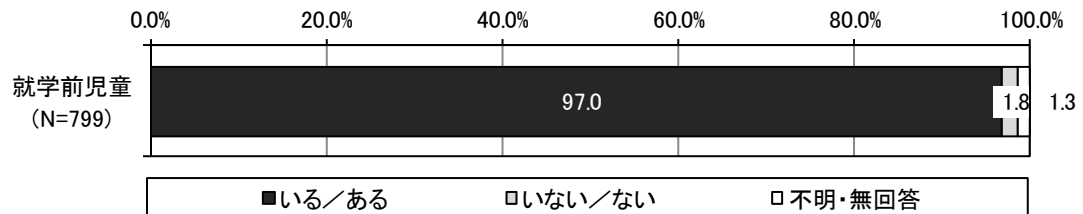
就学前児童(N=724)



■子育て（教育を含む）をする上での相談相手や相談できる場所の有無【単数回答】



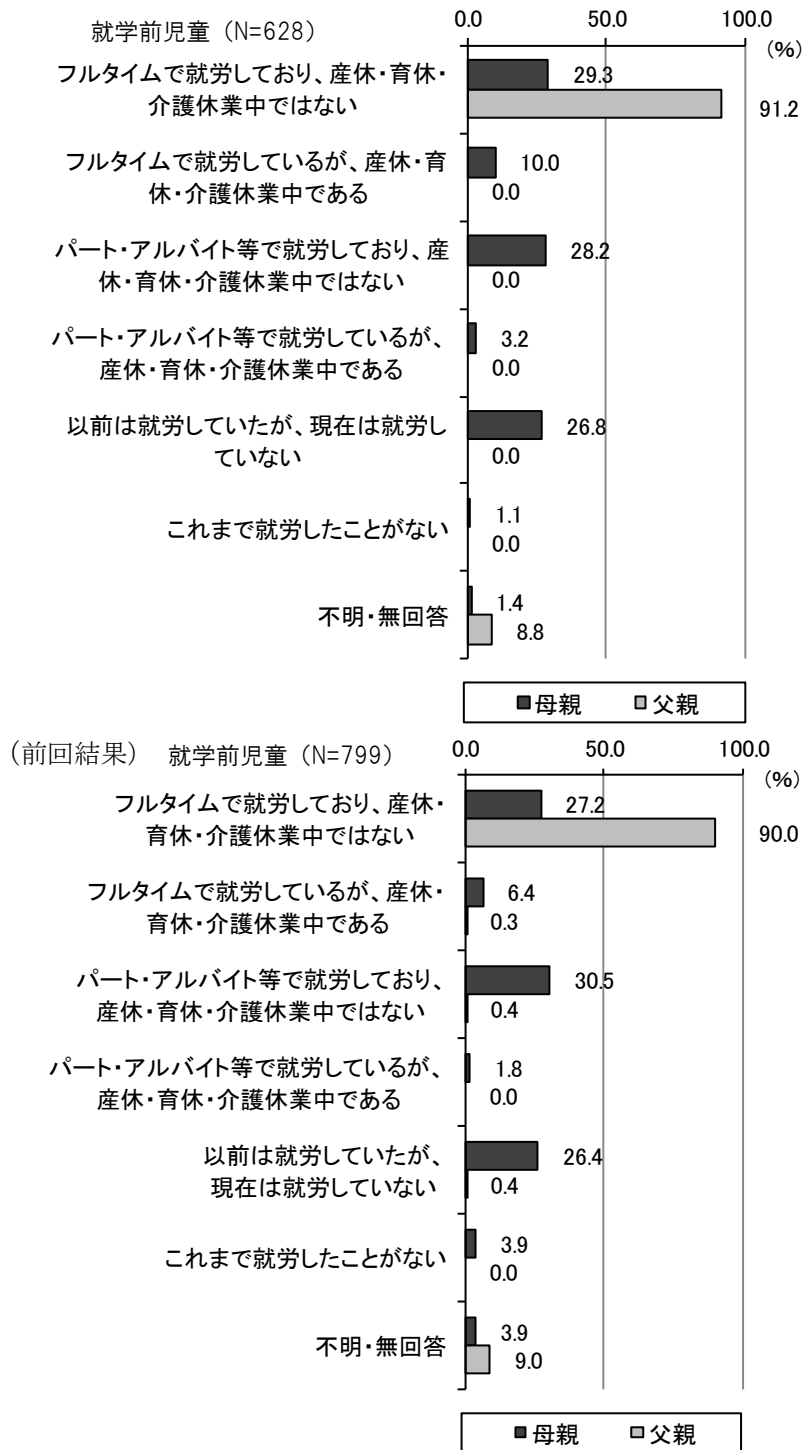
(前回結果)



③ 保護者の就労状況

保護者の就労状況を見ると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が父親で91.2%、母親で29.3%とそれぞれもっとも高くなっています。

■保護者の就労状況【単数回答】

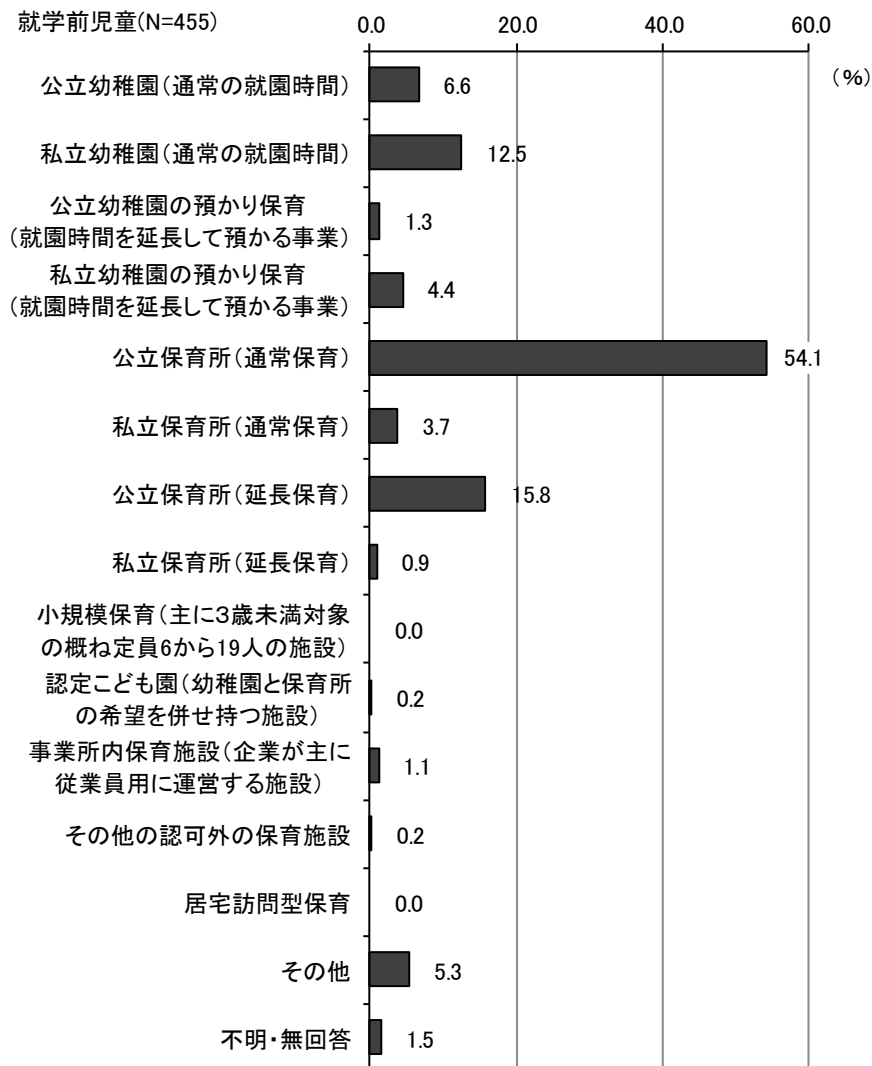


④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用

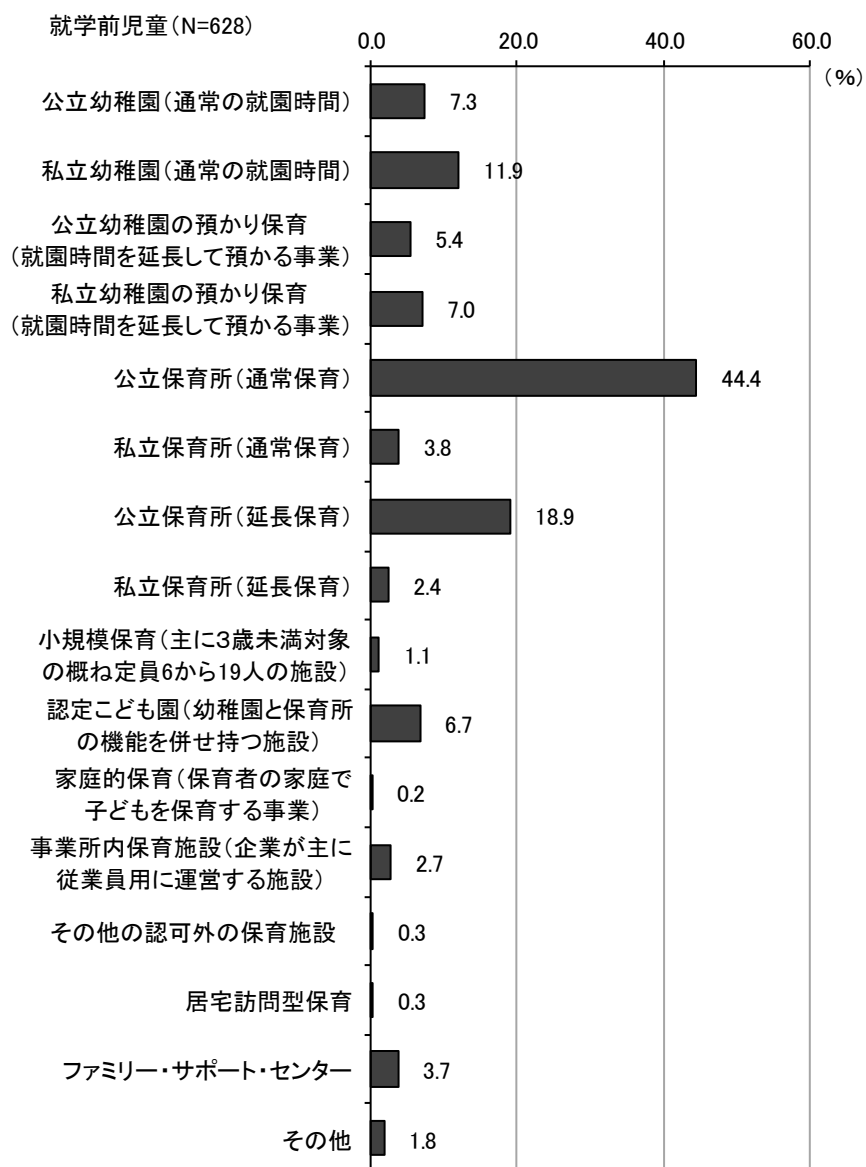
平日に利用している教育・保育事業をみると、「公立保育所（通常保育）」が54.1%と最も高く、次いで「公立保育所（延長保育）」、「私立幼稚園（通常の就園時間）」となっています。

また、現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的にご利用したい」と考える事業をみると、「公立保育所（通常保育）」が44.4%と最も高く、次いで「公立保育所（延長保育）」、「私立幼稚園（通常の就園時間）」となっています。

■平日に利用している教育・保育事業【複数回答】



■現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に利用したい」と考える事業【複数回答】



⑤ 地域の子育て支援事業の利用状況について

現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況を見ると、「利用していない」が61.9%と前回結果と同様にもっとも高くなっています。

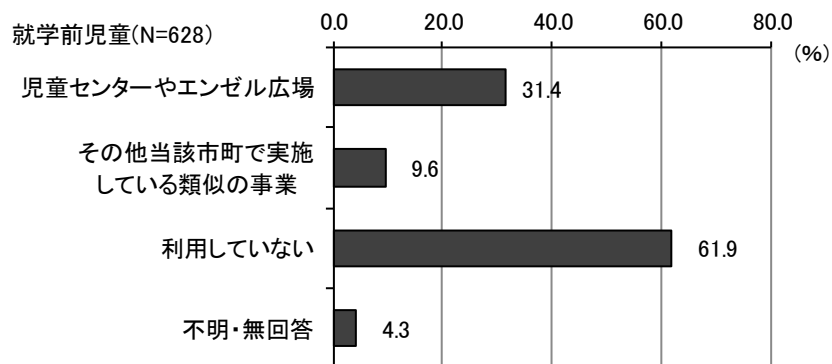
地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が48.4%ともっとも高くなっています。

地域子育て支援拠点事業の認知度をみると、「地域の子育てサロン」が75.5%ともっとも高く、ほとんどの事業が5割以上を占めており、前回結果と比較して、認知度が上昇していることがわかります。

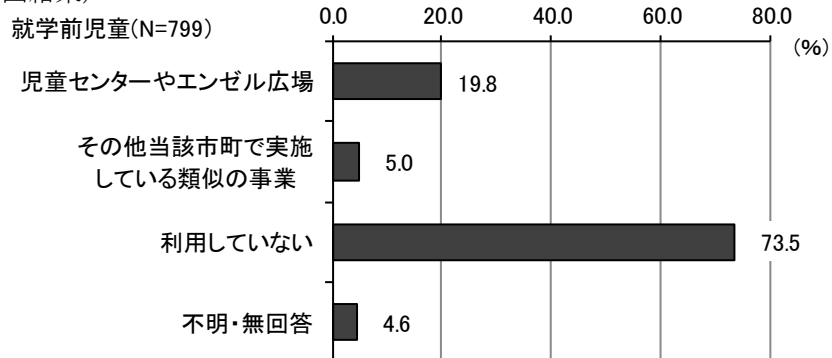
これまでの利用状況をみると、「こんにちは赤ちゃん訪問」が68.3%ともっとも高く、次いで「地域の子育てサロン」「母親（父親）学級」となっています。

今後の利用意向をみると、「市の発行の子育て支援情報誌・サイト」が56.7%ともっとも高く、次いで「保育所や幼稚園の園庭等の開放」「地域の子育てサロン」となっています。

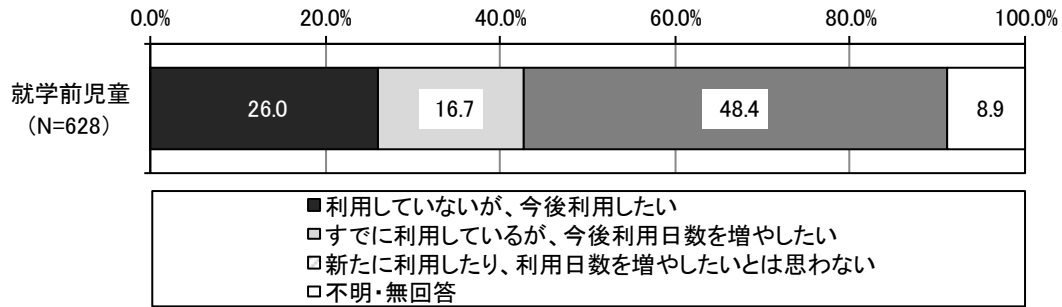
■現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況【複数回答】



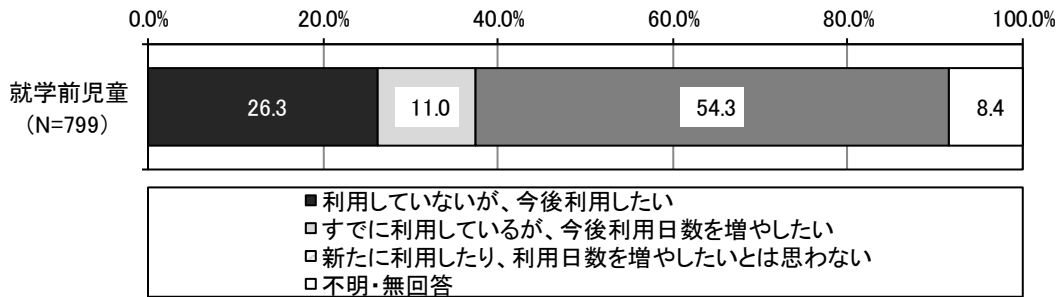
(前回結果)



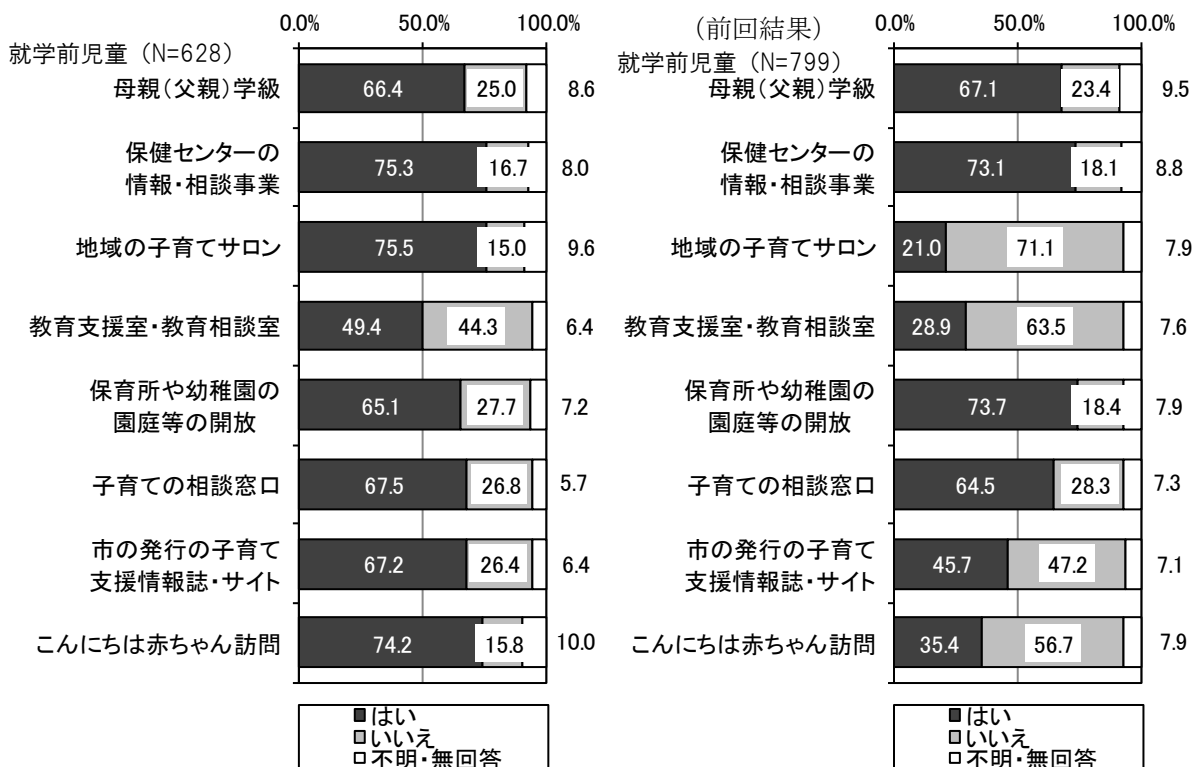
■地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向【単数回答】



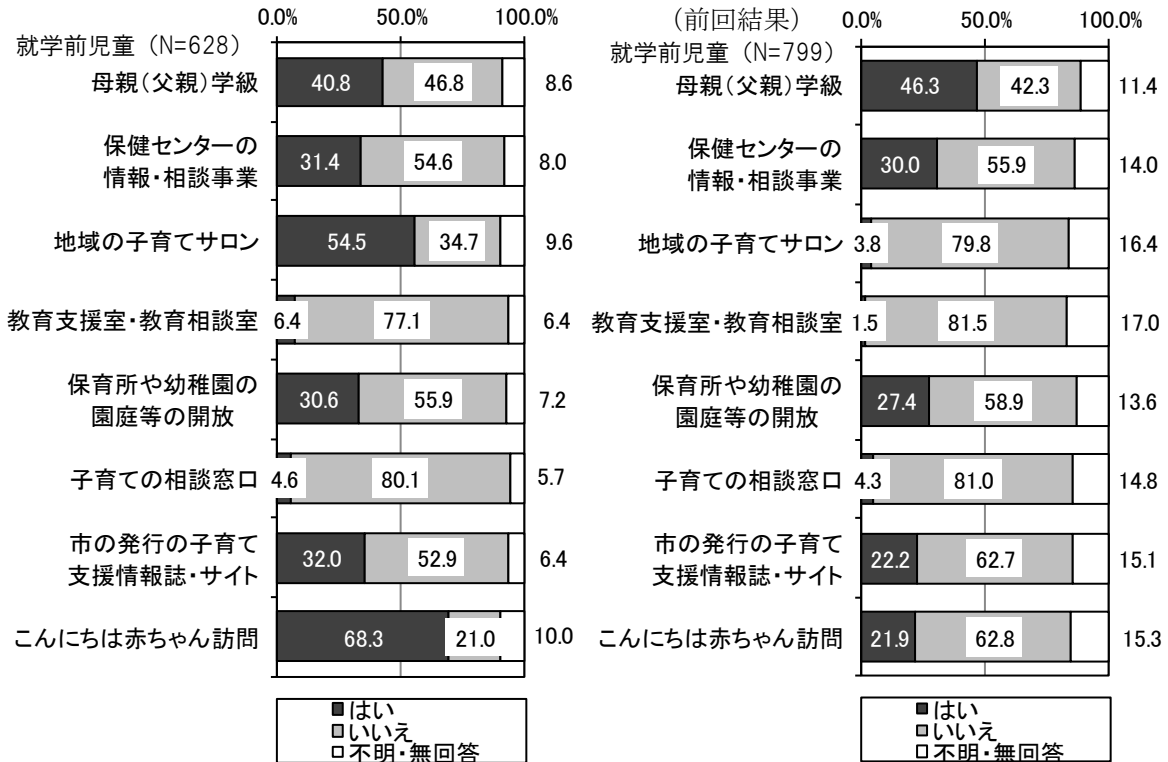
(前回結果)



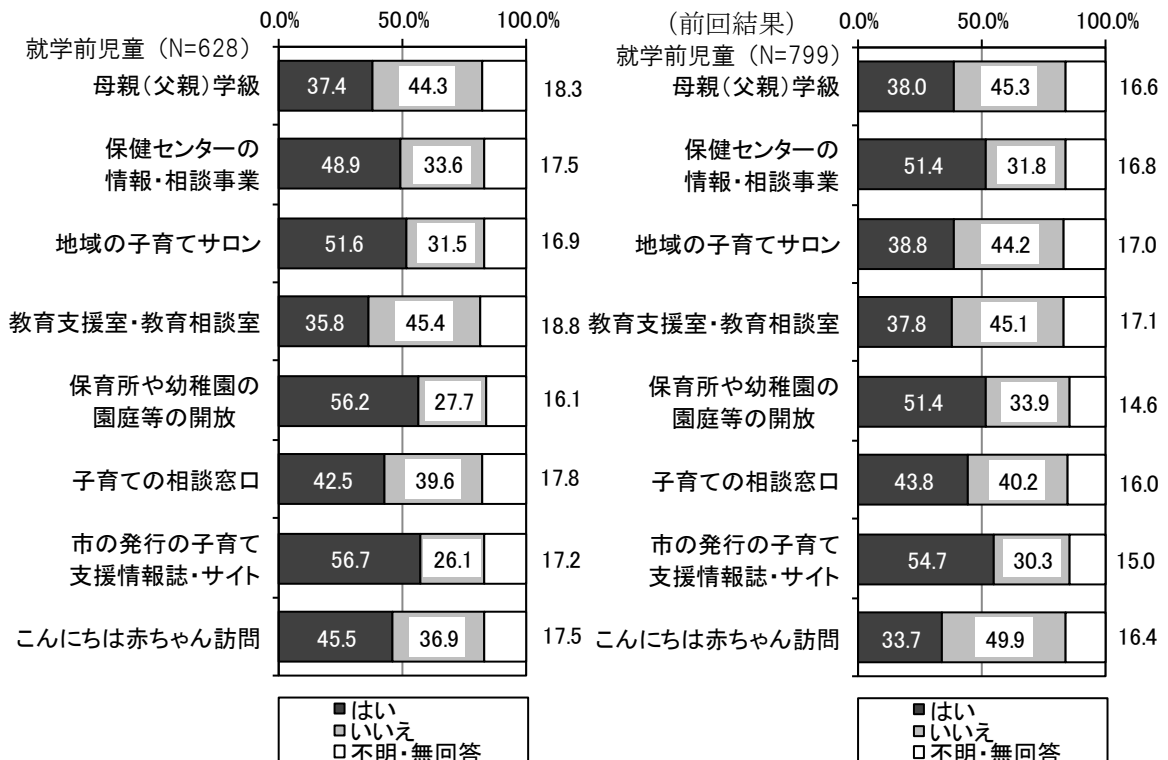
■地域子育て支援拠点事業の認知度【複数回答】



■地域子育て支援拠点事業のこれまでの利用状況【複数回答】



■地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向【複数回答】

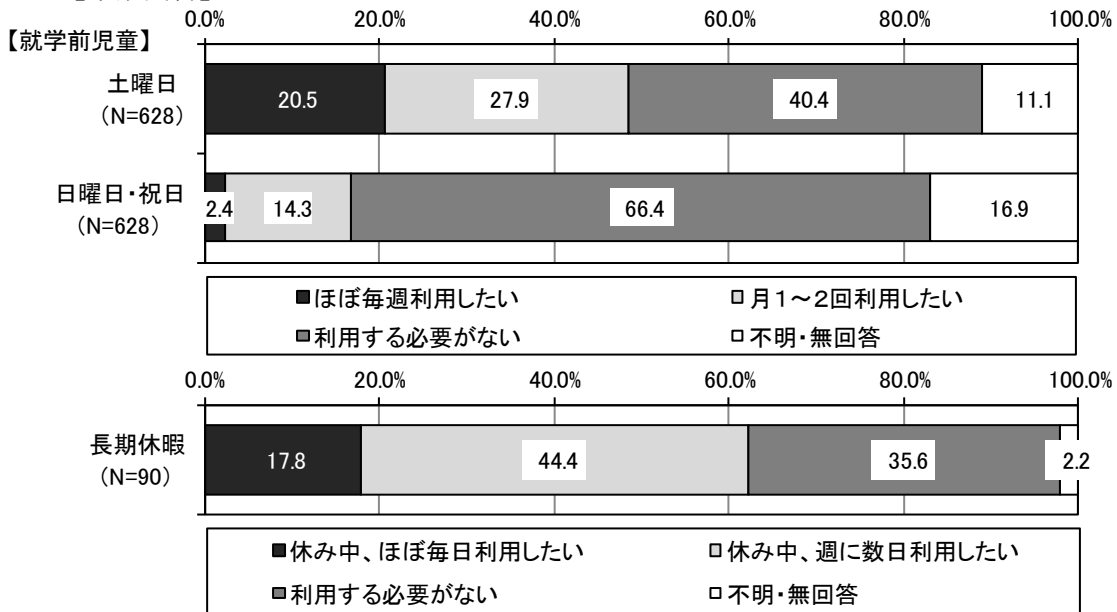


⑥ 土曜日・休日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望について

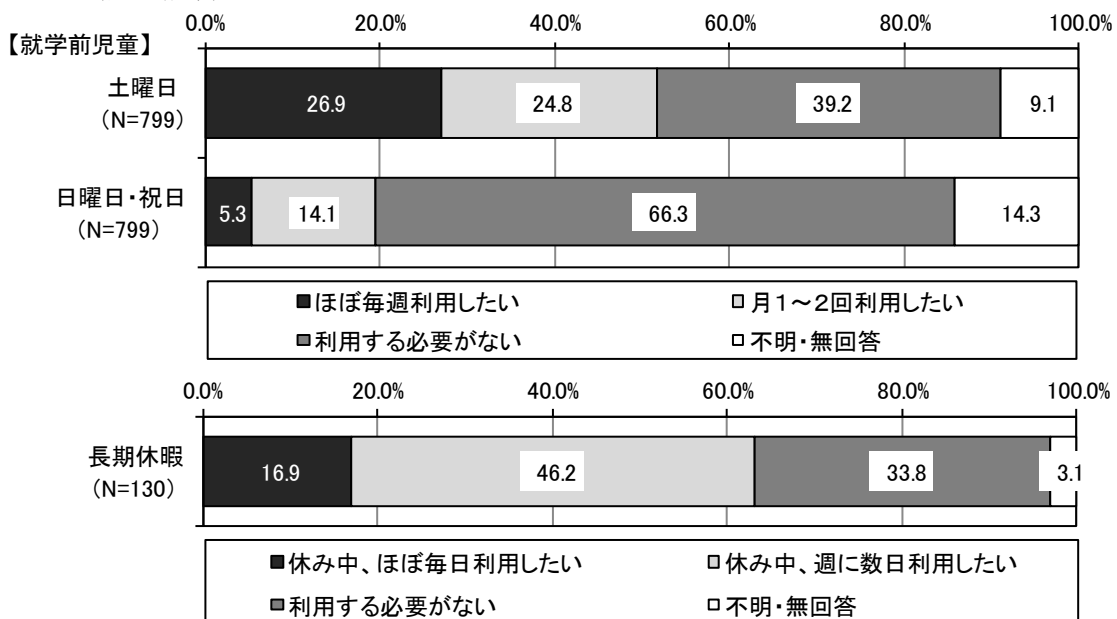
土曜日・休日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要がない」が土曜日で40.4%、日曜日・祝日で66.4%ともっとも高くなっています。また、「休み中、週に数日利用したい」が長期休暇で44.4%ともっとも高く、次いで「利用する必要がない」が35.6%高くなっています。

■土曜日・休日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望（一時的な利用は除く）

【単数回答】



(前回結果)



⑦ 病気の際の対応について

この1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無をみると、「あった」が就学前児童は81.8%、小学生児童は59.0%となっています。

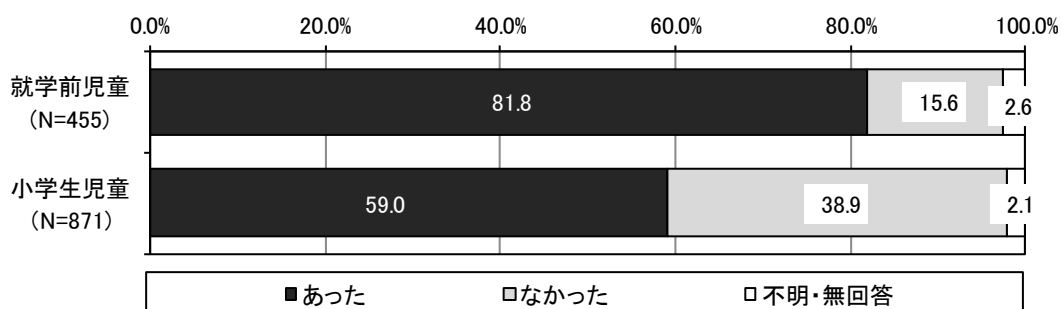
子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処方法をみると、「母親が休んだ」が就学前児童は80.9%、小学生児童は77.8%と就学前児童・小学生児童とももっとも高くなっています。

子どもが病気やケガで普通利用している教育・保育の事業が利用できなかった際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったかをみると、「利用したいと思わない」が就学前児童は68.5%、小学生児童は78.9%ともっとも高くなっています。

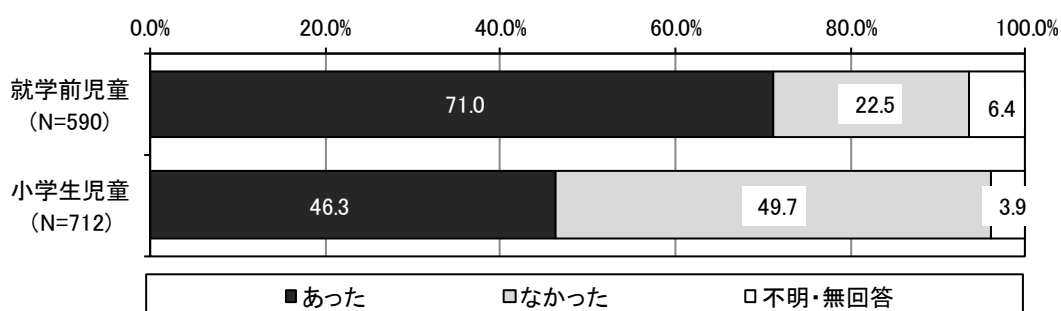
「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思ったかをみると、「できれば仕事を休んで看たい」が就学前児童で54.7%、小学生児童で44.1%ともっとも高くなっています。

■この1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無

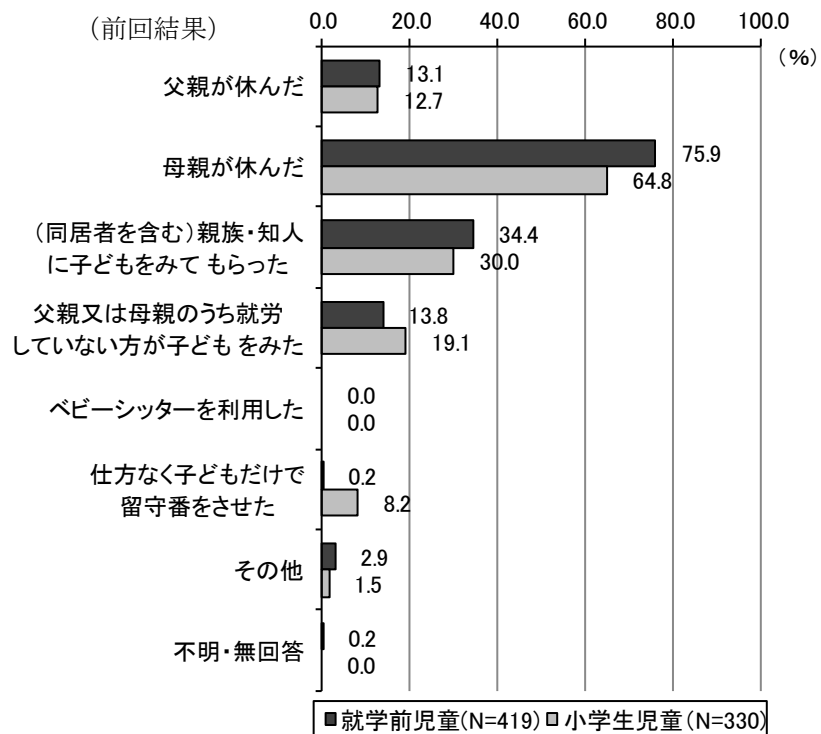
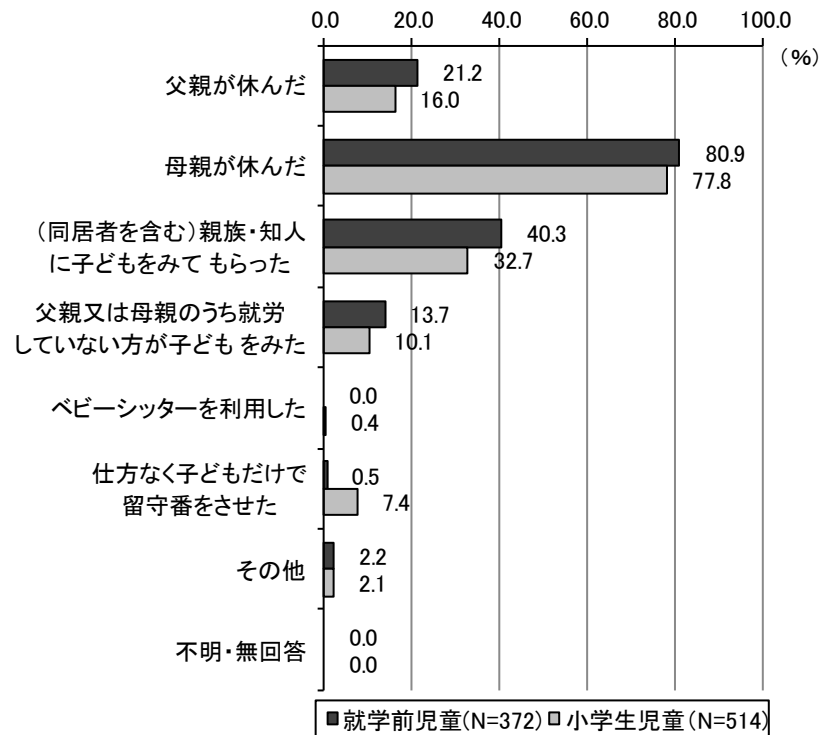
【単数回答】



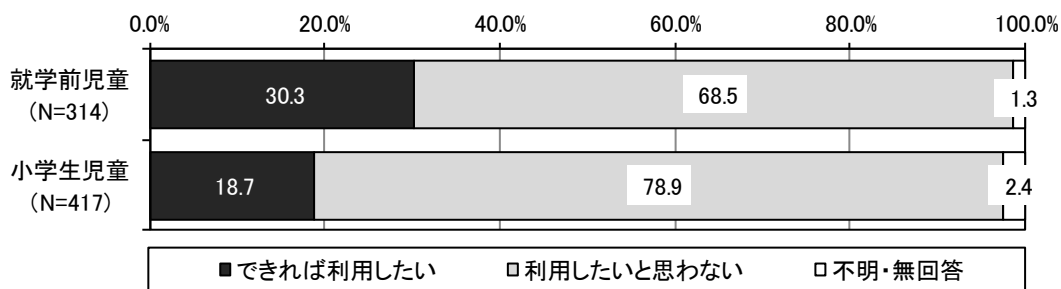
(前回結果)



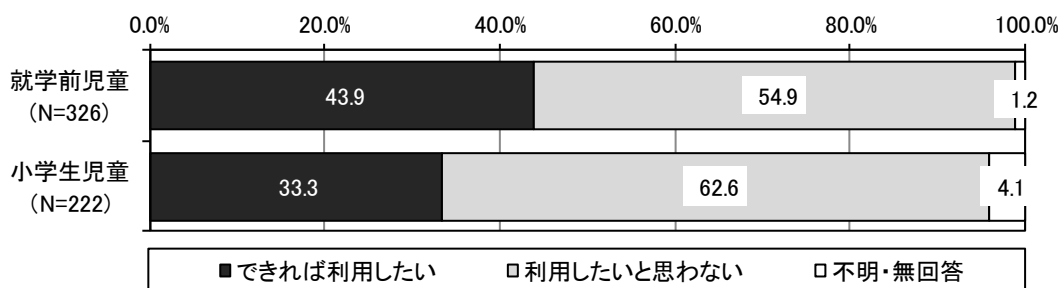
■子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処方法【複数回答】



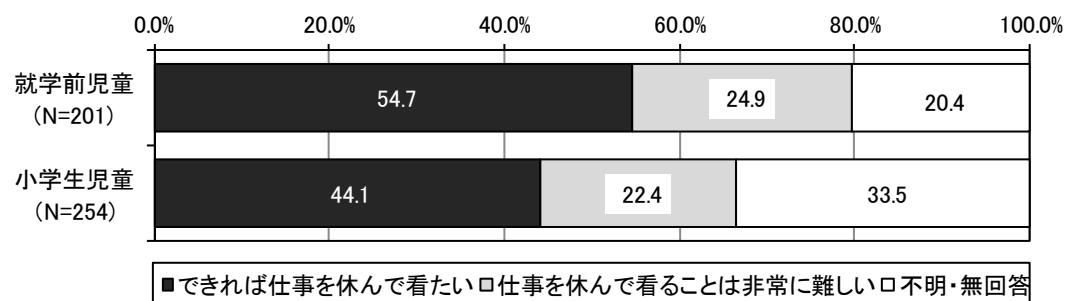
■子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか。【単数回答】



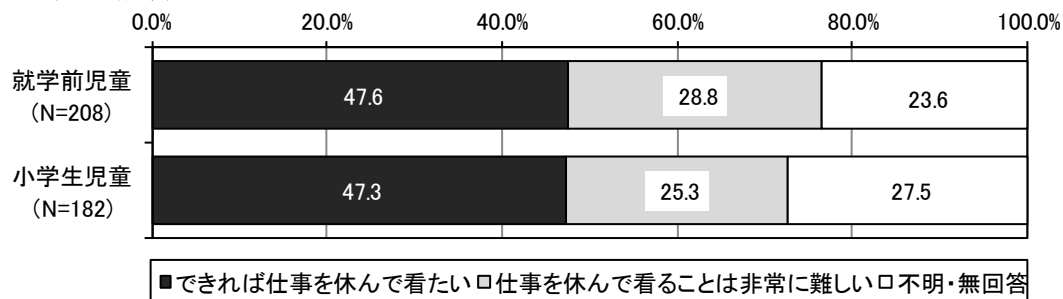
(前回結果)



■「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思ったか【単数回答】



(前回結果)



⑧ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、利用する必要がある事業の有無をみると、「利用する必要はない」が55.7%と「利用したい」を上回っており、前回結果とほぼ同様の傾向がみられます。

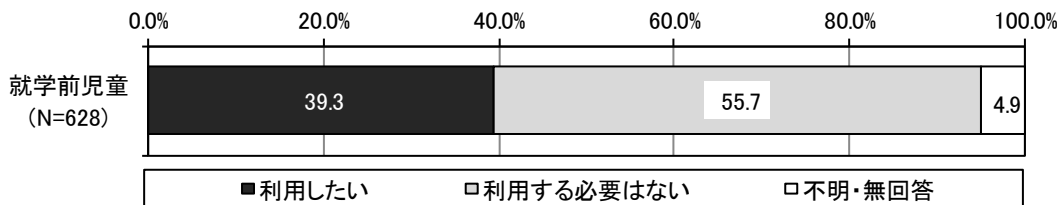
子どもを預ける場合の望ましい事業形態をみると、「幼稚園や保育所などで、子どもを預かる事業」が49.8%ともっとも高くなっています。

この1年間に、保護者の用事などにより、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないなかった経験の有無をみると、「なかった」が81.4%と前回結果同様に「あった」を上回っています。

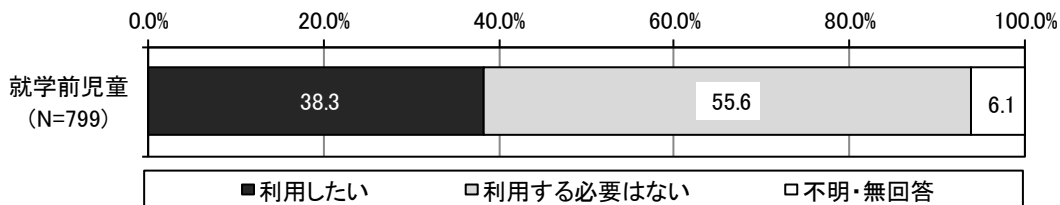
この1年に、保護者の用事などにより、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないなかった際の1年間の対処方法をみると、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が90.7%ともっとも高くなっています。

■私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、利用する必要がある事業の有無

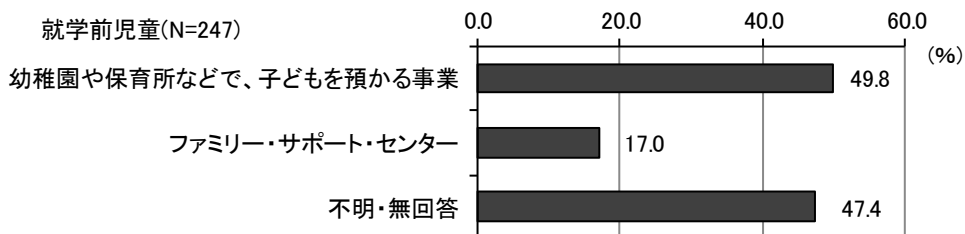
【単数回答】



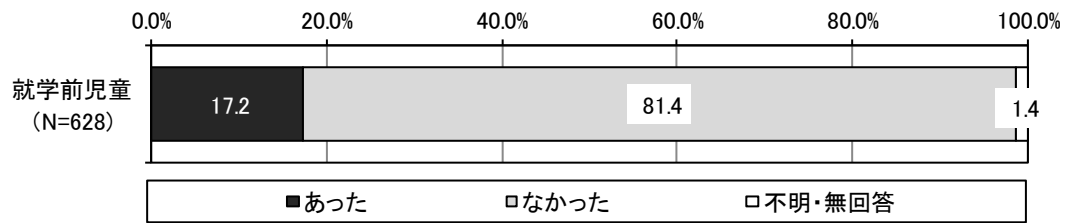
(前回結果)



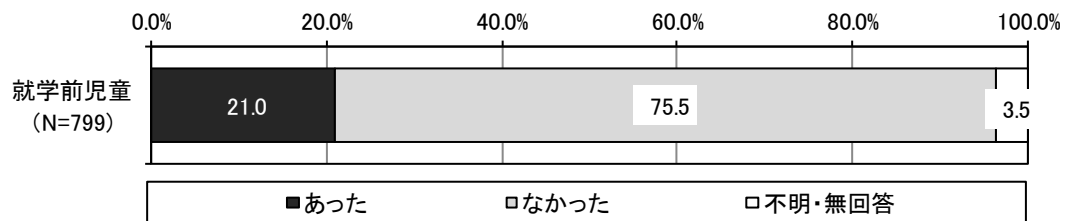
■子どもを預ける場合の望ましい事業形態【複数回答】



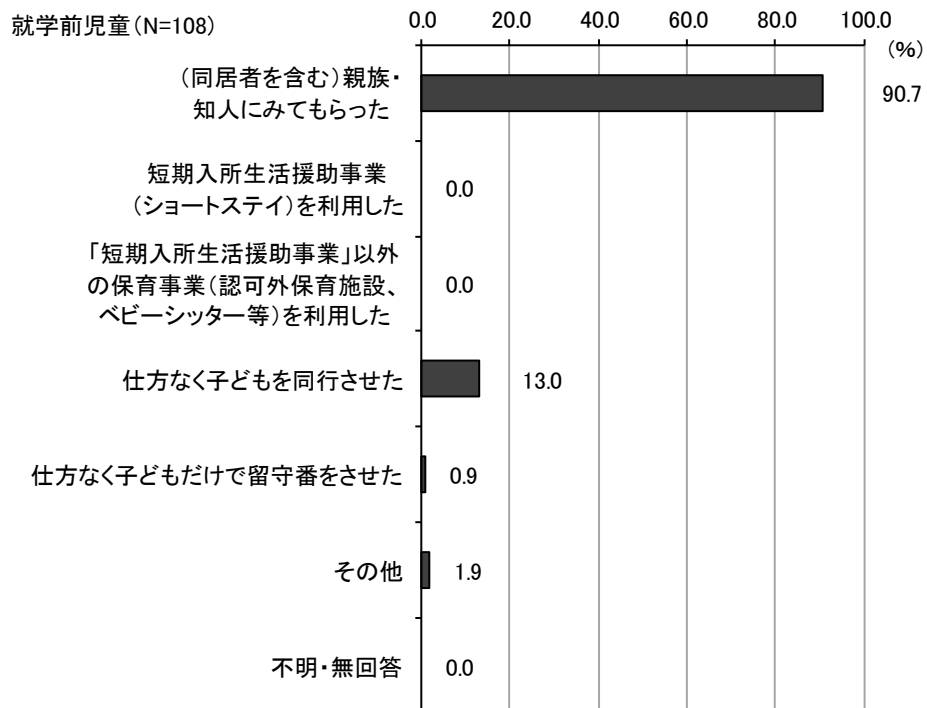
■この1年に、保護者の用事などにより、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無【単数回答】



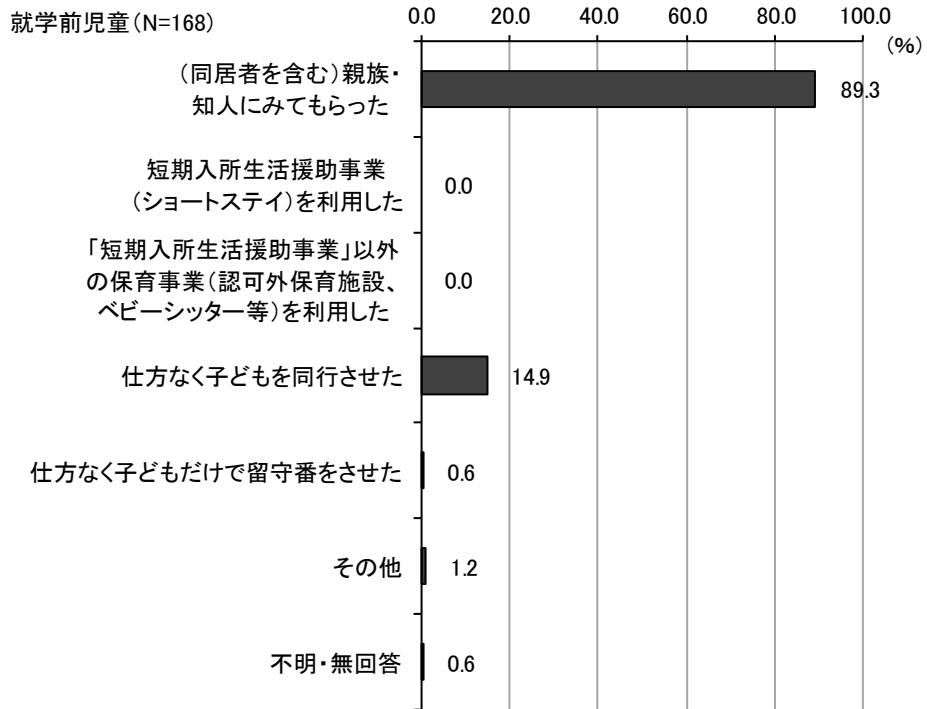
(前回結果)



■保護者の用事などにより、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった際の1年間の対処方法【複数回答】



(前回結果)

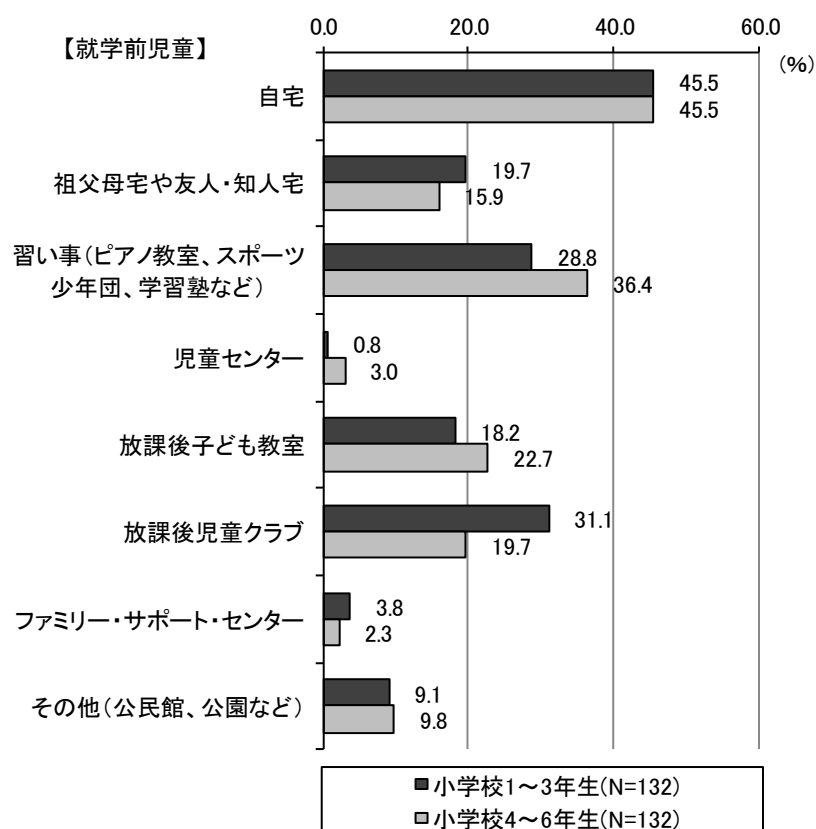


⑨ 小学校就学後の放課後の過ごし方について（就学前児童）

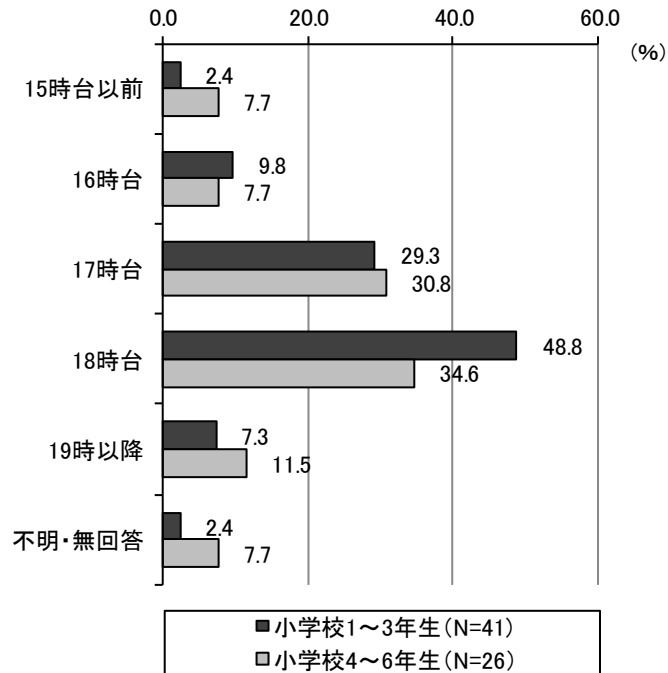
就学前児童において小学校就学後、放課後過ごさせたい場所をみると、小学校1～3年生は「自宅」が45.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が31.1%となっています。小学校4～6年生は「自宅」が45.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など）」が36.4%となっています。

放課後児童クラブの利用希望時間をみると、「18時台」が低学年で48.8%、高学年で34.6%と最も高く、次いで「17時台」が低学年で29.3%、高学年で30.8%となっています。

■小学校就学後、放課後（平日の小学校終了後）の時間を主にどのような場所ですごさせたいと思うか【複数回答】



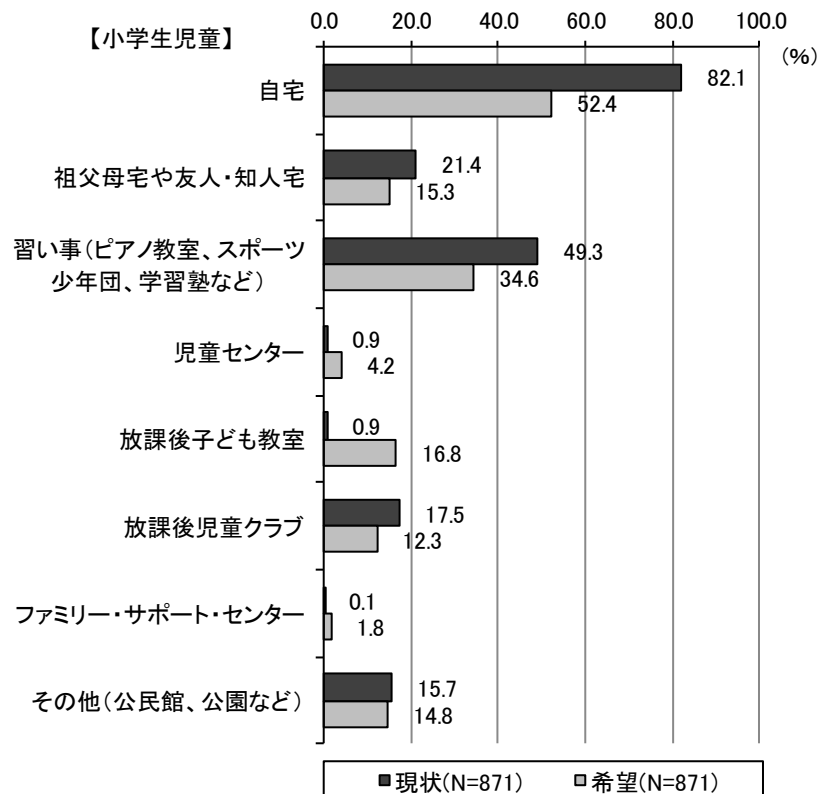
■「放課後児童クラブ」の利用希望時間（下校時から何時まで）【数量回答】



⑩ 小学生児童の放課後の過ごし方（現状・希望）

小学生児童において放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごしている（現状）・過ごさせたい（希望）場所をみると、「自宅」が現状で 82.1%、希望で 52.4%ともっとも高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など）」が現状で 49.3%、希望で 34.6%となっています。

■放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方



⑪ 育児休業や短期間勤務制度など職場の両立支援制度について（就学前児童）

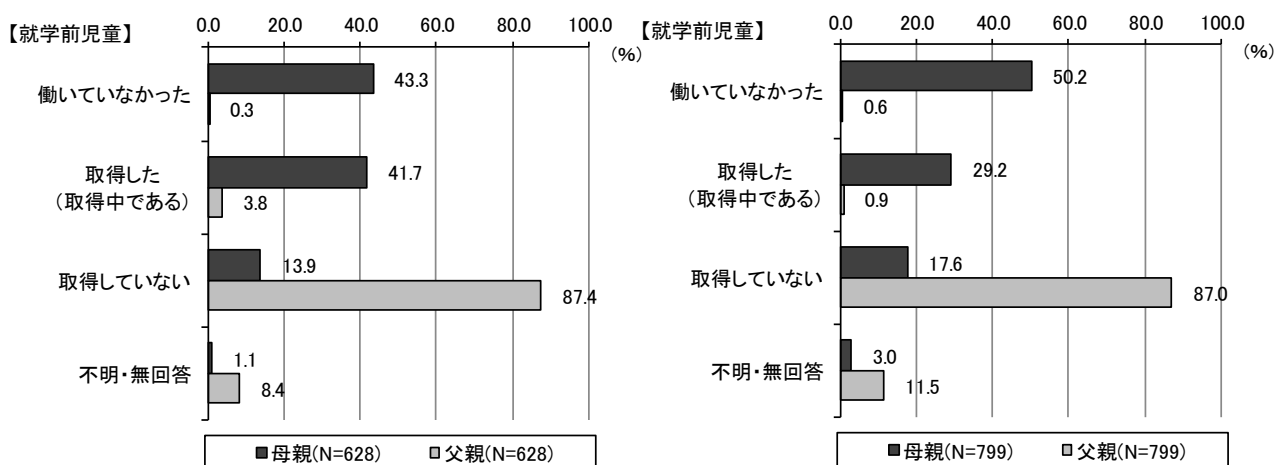
子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況をみると、母親は「働いていなかった」が43.3%ともっとも高く、次いで「取得した（取得中である）」が41.7%となっています。一方、父親は「取得していない」が87.4%ともっとも高く、次いで「取得した（取得中である）」が3.8%となっています。また、前回結果と比較すると、父親の「取得した（取得中である）」が2.9%上昇しています。

育児休業を取得していない理由をみると、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が34.5%ともっとも高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が24.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が9.2%となっています。一方、父親は「仕事が忙しかった」が35.3%ともっとも高く、「配偶者が育児休業制度を利用した」が31.3%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が28.1%となっています。

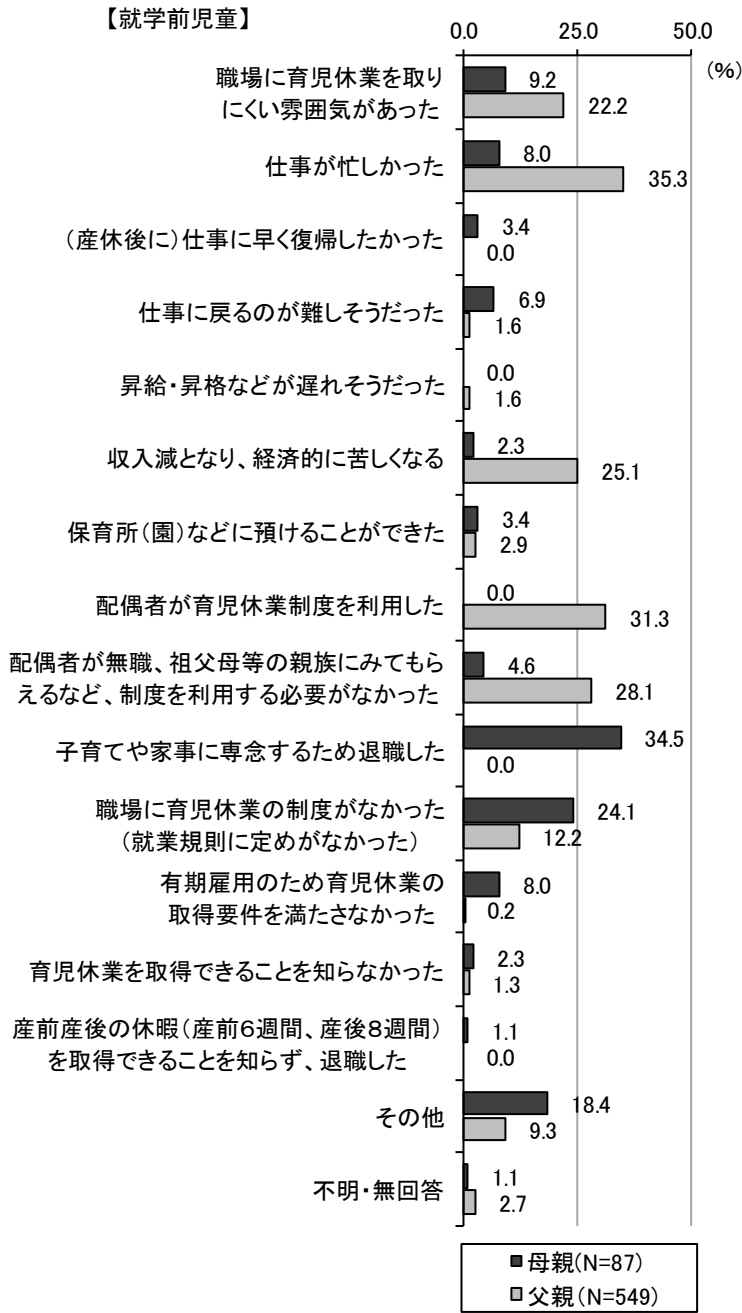
育児休業給付制度、育児休業保険料制度の認知度をみると、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が40.0%ともっとも高く、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が29.3%、「育児休業給付のみ知っていた」が25.3%となっています。

■子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況【単数回答】

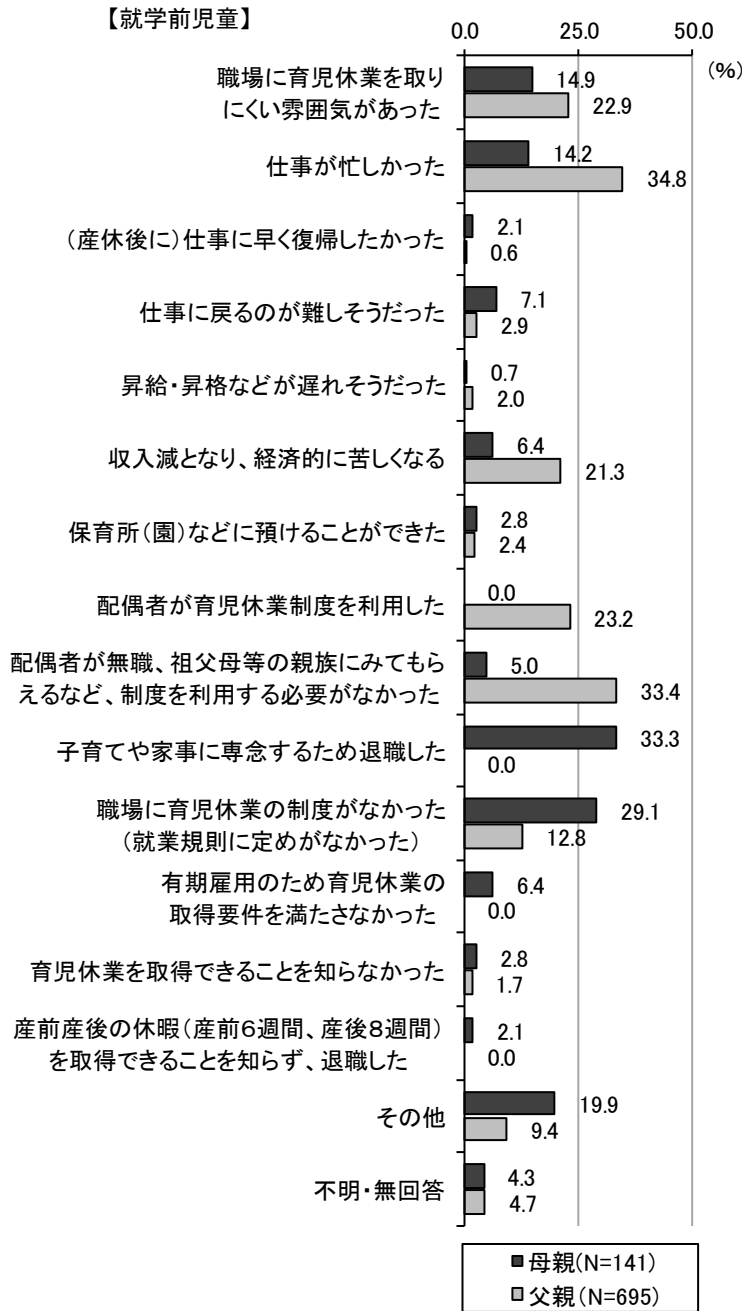
（前回結果）



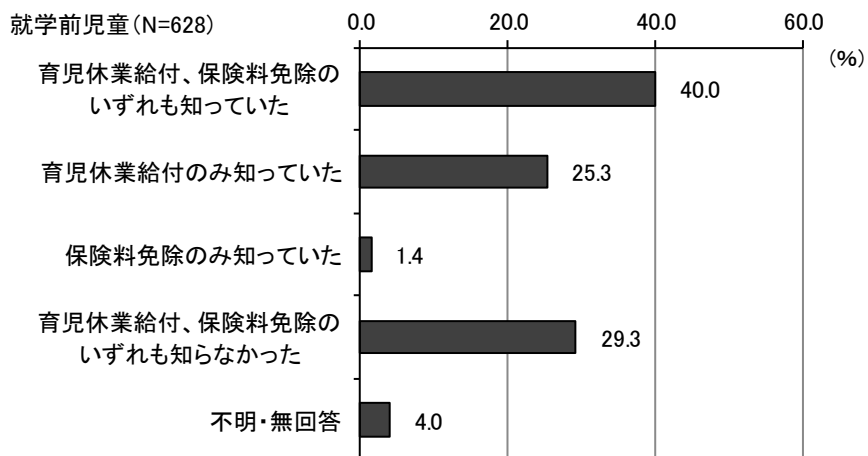
■育児休業を取得していない理由【複数回答】



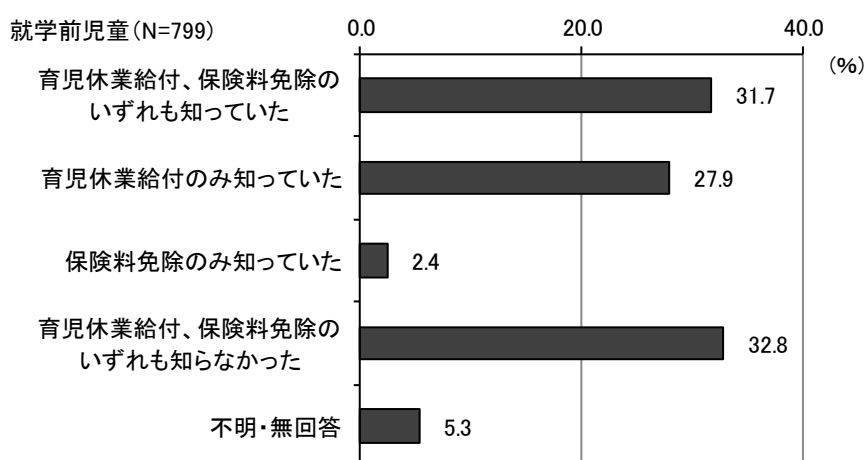
(前回結果)



■ 育児休業給付制度、育児休業保険料制度の認知度【単数回答】



(前回結果)



⑫ 八幡浜市の子育て支援全般について

一番望む子育て支援施策をみると、「児童手当の増額など財政支援策」が19.7%ともっとも高く、次いで「保育料(幼稚園を含む)の減免」が15.6%、「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備・充実」が11.1%となっています。前回結果と比較すると、「児童手当の増額など財政支援策」を望む割合が高くなっています。

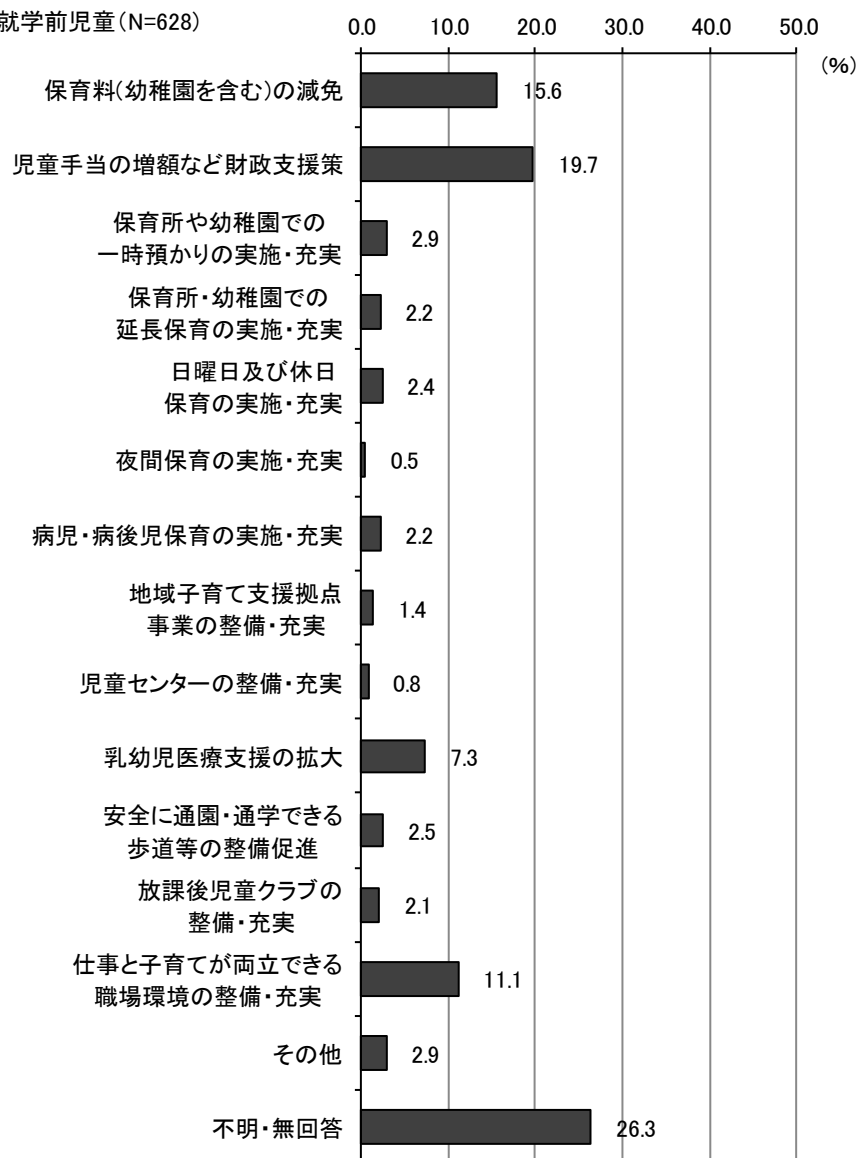
お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度をみると、就学前児童は「3」が48.7%ともっとも高く、次いで「4」が21.5%、「2」が19.4%となっています。一方、小学生児童は「3」が39.0%ともっとも高く、次いで「2」が18.7%、「4」が12.4%となっています。前回結果と比較すると、就学前児童の「4」が6.2%上昇しています。

子育ての環境や支援についての感じ方をみると、就学前児童の「はい」は『子育てを楽しいと感じていますか』が79.8%ともっとも高く、次いで『犯罪被害にあう事の少ない安全なまちだと思いますか』が55.7%、『青少年が健全に過ごし活動できるまちだと感じますか』が49.7%となっています。小学生児童の「はい」は『子育てを楽しいと感じていますか』が68.7%ともっとも高く、次いで『犯罪被害にあう事の少ない安全なまちだと思いますか』が50.2%、『食育の推進が十分になされていると感じますか』が49.1%となっています。

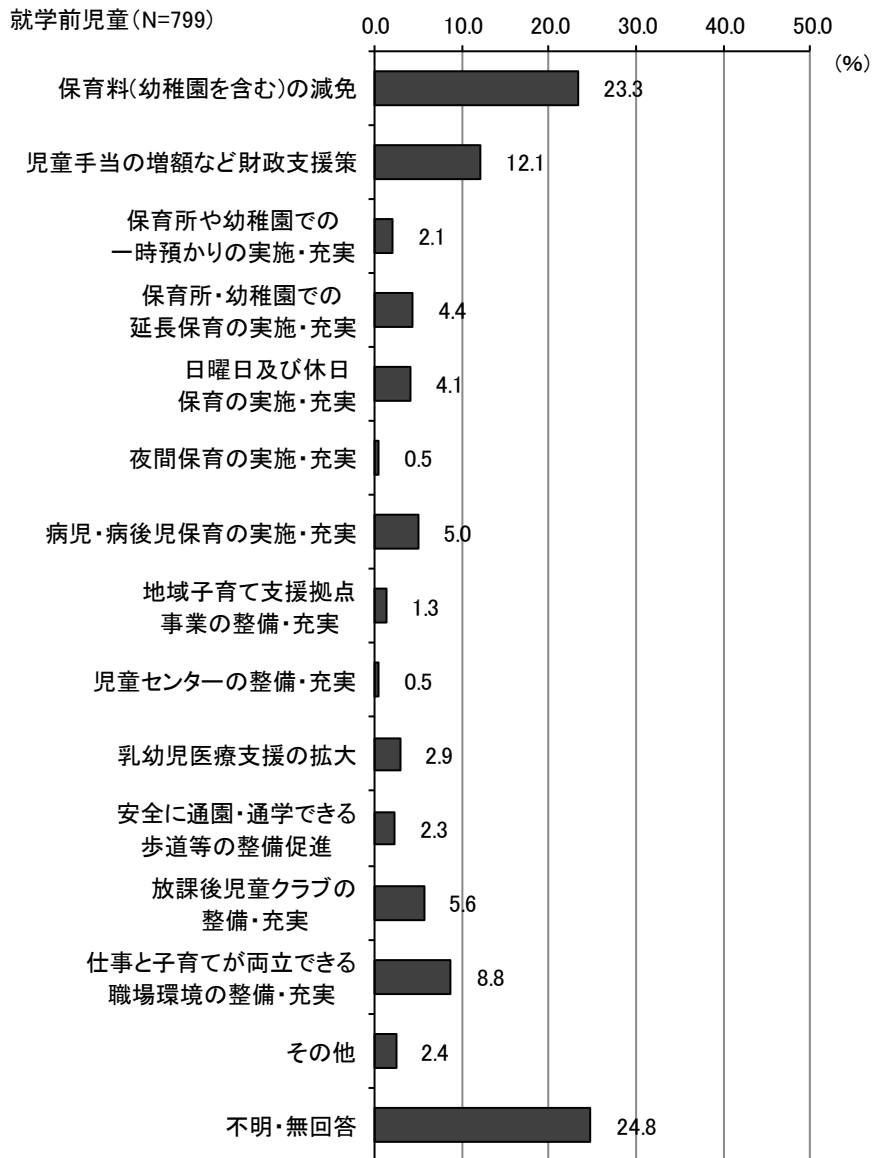
一方、『公園など遊び場が充実していると思いますか』という問いで「いいえ」を選んだ方が就学前児童で54.0%、小学生児童で57.2%とそれぞれもっとも高くなっています。

■一番望む子育て支援施策【単数回答】

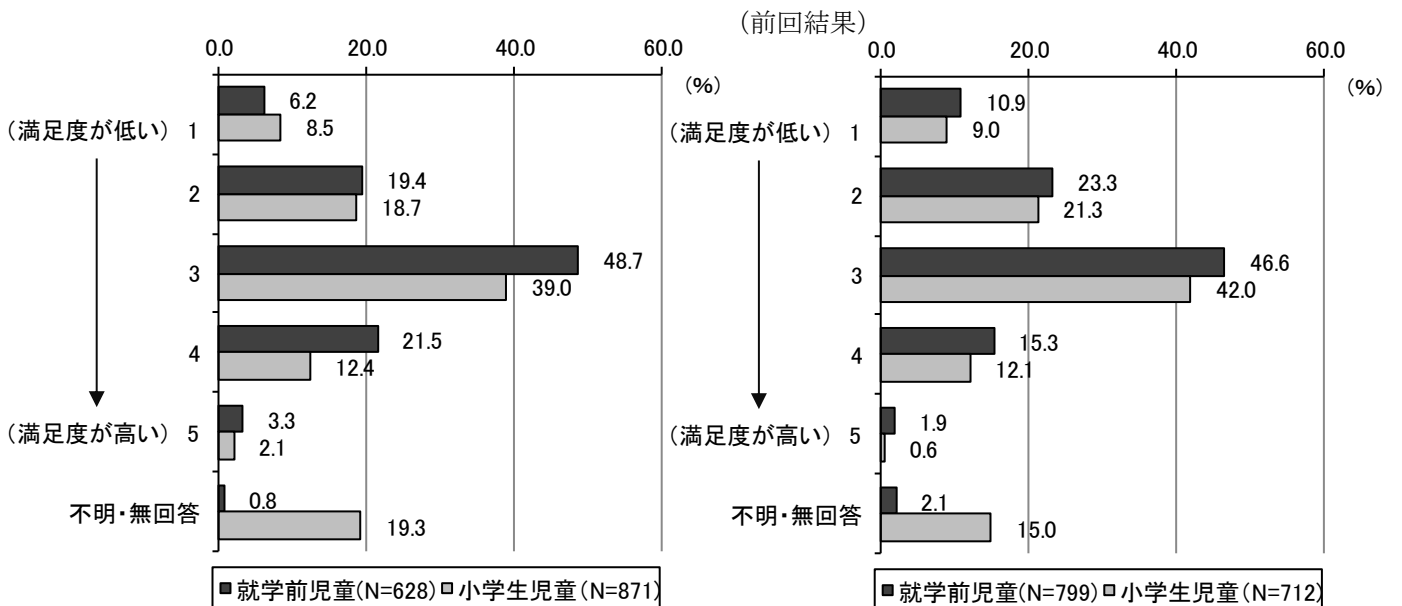
就学前児童(N=628)



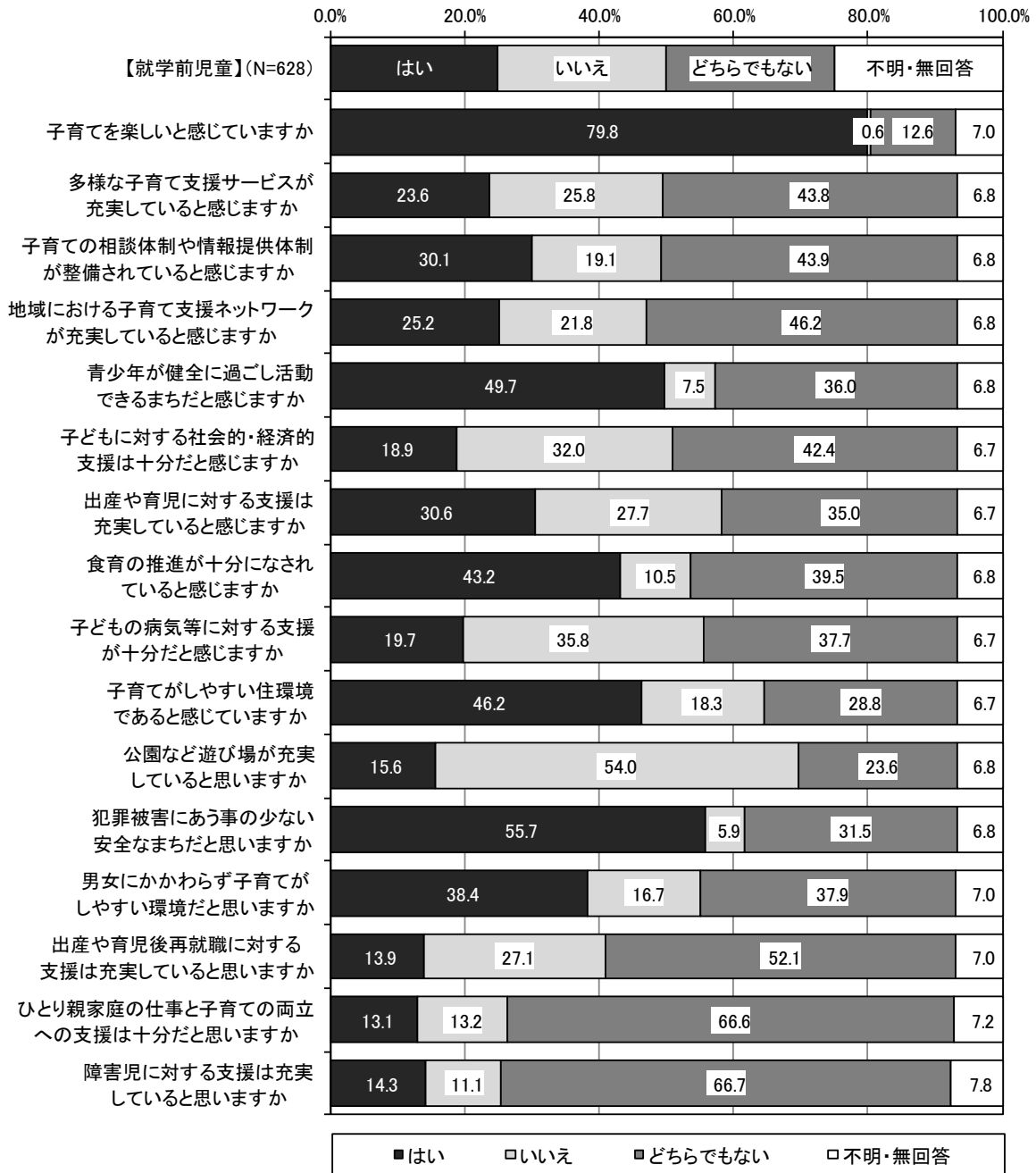
(前回結果)

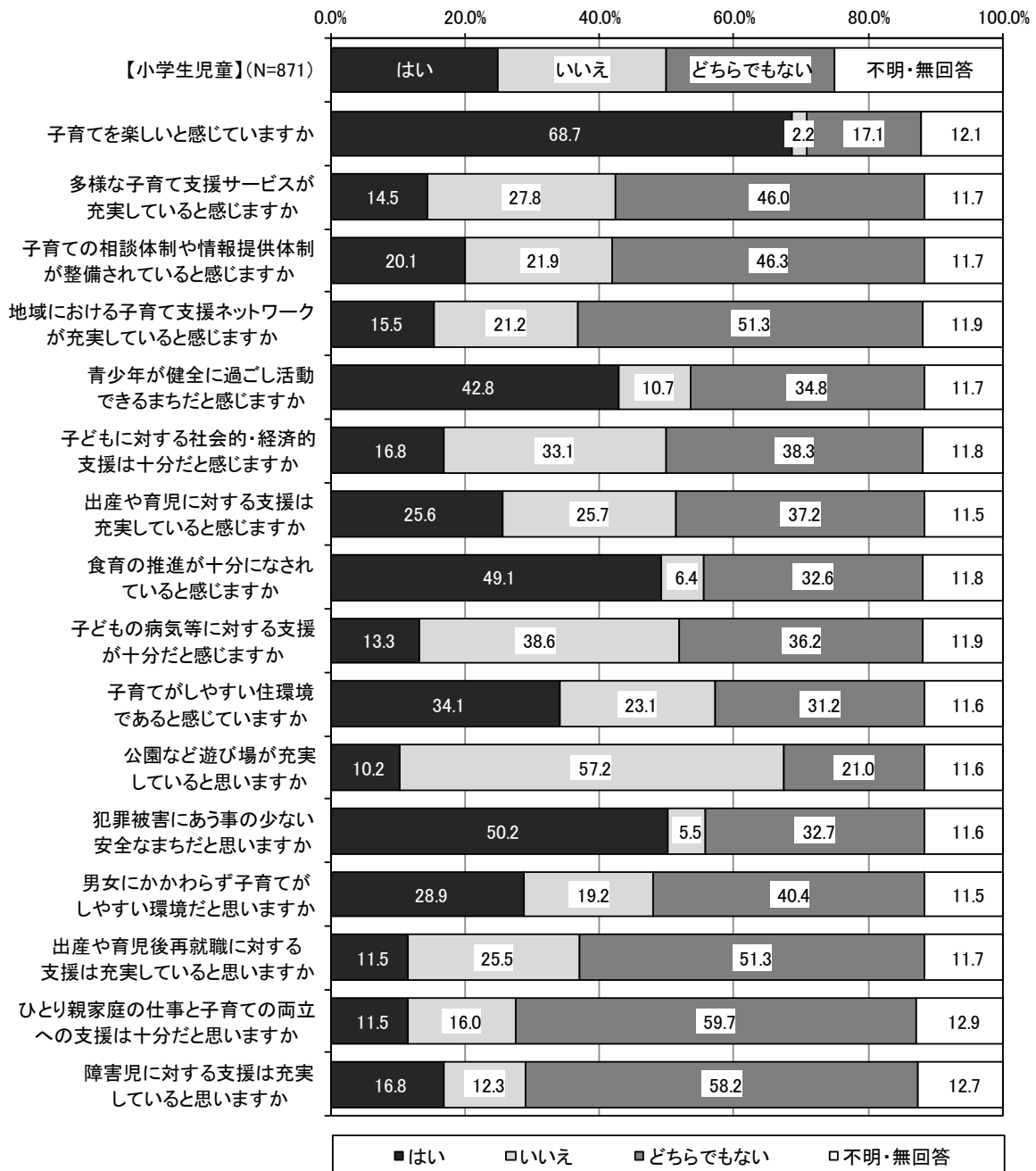


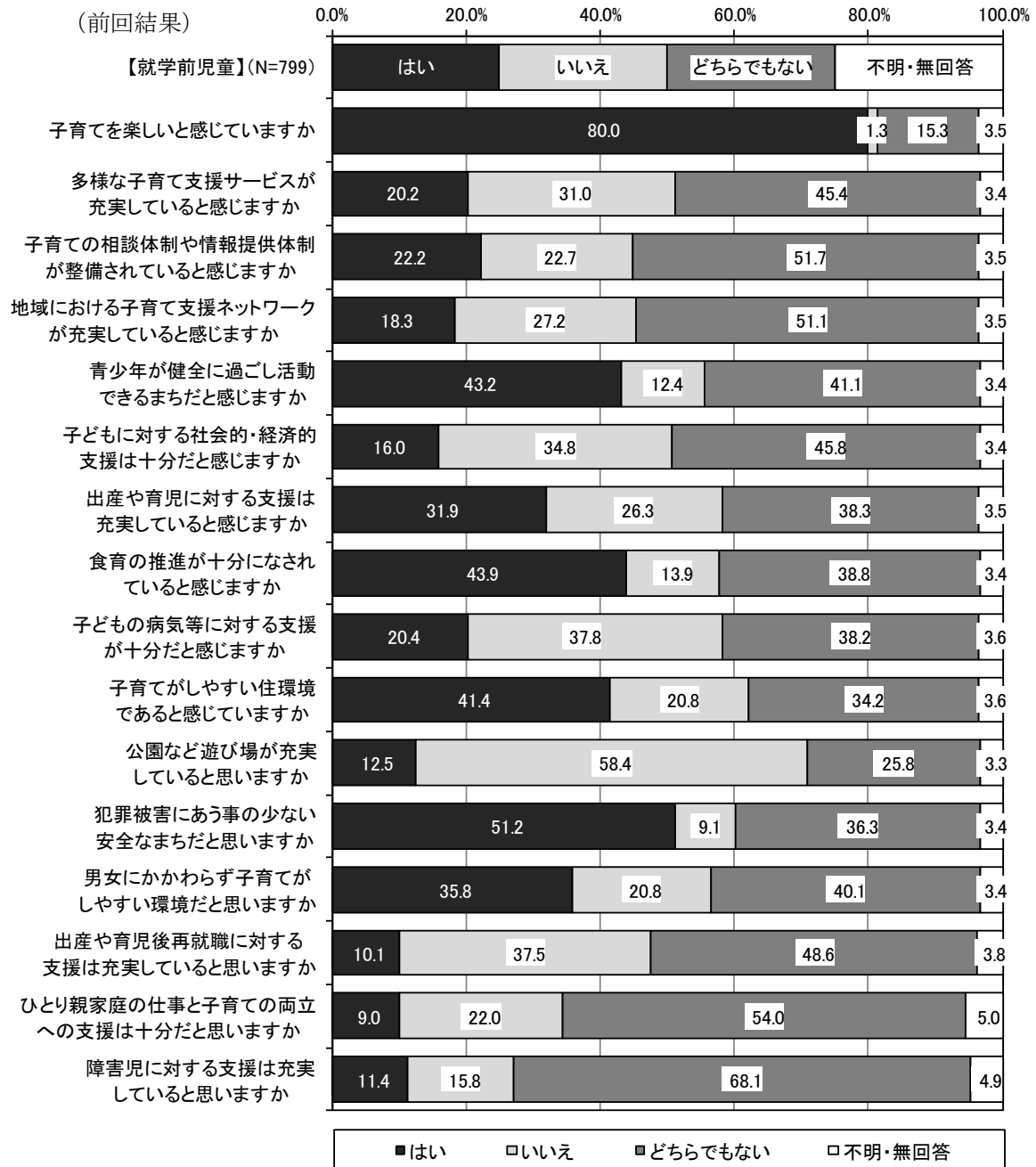
■お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度【単数回答】

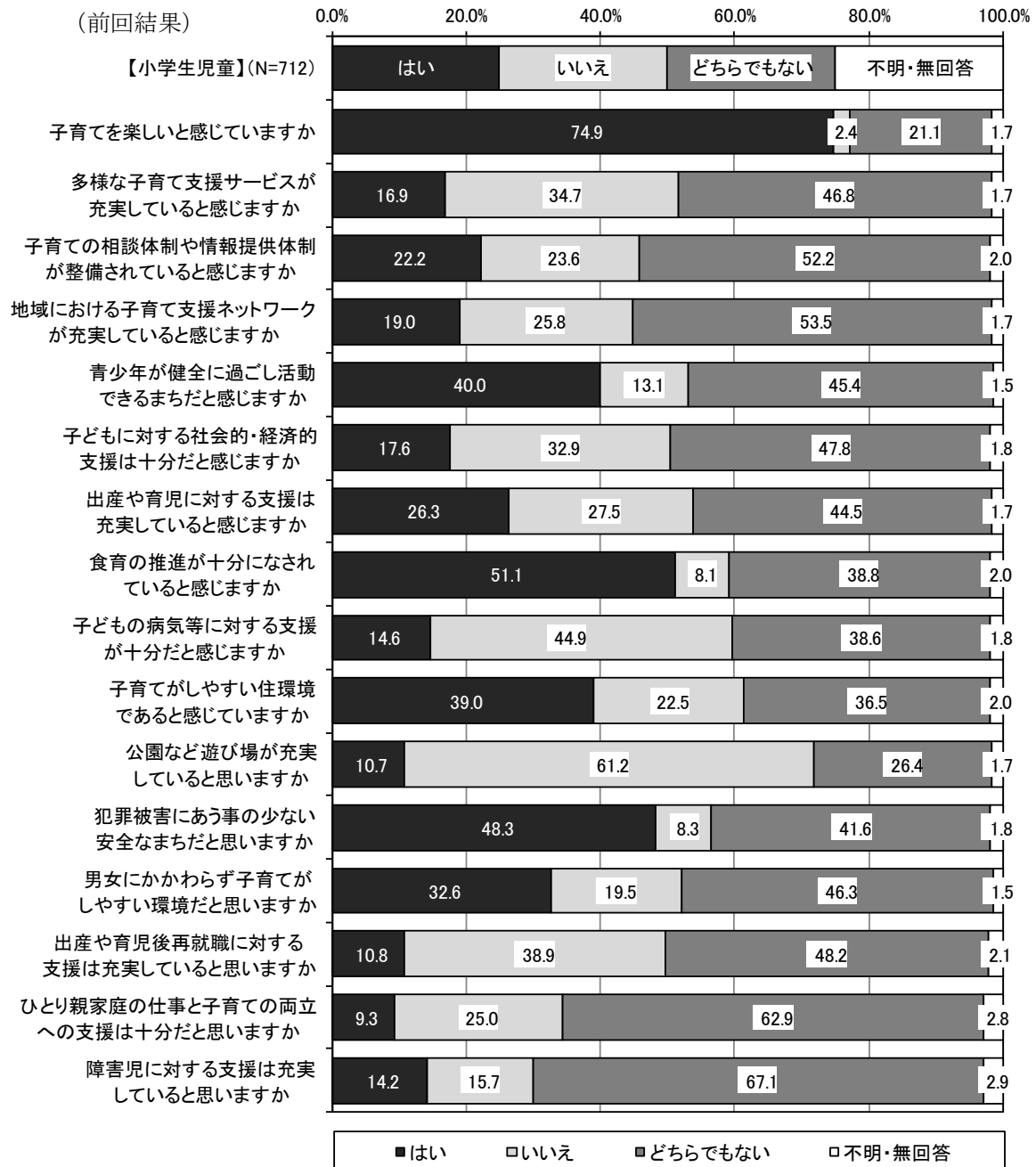


■子育ての環境や支援についての感じ方【単数回答】









5. アンケート調査にみるひとり親家庭の実態

(1) 八幡浜市ひとり親家庭等自立支援に関するアンケート調査の概要

①調査の目的

本調査は、令和2年度から始まる「第2期八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」に含める形で「八幡浜市ひとり親家庭等自立支援計画」を策定し、支援施策を推進するための資料として、ひとり親家庭の保育ニーズや子育て支援サービス、公的制度の利用状況や利用意向、また、ひとり親家庭の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に行いました。

②調査の概要

- 調査対象者：八幡浜市内在住のひとり親世帯・保護者（18歳までの児童を持つ者）
※無作為抽出による325世帯
- 調査期間：平成31年3月6日（水）～平成31年3月22日（金）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
	325通	155通	47.7%

③調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「回答なし」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

(2) アンケート調査の結果 (抜粋)

①ひとり親世帯の状況

性別は、女性の回答が155人中138人、男性が17人と圧倒的に女性が多くなっています。ただし、前回平成26年度の調査時には、男性の回答者が2人だったことから、男性のひとり親家庭が増えていることがわかります。また、年齢は40歳代が71人と一番多く、次いで30歳代が49人となっています。平成26年度に実施したアンケート結果と比較すると、26年度は30歳代が44.4%、40歳代が32.5%という結果で、30年度では30歳代が11.0%、40歳代が31.6%となっており、30年度においては30歳代の割合が減っていることがわかります。

ひとり親家庭の世帯構成については、平成30年度では2人世帯が29.7%と一番多く、次いで3人世帯が29.0%となっています。世帯構成をみると親子世帯のみの世帯が63.9%、3世帯同居は20.6%となっています。平成26年度に実施したアンケート結果と比較すると、三世帯世帯が32%から20.6%に減っており、親子世帯のみの世帯が増えていることがわかります。

養育している子の状況については、小学生が29.4%と一番多く、次いで「就学前乳児・幼児」が21.7%で、約半数が小学生以下の小さい子どもを抱えたひとり親家庭であることがわかります。

◆アンケート回答者の性別

単位：人

区分	男	女	合計
人数	17	138	155

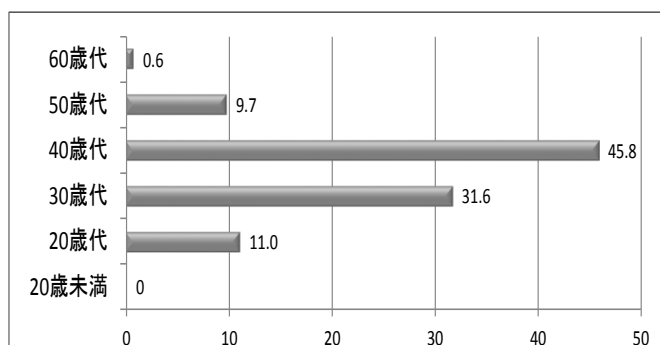
◆年齢

単位：人

区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	回答なし	合計
人数	0	17	49	71	15	1	2	155

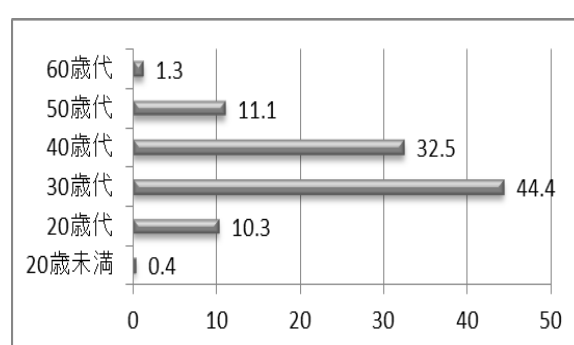
<平成30年度>

単位：%



<平成26年度>

単位：%



◆世帯構成について

単位：人

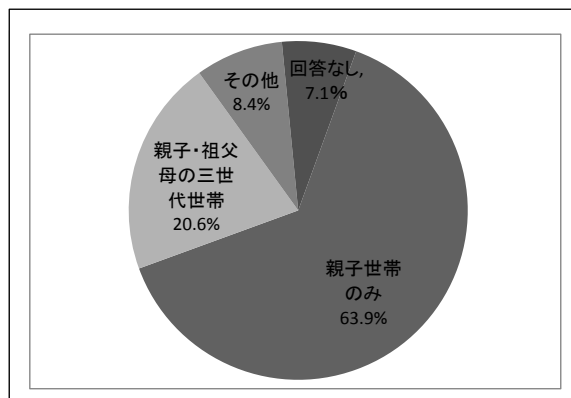
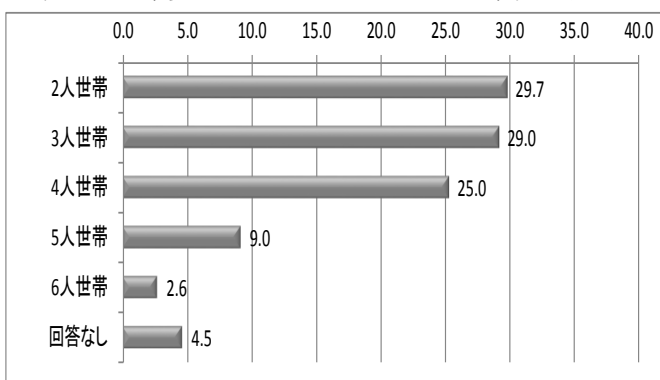
区分	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	回答なし	合計
人数	46	45	39	14	4	0	7	155

単位：人

区分	親子世帯のみ	親子・祖父母の三世帯世帯	その他	回答なし	合計
人数	99	32	13	11	155

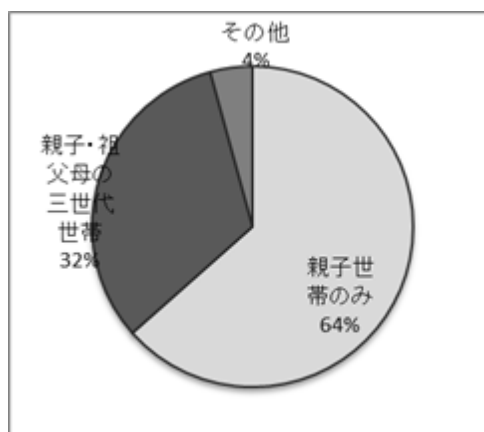
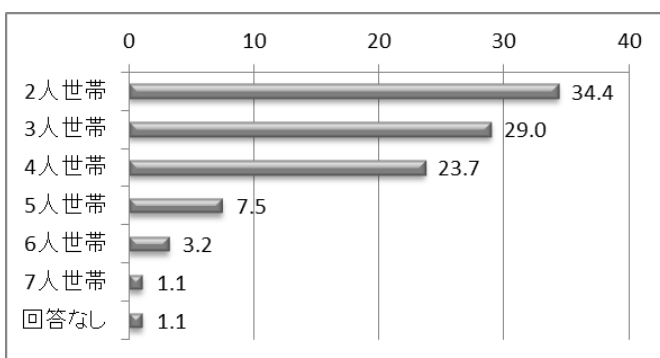
<平成30年度>

単位：%



<平成26年度>

単位：%

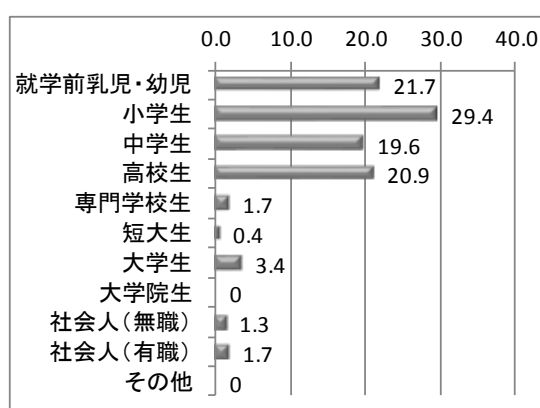


◆養育している子の状況について

単位：人

区分	人数	区分	人数
就学前乳児・幼児	51	大学生	8
小学生	69	大学院生	0
中学生	46	社会人(無職)	3
高校生	49	社会人(有職)	4
専門学校生	4	その他	0
短大生	1	合計	235

単位：%



②ひとり親家庭になった要因等

ひとり親家庭となった当時の年齢は、「30歳～35歳未満」が29%、「25歳～30歳未満」が16.1%、「20歳～25歳未満」が12.3%で、「20歳未満」が0.6%で、35歳未満の年齢層が58.0%を占めています。平成26年度に実施したアンケートでは、35歳未満の層が73.2%で、前回に比べ「35歳以上45歳未満」の層が増えています。

結婚からひとり親家庭になるまでの年数については、「5～10年未満」が31.0%と最も多く、次いで「3年未満」「3～5年未満」がそれぞれ19.4%となっており、10年未満でひとり親家庭となる世帯は全体の69.8%を占めています。

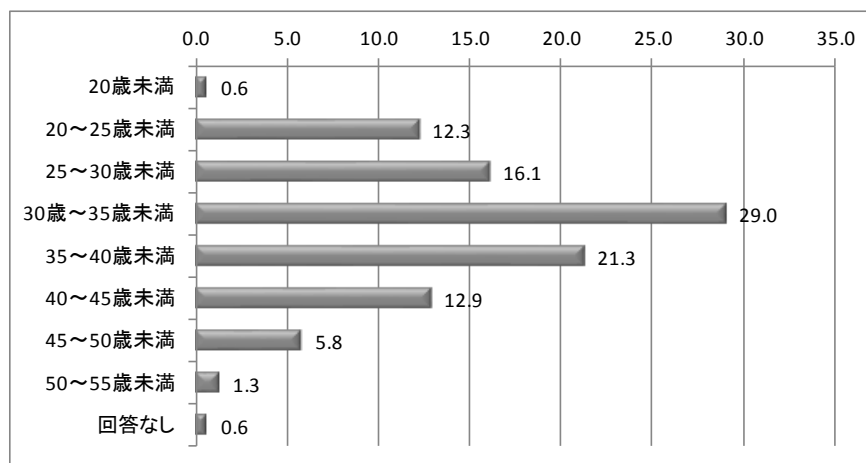
また、ひとり親家庭の原因で一番多い離婚の理由としては、配偶者の「金銭問題（借金・ギャンブル）」が33.3%、次いで「価値観の相違」が25.9%となっています。

◆ひとり親家庭になった当時の年齢について

単位：人

区分	人数	区分	人数
20歳未満	1	40～45歳未満	20
20～25歳未満	19	45～50歳未満	9
25～30歳未満	25	50～55歳未満	2
30歳～35歳未満	45	回答なし	1
35～40歳未満	33	合計	155

単位：%

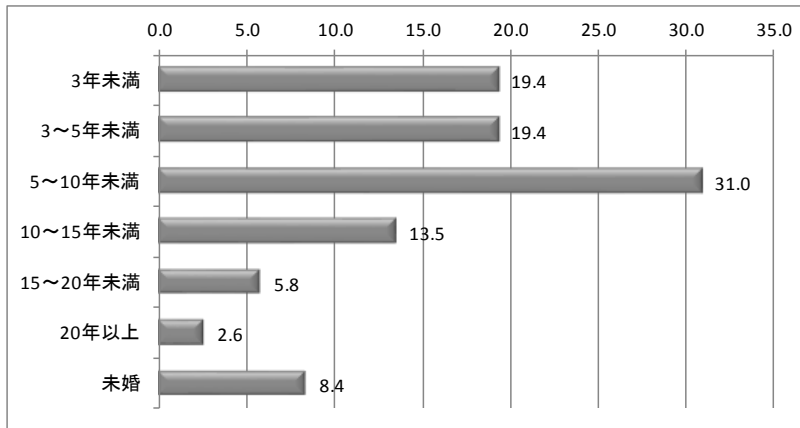


◆ひとり親家庭になったのは結婚して何年目ですか

単位：人

区分	人数	区分	人数
3年未満	30	15～20年未満	9
3～5年未満	30	20年以上	4
5～10年未満	48	未婚	13
10～15年未満	21	合計	155

単位：%



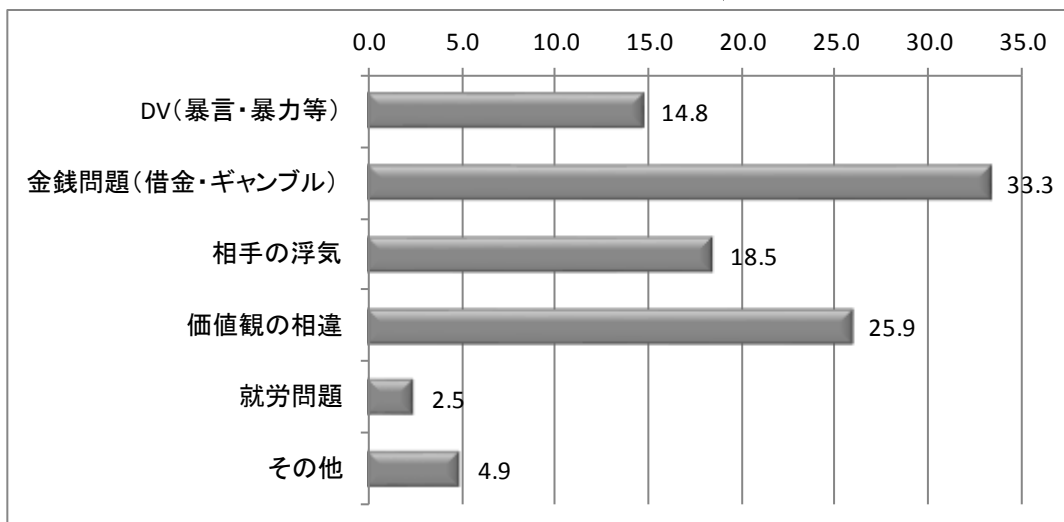
◆ひとり親家庭になった理由について

単位：人

区分	人数	区分	人数
死別	14	未婚	13
遺棄	0	離婚	128
行方不明	0	その他	0
		合計	155

離婚理由

単位：%



③ひとり親家庭の暮らし(家計等)の状況について

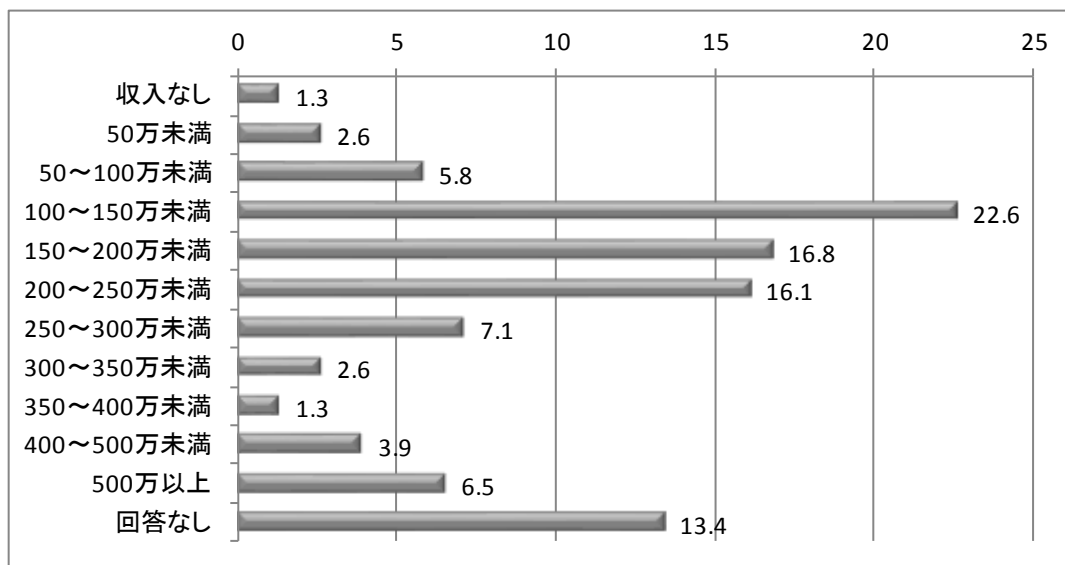
ひとり親家庭の年間の就労収入では、200万円未満の層が49.1%と約半数を占めています。そのため、現在の暮らしについて、「やや苦しい」、「とても苦しい」との回答が半数以上となっています。

また、養育費について文書で取り決めていない家庭が、全体の17.9%、受けたことがない家庭が60.3%という結果となっており、養育費に対する啓発を今後も続ける必要があるといえます。

家計の中で負担に感じているものは、「食事や光熱水費等の生活費」の48.8%、「教育費」の18.0%、次いで「家賃」の15.1%となっています。今後も増税や物価の影響で、生活費の負担が高くなっていくと思われます。「教育費」については、平成26年度のアンケート結果が36%で今回半分に減っています。今後も幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、教育費の経済的負担については軽減が予想されます。

◆自分の就労収入

単位：%

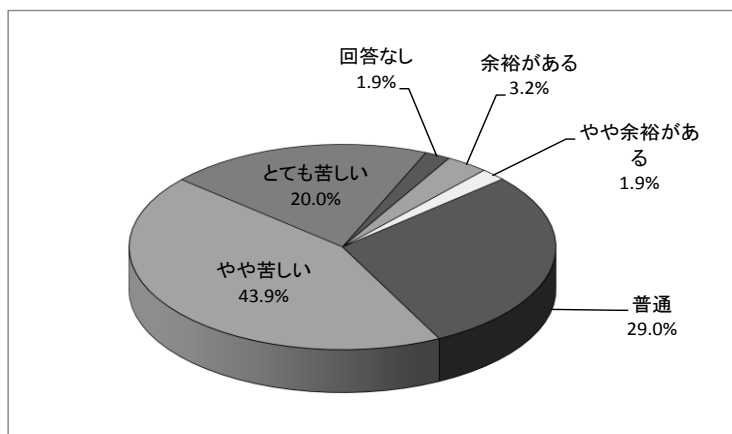


◆現在の暮らし(家計)の状況について

単位：人

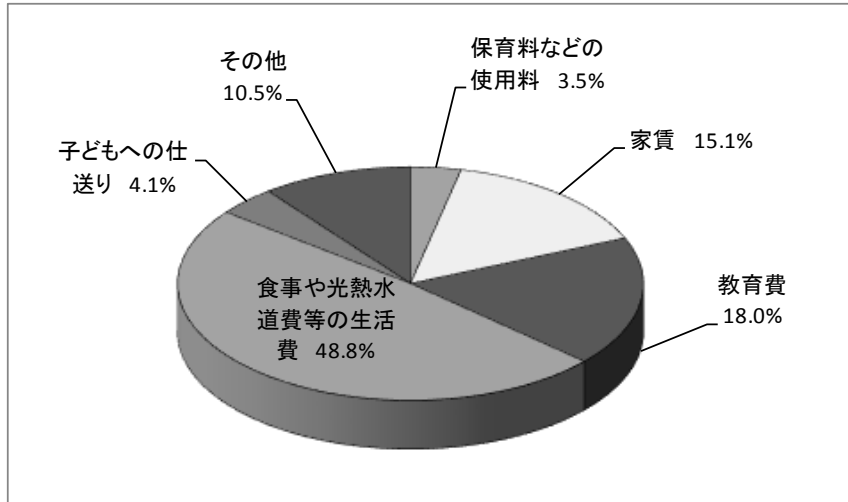
区分	人数
余裕がある	5
やや余裕がある	3
普通	45
やや苦しい	68
とても苦しい	31
回答なし	3
合計	155

単位：%



◆家計の中で何に負担を感じていますか

単位：％



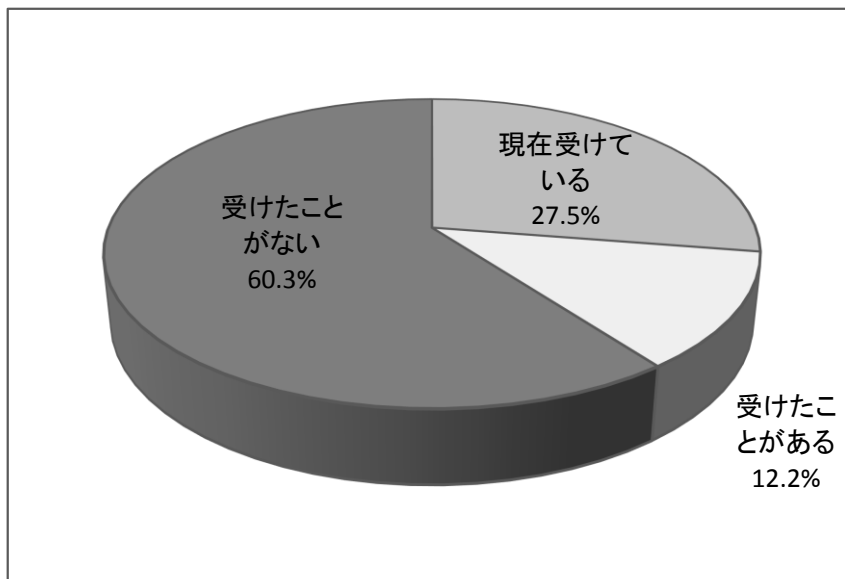
◆養育費の取り決め方法について

単位：％

調停	書面	口頭
28.6	53.6	17.9

◆養育費の受け取りについて

単位：％



④ひとり親家庭の仕事について

ひとり親家庭の仕事については、「以前と同じ仕事」が37.3%と一番多く、全体的にみると、ひとり親家庭の96.3%が就業している結果となっています。

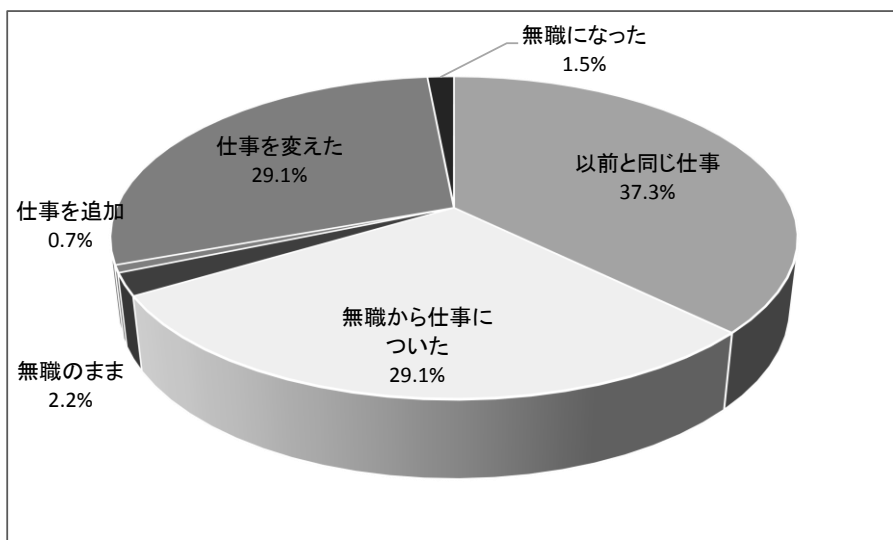
就労形態については、「常勤」が49.7%と最も多く、次いで「臨時・パートタイマー」が35.4%となっています。平成26年度は「臨時・パートタイマー」が48.4%と一番多かったため、「常勤」で働いている人が増加していることがわかります。一日の平均労働時間をみると、「7～9時間」が全体の約6割を占めており、フルタイムの就労形態が多く、帰宅時間については「午後5時～6時」「午後6時～8時」がそれぞれ28.6%と最も高い割合となっています。

また、転職する際の希望については、「十分な収入が得られる」が25.1%、「土・日曜日が休める」が17.4%、「就労時間に融通がきく」が15.0%となっており、生活と子育てをうまく両立することを望んでいることが見受けられます。

実際にひとり親家庭になって転職した世帯は40.0%と、約4割の方が転職を試みており、求職中困ったことは「求人が少なかった」が29.6%と一番多く、次いで「職業経験が少なかった」が15.8%、「子どもが小さいことが問題にされた」が10.5%となっており、小さい子どもがいる世帯については、転職しづらい状況であることがうかがえます。

◆ひとり親家庭の仕事について

単位：%



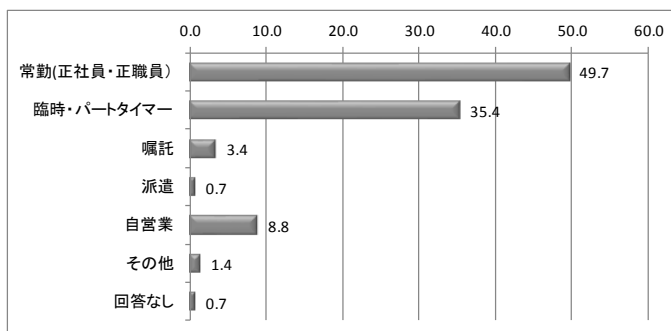
◆就労形態について

単位：人

区分	人数
常勤（正職員・正社員）	73
臨時・パートタイマー	52
嘱託	5
派遣社員	1
自営業	13
その他（契約社員・準職）	2
回答なし	1
合計	147

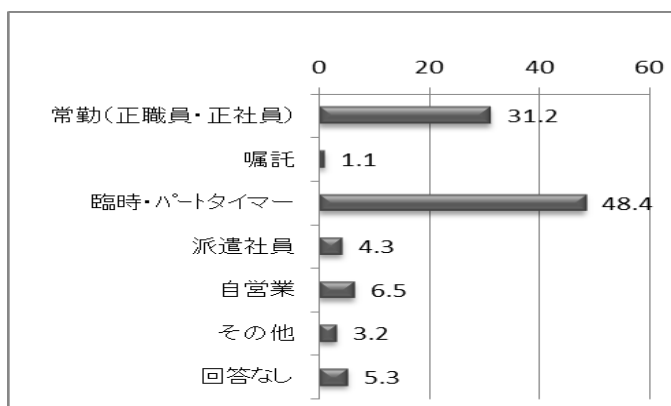
<平成30年度>

単位：%



<平成26年度>

単位：%

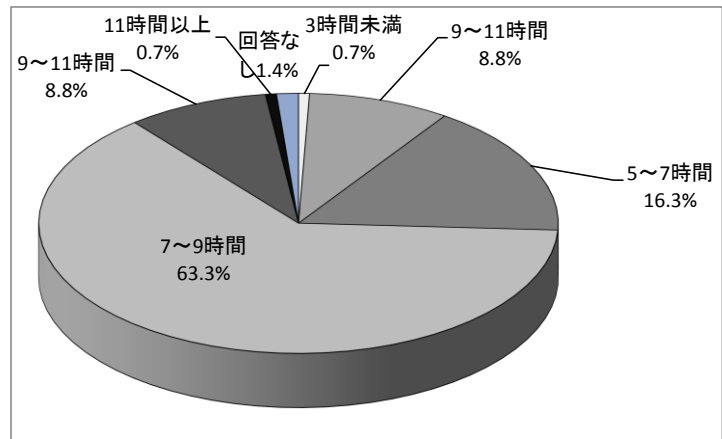


◆あなたの一日の平均労働時間

単位：人

区分	人数
3時間未満	1
3～5時間	13
5～7時間	24
7～9時間	93
9～11時間	13
11時間以上	1
回答なし	2
合計	147

単位：%

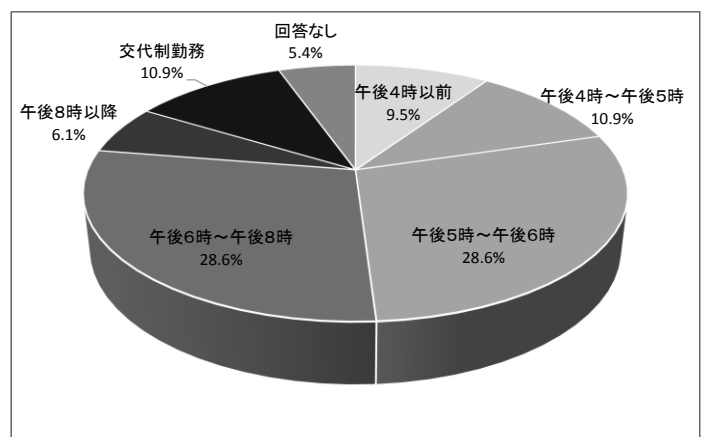


◆あなたの帰宅時間（自営の場合は終業する時間）について

単位：人

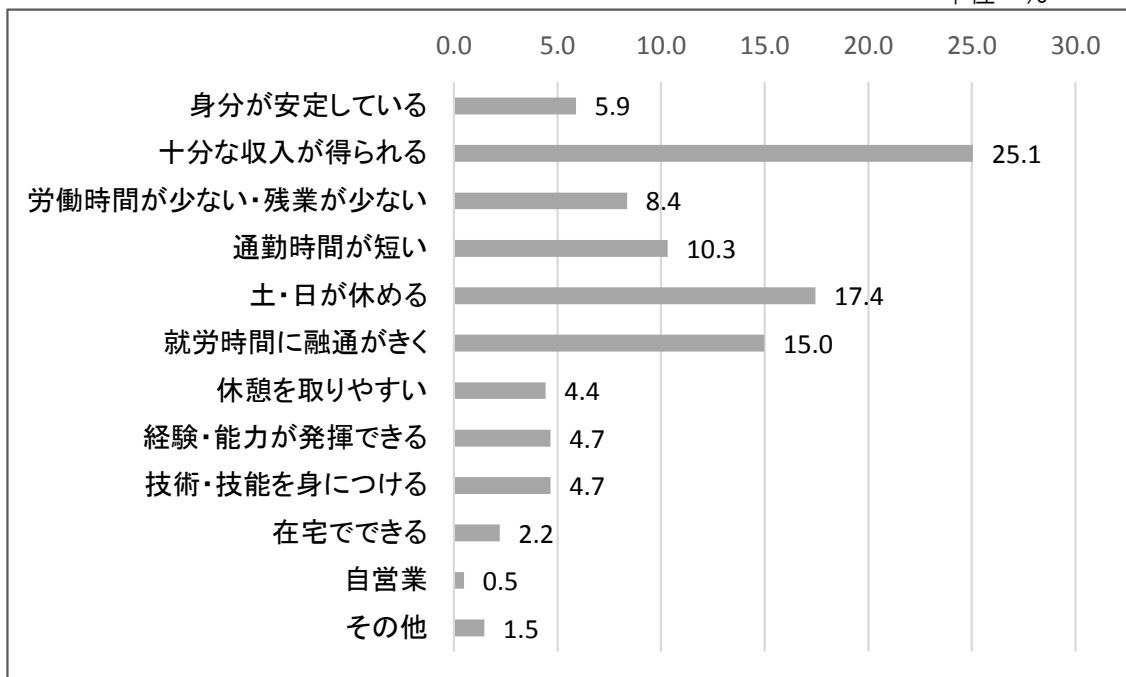
区分	人数
午後4時以前	14
午後4時～5時	16
午後5時～6時	42
午後6時～8時	42
午後8時以降	9
交代勤務等で一定していない	16
回答なし	8
合計	147

単位：%



◆転職するとしたら何を望みますか。（複数回答可）

単位：%



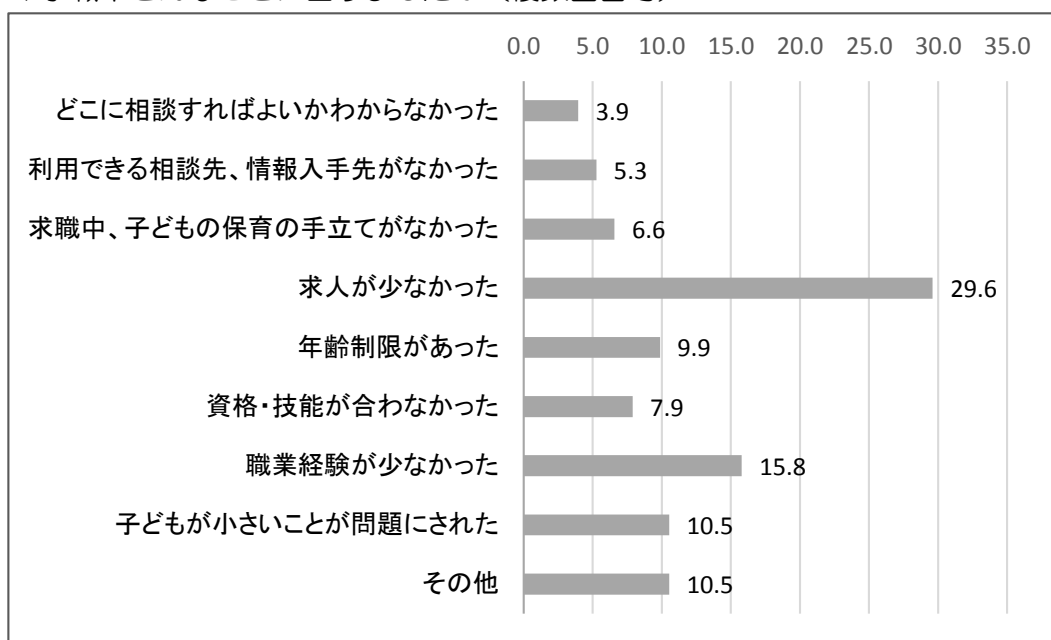
◆ひとり親家庭になって、転職しましたか

単位：人・%

	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	していない	回答なし	合計
人数	35	16	5	4	2	0	73	20	155
割合 (%)	22.6	10.3	3.2	2.6	1.3	0	47.1	12.9	100.0

◆求職中どんなことに困りましたか（複数回答可）

単位：%



⑤ひとり親家庭への支援について

就労にあたって資格や技能の習得などの準備について、「準備の余裕がなかった」との回答が34.2%と一番多く、現在の職業能力の向上は「希望があるがやれない」が32.9%となっており、資格や技能の習得について、希望はあるが出来ない状況であることがうかがえます。就労支援については、「訓練・受講などにかかる費用の経済的援助」を望んでいる人が20.8%と最も多く、次いで「訓練・受講などが受けやすい日や時間になること」が13.1%で、経済的、時間的な面で障害になっていることがわかります。

「お子さんのことで、気がかりなことはありますか」の問いに対し、「ある」と答えた方は85.8%で、その事由については「進学・就職」が最も多く、次いで「成績」となっており、子どもの将来について不安を抱えていることがわかります。

また、公的制度の利用については、「児童扶養手当」や「母子家庭医療費助成事業」といった一般的な事業については比較的認知されていますが、「母子家庭等日常生活支援事業」や「高等職業訓練促進給付金」といった具体的な事業については認知度が低い状況にあり、今後も広報を行っていく必要があります。

「食事も共にでき、楽しく過ごせる場所」や「学習ができて教えてくれる人がいる場所」などの子どもの居場所についての質問については、「参加させたい」が42.6%で約半数を占めており、放課後や休日などの安全な子どもの居場所やコミュニティの場を求めていることがわかります。

◆資格や技能の習得などを準備しましたか

単位：%

区分	人数	割合(%)
準備した	25	16.1
特に必要なかった	28	18.1
準備の余裕がなかった	53	34.2
その他(考えていなかった・持っている)	23	14.8
回答なし	26	16.8
合計	155	100.0

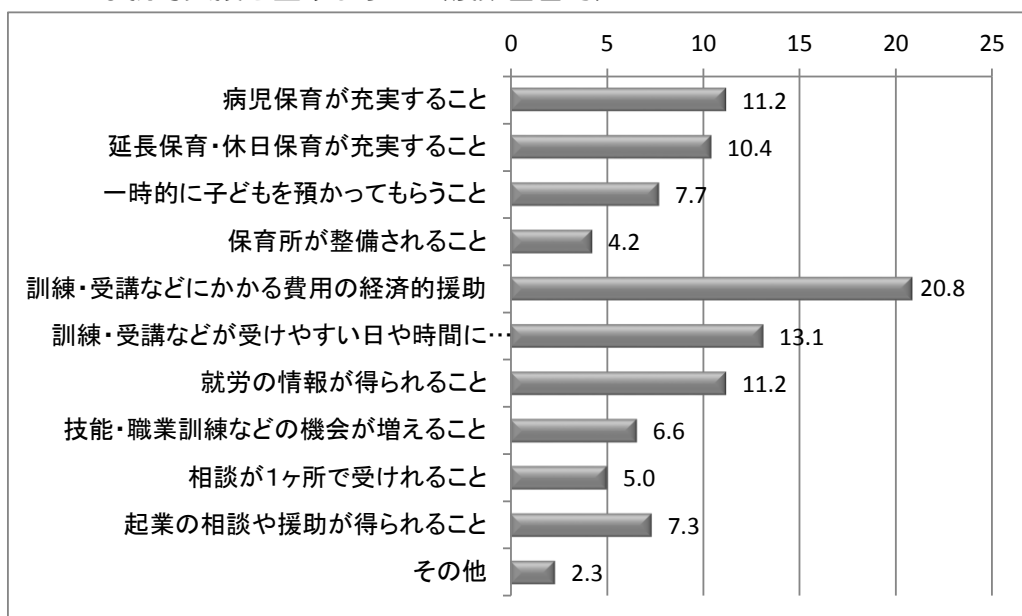
◆現在の職業能力の向上について

単位：%

区分	人数	割合(%)
やっている(資格及び検定取得)	25	16.1
希望があるがやれない	51	32.9
やっていない	46	29.7
取り組む必要がない	3	1.9
回答なし	30	19.4
合計	155	100.0

◆どんな就労支援を望みますか(複数回答可)

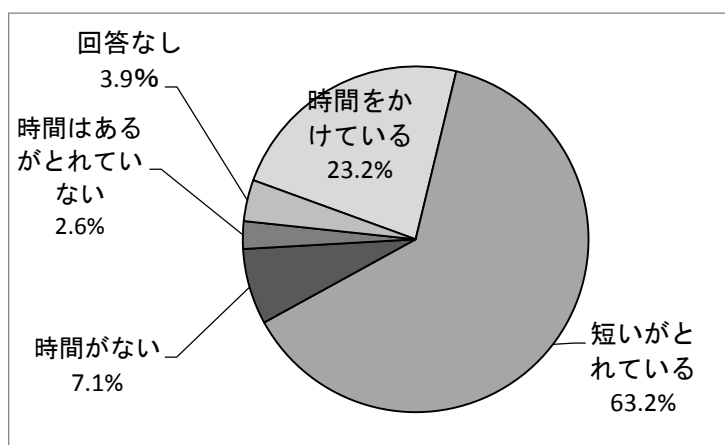
単位：%



◆小学校入学前のお子さんがいる方は、そのお子さんを誰が養育していますか（複数回答可）

区分	人数	割合(%)	区分	人数	割合(%)
あなた自身	40	48.8	知人・友人	0	0.0
同居の親族	15	18.3	その他	0	0.0
別居の親族	6	7.3			
保育所・幼稚園	21	25.6			
近所の人	0	0.0	合計	82	100.0

◆お子さんとのコミュニケーションはとれていますか



◆お子さんのことで、気がかりのことがありますか（複数回答可）

区分	人数	割合(%)	区分	人数	割合(%)
身の回りの世話	13	5.3	病気・けが・障害	26	10.6
しつけ	35	14.2	その他	16	6.5
成績	40	16.3	特になし	35	14.2
非行化・学校でのいじめ	14	5.7			
進学・就職	46	18.7			
友人・異性関係	21	8.5	合計	246	100.0

◆ひとり親の方への支援策について

単位：人

	知っている	知らない	利用したことがある	役に立たなかった	利用したことがない	利用したい	必要がない	利用したくない
自立支援教育訓練給付金	31	116	1	0	126	45	67	7
高等職業訓練促進給付金	18	129	1	0	125	44	63	9
母子福祉資金貸付制度	42	106	7	0	121	45	61	14
母子・父子家庭小口資金貸付	33	115	5	0	122	40	61	16
母子家庭等日常生活支援	22	126	0	1	123	35	71	11
相談事業（母子・父子自立支援員）	38	109	7	2	116	28	75	15
相談事業（婦人相談員）	24	123	2	0	119	22	79	17
相談事業（家庭相談員）	25	122	1	0	122	24	76	16
弁護士等特別法律相談	21	126	4	2	116	28	69	16
母子家庭医療費助成制度	131	19	85	2	51	101	27	4
学資の援助	86	62	47	0	81	102	20	7
児童扶養手当	147	5	121	1	22	116	12	6
母子生活支援施設（母子寮）	44	105	4	0	125	26	83	16
児童相談所	111	38	7	1	123	23	85	15
民生児童委員	97	52	15	1	115	23	83	16
社会福祉協議会	110	39	11	2	114	28	76	16

◆子どもの居場所への参加について

区分	人数	割合(%)
参加させたい	66	42.6
必要ない	22	14.2
わからない	51	32.9
その他	6	3.9
回答なし	10	6.5
合計	155	100.0

6. 第1期計画の進捗と評価

(1) 教育・保育の利用状況

	見込み 実績	第1期計画期間の利用状況			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 1号認定 (3-5歳 幼児教育)	見込み(人)	143人	137人	135人	189人
	実績(人)	226人	202人	195人	172人
② 2号認定 (3-5歳 保育の必要性あり)	見込み(人)	483人	462人	456人	390人
	実績(人)	438人	416人	405人	378人
③-1 3号認定(0歳) (保育の必要性あり)	見込み(人)	85人	84人	81人	47人
	実績(人)	12人	13人	12人	14人
③-2 3号認定(1・2歳) (保育の必要性あり)	見込み(人)	188人	184人	179人	175人
	実績(人)	184人	186人	178人	174人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

事業名	見込み 実績	第1期計画期間の実施状況			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①延長保育事業	見込み(人)	25人	24人	23人	22人
	実績(人)	8人	22人	34人	32人
②-1 一時預かり事業 (幼稚園型)	見込み(人日/年)	2,729人	2,612人	2,580人	2,977人
	実績(人日/年)	3,767人	3,480人	3,308人	3,493人
②-2 一時預かり事業 (保育所型)	見込み(人日/年)	8,366人	8,118人	7,941人	2,868人
	実績(人日/年)	2,868人	3,107人	3,007人	2,880人
③病児・病後児保育 事業	見込み(人日/年)	2,720人	2,630人	2,580人	720人
	実績(人日/年)	0人	0人	0人	0人
④ファミリー・サポ- ト・センター事業	見込み(人日/週)	56人	54人	50人	50人
	実績(人日/週)	0人	0人	0人	0人
⑤子育て短期支援事業 (ショートステイ)	見込み(人日/年)	2人	2人	2人	2人
	実績(人日/年)	9人	8人	0人	0人
⑥地域子育て支援拠 点事業	見込み(人回/年)	11,592人	11,340人	11,040人	7,680人
	実績(人回/年)	8,446人	8,022人	7,742人	8,343人
⑦利用者支援事業	見込み(か所)	2か所	2か所	2か所	2か所
	実績(か所)	0か所	0か所	0か所	0か所
⑧乳児家庭全戸訪問 事業	見込み(人)	193人	189人	183人	174人
	実績(人)	185人	177人	194人	152人

⑨養育支援訪問事業	見込み(人)	49人	47人	46人	43人
	実績(人)	17人	23人	19人	47人
⑩妊婦一般健康診査事業	見込み(人)	189人	183人	174人	170人
	実績(人)	190人	188人	169人	151人
⑪放課後児童健全育成事業	見込み(人)	295人	283人	266人	233人
	実績(人)	189人	222人	232人	272人

⑫実費徴収に係る補足給付事業・⑬多様な主体の新制度への参入促進事業は未実施

(3) 評価と課題

●教育・保育の提供体制について

現状分析	課題
低年齢児の保育ニーズの増加により、希望の園に入所できないケースが増えています。保育士不足等の影響もあり、更に保育士確保に努める必要があります。	今後は、統廃合や認定こども園への移行を含め、希望する教育・保育を提供できるよう、総合的な観点から検討していきます。

●地域子ども・子育て支援事業

①延長保育事業

評価	課題
保内保育所では午後6時半から7時まで、白浜保育所では最長午後9時までの延長保育を実施し、就労形態の多様化に伴うニーズに対応しています。	現在2つの保育所で実施していますが、今後も保育ニーズの実態を把握しながら、必要に応じて実施園について検討していきます。

②一時預かり事業

評価	課題
公立保育所2園、公立幼稚園2園、事業所内保育所1園で実施し、育児負担の軽減等につながっています。	今後も、多様化する保育ニーズを受け、多くの市民が利用できるよう、事業の充実に努めます。

③病児・病後児保育事業

評価	課題
平成31年4月より供用開始しました。広報活動を行い、登録者数は100名を超えています。	今後もさらなる周知を行い、登録者数の増加やサービスの充実に努めます。

④ファミリー・サポート・センター事業

評 価	課 題
未実施	地域の実情に応じたサービスの提供について検討し、会員の確保など早期実施に向けて取り組みます。

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

評 価	課 題
保護者から要望があった場合は、児童養護施設を利用して実施しています。	施設の空き状況が影響するため、施設との連携を図りながら対応していきます。

⑥地域子育て支援拠点事業

評 価	課 題
保内児童センターで事業を実施し、子育てについての相談、情報提供を行っています。	今後も、相談事業や子育ての仲間づくりなど、事業の充実を図り、子育て支援に努めます。

⑦利用者支援事業

評 価	課 題
母子保健型の利用者支援事業として、令和元年度から「子育て世代包括支援センター」を設置しています。	新たな事業として、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目ない支援を行う体制を構築します。

⑧乳児家庭全戸訪問

評 価	課 題
平成 30 年度の訪問率は 99.4%で、ほぼ全数の乳児の家庭訪問を実施しています。未訪問の家庭についても、関係機関と連携し、状況把握ができています。	保健師による訪問後に、地域の主任児童委員や民生委員による訪問事業を実施する地区が増えており、今後も地域で見守るネットワークの構築について取り組んでいきます。

⑨養育支援訪問事業

評 価	課 題
養育困難な家庭を、保育士、家庭相談員、保健師等が訪問して養育に関する指導や助言を行いました。	養育支援が必要な家庭を早期に発見し、家庭での安定した養育が可能となるよう、訪問支援を行います。

⑩妊婦一般健康診査事業

評 価	課 題
妊婦の健康管理向上のため、妊婦一般健康診査にかかる費用14回分を助成しています。	今後も継続して実施し、安心・安全な出産のために受診率の向上に努めます。

⑪放課後児童健全育成事業

評 価	課 題
市内8カ所の小学校内に公設の児童クラブを設置し、働く保護者のニーズに対応しています。	増加傾向にある児童の預かりニーズに対応するため、今後も事業の充実を図ります。 支援員の不足が課題となっており、確保について関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

⑫実費徴収に係る補足給付事業・⑬多様な主体の新制度への参入促進事業は未実施

第4章 量の見込みと提供体制

1. 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定することとしています。

八幡浜市としては、コンパクトな地理的条件により幼稚園・保育所ともに市内全域から通園・通所しているため、教育・保育提供区域を市内全域（1区域）に設定します。

■教育・保育提供区域の状況（H31年4月1日現在）

	面積 (km ²)	人口(人)	未就学児童数(人)	幼稚園数	幼稚園定員数(人)	保育所数	保育所定員(人)	待機児童数(人)	入所児童数(人)	未就学児に対する定員の割合(%)
市内全域	132.65	33,519	1,085	5	305	9	730	0	748	95.39%

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに各年度における必要利用定員総数を定めます。

●必要利用定員総数

- ・1号認定（3－5歳 幼児期の学校教育のみ）

特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園）に係る必要利用定員総数

- ・2号認定（3－5歳 保育の必要性あり）

特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）に係る必要利用定員総数

- ・3号認定（0－2歳 保育の必要性あり）

特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数

■教育・保育の量の見込みと確保内容（必要利用定員総数）【区域：全域】

		1年目 (R2)				2年目 (R3)				3年目 (R4)			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	八幡浜市区域	153	376	35	203	154	377	33	187	148	363	31	182
②確保の内容	合計	305	444	57	233	305	444	57	233	305	444	57	233
	認定こども園、幼稚園、保 育所(特定教育・保育施設)	305	444	56	230	305	444	56	230	305	444	56	230
	地域型保育事業	/	/	1	3	/	/	1	3	/	/	1	3
	(確認を受けない幼稚園)	0	/	/	/	0	/	/	/	0	/	/	/
②—①		152	68	22	30	151	67	24	46	157	81	26	51

		4年目 (R5)				5年目 (R6)			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	八幡浜市区域	143	350	29	173	133	325	28	165
②確保の内容	合計	305	444	57	233	305	444	57	233
	認定こども園、幼稚園、保 育所(特定教育・保育施設)	305	444	56	230	305	444	56	230
	地域型保育事業	/	/	1	3	/	/	1	3
	(確認を受けない幼稚園)	0	/	/	/	0	/	/	/
②—①		162	94	28	60	172	119	29	68

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

制の確保内容・実施時期

(1) 提供区域の設定

提供区域の設定は、教育・保育の提供区域同様、市内全域（1区域）に設定します。

事業名	区域設定
①延長保育事業	全域
②一時預かり事業	全域
③病児・病後児保育事業	全域
④ファミリー・サポート・センター事業	全域
⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）	全域
⑥地域子育て支援拠点事業	全域
⑦利用者支援事業	全域
⑧乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	全域
⑨養育支援訪問事業その他要支援 児童、要保護児童等の支援に資する事業	全域
⑩妊婦一般健康診査事業	全域
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	全域
⑫実費徴収に係る補足給付事業	全域
⑬多様な主体の新制度への参入促進事業	全域

(2) 量の見込みと確保方策

①延長保育事業

延長保育事業	1年目（R2）	2年目（R3）	3年目（R4）	4年目（R5）	5年目（R6）
①量の見込み	30人	30人	29人	28人	25人
②確保の内容	30人	30人	29人	28人	25人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

②一時預かり事業

一時預かり事業		1年目（R2）	2年目（R3）	3年目（R4）
①量の見込み	1号認定利用	2,759人日/年	2,769人日/年	2,664人日/年
	2号認定利用	240人日/年	240人日/年	240人日/年
	その他	2,710人日/年	2,625人日/年	2,530人日/年
②確保の内容	一時預かり事業	5,709人日/年	5,634人日/年	5,434人日/年
②-①		0人日/年	0人日/年	0人日/年
一時預かり事業		4年目（R5）	5年目（R6）	
①量の見込み	1号認定利用	2,569人日/年	2,389人日/年	
	2号認定利用	240人日/年	240人日/年	
	その他	2,425人日/年	2,284人日/年	
②確保の内容		5,234人日/年	4,913人日/年	
②-①		0人日/年	0人日/年	

③病児・病後児保育事業

病児・病後保育事業	1年目（R2）	2年目（R3）	3年目（R4）	4年目（R5）	5年目（R6）
①量の見込み	543人日/年	525人日/年	506人日/年	485人日/年	457人日/年
②確保の内容	1,152人日/年	1,152人日/年	1,152人日/年	1,152人日/年	1,152人日/年
②-①	609人日/年	627人日/年	646人日/年	667人日/年	695人日/年

④ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業	1年目（R2）	2年目（R3）	3年目（R4）	4年目（R5）	5年目（R6）
①量の見込み	25人日/週	22人日/週	21人日/週	21人日/週	21人日/週
②確保の内容	25人日/週	22人日/週	21人日/週	21人日/週	21人日/週
②-①	0人日/週	0人日/週	0人日/週	0人日/週	0人日/週

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業 （ショートステイ）	1年目（R2）	2年目（R3）	3年目（R4）	4年目（R5）	5年目（R6）
①量の見込み	2人日/年	2人日/年	2人日/年	2人日/年	2人日/年
②確保の内容	2人日/年	2人日/年	2人日/年	2人日/年	2人日/年
②-①	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年

⑥地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業	1年目（R2）	2年目（R3）	3年目（R4）	4年目（R5）	5年目（R6）
①量の見込み	9,752人回/年	9,077人回/年	8,769人回/年	8,345人回/年	7,979人回/年
②確保の内容	10,000人回/年	10,000人回/年	10,000人回/年	10,000人回/年	10,000人回/年
②-①	248人回/年	923人回/年	1,231人回/年	1,655人回/年	2,021人回/年

⑦利用者支援事業

利用者支援事業	1年目（R2）	2年目（R3）	3年目（R4）	4年目（R5）	5年目（R6）
①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	▲1か所	▲1か所	▲1か所	▲1か所	▲1か所

⑧乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	1年目（R2）	2年目（R3）	3年目（R4）	4年目（R5）	5年目（R6）
①量の見込み	154人	147人	140人	133人	128人
②確保の内容	154人	147人	140人	133人	128人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑨養育支援訪問事業その他要支援 児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業その他要 支援 児童、要保護児童等の支 援に資する事業	1年目（R2）	2年目（R3）	3年目（R4）	4年目（R5）	5年目（R6）
①量の見込み	29人	28人	27人	26人	24人
②確保の内容	29人	28人	27人	26人	24人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑩妊婦一般健康診査事業

妊婦一般健康診 査事業	1年目（R2）	2年目（R3）	3年目（R4）	4年目（R5）	5年目（R6）
①量の見込み	154人	147人	140人	133人	128人
②確保の内容	154人	147人	140人	133人	128人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	1年目（R2）	2年目（R3）	3年目（R4）	4年目（R5）	5年目（R6）	
①量の見込み	248人	224人	218人	214人	212人	
（内訳）	小学校1～3年生	212人	189人	185人	182人	183人
	小学校4～6年生	36人	35人	33人	32人	29人
②確保の内容	265人	265人	265人	265人	265人	
②-①	17人	41人	47人	51人	53人	

⑫実費徴収に係る補足給付事業

本事業については、今後ニーズの高まりがあった場合実施について検討していきます。

実費徴収に係る補 足給付事業	1年目（R2）	2年目（R3）	3年目（R4）	4年目（R5）	5年目（R6）
①量の見込み					
②確保の内容					
②-①					

⑬多様な主体の新制度への参入促進事業

本事業については、今後ニーズの高まりがあった場合に実施について検討していきます。

多様な主体の新制度 への参入促進事業	1年目（R2）	2年目（R3）	3年目（R4）	4年目（R5）	5年目（R6）
①量の見込み					
②確保の内容					
②-①					

4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 の内容

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

八幡浜市には現在、公立幼稚園2園、私立幼稚園3園、公立保育所が9ヶ所あり、教育・保育の一体的なサービスの提供について、保護者のニーズや園児数の動向などを考慮したうえで、認定こども園への移行を検討していきます。公立、私立問わず、それぞれの幼稚園、保育所の役割、特色を活かし、これまで以上に質の高い教育・保育の実施に努めていきます。

(2) 幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続

子どもの発達には、乳児期・幼児期・学童期と連続性を有するものであり、通う施設が変わっても、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うことができるよう、保・幼・小の相互連携の強化に努めていきます。

また、幼児教育・保育から学びを中心とする小学校教育への変化に、子どもたちがスムーズに移行できるよう、幼児と児童の交流活動の実施や、教職員同士の意見交換等、情報共有の充実を図ります。

第5章 施策の展開

1. 基本施策と取組事業

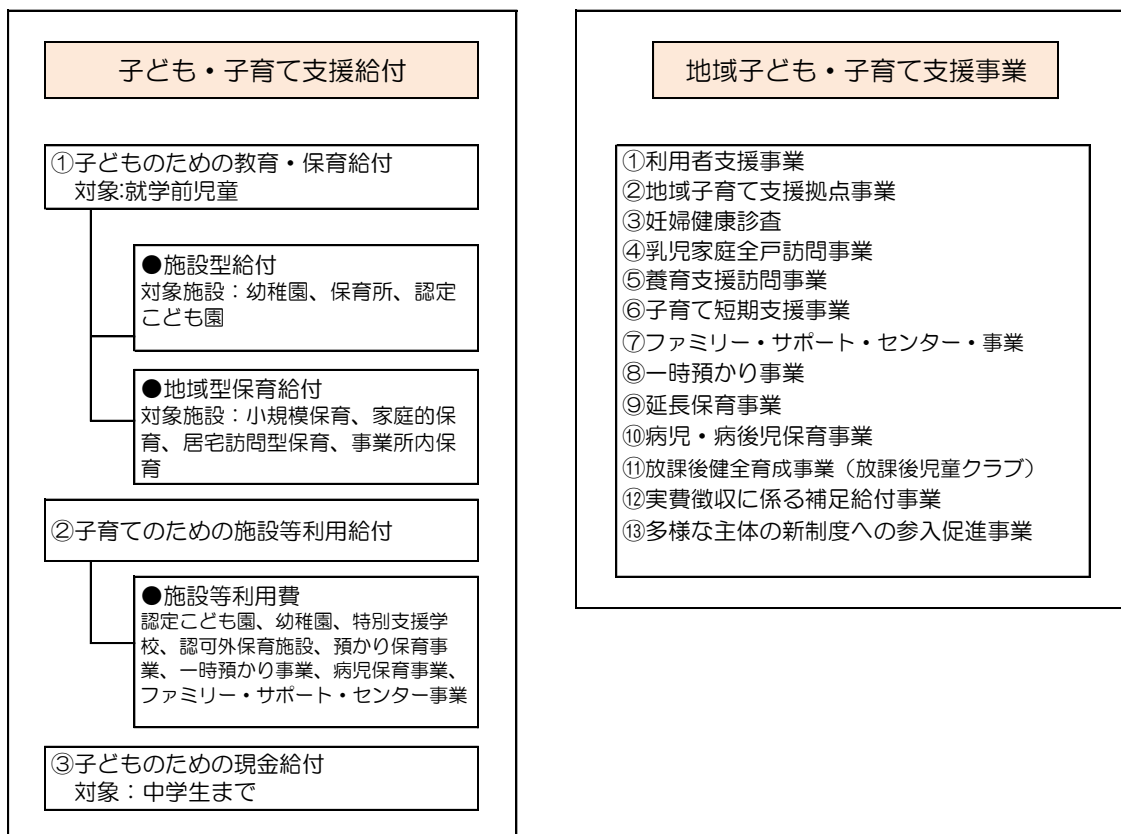
1 子育てを応援する子育てサービスの充実

すべての子育て家庭が、安心して子どもを育てることができるよう、必要な保育サービスや相談・情報提供サービスなど様々な子育て支援サービスを充実し、妊娠から子育てまで切れ目ない支援を提供します。

● 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育の提供体制を確保します。

子ども子育て新支援制度における給付・事業の全体像



施設型保育給付

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
保育所	子育て支援課	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努め、対象児童の円滑な入所を図ります。
幼稚園	子育て支援課	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基礎をつくる教育環境の整備を図ります。
認定こども園	子育て支援課	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」のあり方について検討していきます。 加えて、検討する中で、幼稚園・保育所の垣根を越えていろいろな情報を共有し、市全体の幼児教育・保育の底上げを図ります。

地域型保育給付

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
家庭的保育	子育て支援課	家庭的保育者が、居宅等の様々なスペースにおいて、家庭的な雰囲気のもと少人数（5人以下）の保育を必要とする乳児・幼児（原則として満3歳未満。）を対象に保育を実施する事業です。子ども・子育て支援新制度において、市町村の認可事業として位置付けられており、地域のニーズに応じて検討していきます。
小規模保育	子育て支援課	都市部等において増加する3歳未満児の保育需要への対応や人口減少地域等における保育基盤の維持を図るため、保育を必要とする乳児・幼児（原則として3歳未満。）を対象に、定員6人以上20人未満の比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気、保育を実施する事業です。子ども・子育て支援新制度において、市町村の認可事業として位置付けられており、地域のニーズに応じて検討していきます。
居宅訪問型保育	子育て支援課	保育を必要とし、障害や疾病等により集団保育が著しく困難と認められる乳児・幼児などを対象に、その乳児・幼児（原則として3歳未満）の居宅において1対1を基本とする保育を実施する事業です。子ども・子育て支援新制度において、市町村の認可事業として位置付けられており、地域のニーズに応じて検討していきます。
事業所内保育	子育て支援課	企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設において、その従業員の子どもや地域の子どもであって、満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児を保育する事業です。

●多様な子ども・子育て支援サービスの充実

地域における多様なニーズに対し、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

地域子ども・子育て支援事業

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
利用者支援事業	子育て支援課 保健センター	子ども及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう身近な場所で相談を受け付ける体制を整備し、利用者支援を図ります。
一時預かり事業	子育て支援課	保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消ため、一時的に保育所・幼稚園などで保育を行います。
延長保育事業	子育て支援課	就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、通常保育を延長した保育を行います。
病児・病後児 保育事業	子育て支援課	保育所や幼稚園等に通っている児童が病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合に一時的に預かる事業です。
地域子育て支 援拠点事業	子育て支援課（児 童センター）	乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他支援を行っています。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。
放課後児童健 全育成事業 （放課後児童 クラブ）	子育て支援課	就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供しています。今後も保護者のニーズの把握に努め、質的向上を図り、また、ニーズ量に応じて専用施設の整備を図っていきます。
子育て短期支 援事業	子育て支援課	保護者の病気、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急、一時的に保護が必要になった母子の養育・保護を行います。
養育支援訪問 事業	子育て支援課	養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行っています。継続して支援を行ない、家庭での安定した児童養育が可能となるように努めます。
妊婦一般健康 診査事業	保健センター	公費負担制度を利用して、妊婦一般健康診査を積極的に受けてもらうことで、妊婦の健康管理の向上を図ります。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	保健センター	生後4カ月までの乳児のいる家庭を保健師や看護師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	子育てに関し、「援助を受けたい方（依頼会員）」と「援助を行いたい方（提供会員）」を会員として登録し、両者のあっ旋等を行う事業です。 住民ニーズに応じて実施します。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	子育て支援課	子ども・子育て支援新制度における支給認定子どもが特定教育・保育等を受けた場合の教育・保育給付によっては運営費が給付されない日用品や行事参加費等の実費負担分について、市が定める基準に従い、保護者へ費用助成します。実施については、今後のニーズの動向をみながら検討します。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子育て支援課	地域ニーズに即した保育等の事業の充実を図るため、新規事業者が円滑に、新制度における保育所、小規模保育事業等での保育等事業を実施できるよう必要な支援を行います。実施については、今後のニーズの動向をみながら検討します。

● 幼児期の教育・保育サービスの充実

施設型保育給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業以外で休日保育、乳児保育等の多様な保育ニーズに応じ、利用しやすい保育サービスの提供を推進します。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
休日等保育	子育て支援課	就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、日曜日・祝日の保育を実施します。
夜間保育	子育て支援課	夜間においても保育を必要とする子どもに対し保育を行い、多様な保育ニーズの対応に努めます。
乳児保育	子育て支援課	保育所において0歳児（6ヶ月児から）の乳児を受け入れます。現在、全保育所において実施していますので、今後もサービスの維持と質の向上に努めます。
アレルギー除去食の拡大	子育て支援課	食物アレルギーを持つ子どもに対し、原因となる食物を取り除いた給食を提供するアレルギー除去食を、現在5園で実施しています。アレルギーを持つ子どもが増加傾向にあり、今後さらに対応する園を増やしていくことを検討します。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
保育士の研修	子育て支援課	「子育て支援・地域支援・保護者支援」「保育士の専門性」をより充実させるため、保育に従事する職員一人ひとりの資質の向上を目指した研修を実施し、職員全体の専門性の向上を図ります。
一時預かり事業【再掲】	子育て支援課	保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消ため、一時的に保育所・幼稚園などで保育を行います。
幼稚園による預かり保育	子育て支援課	幼稚園において、通常保育のほか、預かり保育を実施しています。今後、多様な保育ニーズに対し、預かり保育の充実について検討していきます。
老朽化した施設への対応	子育て支援課	公立保育所の多くが老朽化が著しいため、児童数の推移、地域の実情を勘案し、統廃合、新設、空いた公共施設の利用等を検討していきます。
公立保育所の民間委託	子育て支援課	民間活力の活用により、多様な保育ニーズに対し安定的な保育サービスの供給を図るため、今後も民間委託の必要性を検討していきます。

●子育て相談体制の充実

子育てに不安や悩みを抱える親に対して気軽に安心して相談できるよう、子育て支援課、学校教育課、保健センター等、子育てに関連する部署でより一層連携し、きめ細やかな対応ができるよう相談体制を充実させていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
利用者支援事業	子育て支援課 保健センター	子ども及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう身近な場所で相談を受け付ける体制を整備し、利用者支援を図ります。
子育て世代包括支援センター	保健センター	保健センター内に利用者支援事業を活用した「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目ない支援を行う体制を構築し、関係機関の連携を図ります。
教育支援室	学校教育課	就学児以上の子どもや保護者、教職員を対象に、家庭教育や学校教育、いじめ・不登校や特別支援教育に関わる悩み等を、電話相談や来所相談により受け付けています。今後、さらに気軽に利用してもらうため広報活動を実施します。
適応指導教室	学校教育課	様々な問題や悩みを抱えて学校へ通えない子どもたちの適応指導を近隣の市町と連携して行います。今後も対象児童が学校へ通えるようになるための指導体制、環境の充実を図ります。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
子育て応援ポスト事業	子育て支援課	市内に子育て応援ポストを設置し、子育ての悩みや要望、相談等を書いて投函してもらうことで、意見やニーズを把握、分析し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

●子育て情報提供の充実

子育てに関する様々な情報が的確かつ確実に提供されるよう紙媒体だけでなく、インターネットなど様々な媒体を活用し情報を提供していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
マタニティー（バルーンコース）	子育て支援課（児童センター）	妊婦を対象にバルーンコースを実施しています。今後も、妊婦が安定した妊娠期を過ごし、育児に臨めるように、実施内容・方法などを検討します。
児童センター通信（なかよしランド）	子育て支援課（児童センター）	児童センターのPR活動として取り組んでいます。今後は、対象となる人々の情報ニーズについて日頃の活動を通して十分に把握し、的確な情報の発信を行います。
子育て応援ブック	子育て支援課	就学前の子どもの保護者を対象に、八幡浜市の子育てに関する各種制度や手続き、施設などの子育てに役立つ情報を一冊にまとめた「子育て応援ブック」を作成し、配布します。
インターネットによる子育て情報の提供	子育て支援課	子育て応援サイト「はまっこ」を運営し、子育て情報の集約とわかりやすい情報発信を行います。

●地域における子育て支援ネットワークづくり

子育てを地域全体で支えていくため、地域において、子育てをサポートしている様々な人々や組織が連携し、地域における多様な子育てニーズに対応できるよう、子育て支援活動の充実と子育て活動のネットワーク化の充実を図ります。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
子育てサロン	社会福祉協議会	公民館等を会場に、主任児童委員が中心となって、就園前の親子に遊びを提供し、母親同士の連携や、育児の不安解消を図ります。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
マイ保育所	子育て支援課	地域の保育所において、母子手帳の交付を受けた妊婦と、保育所に入所していない満3歳までの子どもを持つ親子を対象に、子育ての支援をしています。今後も市広報やホームページに、引き続き事業について周知を行い、利用者の増加を図るとともに保育所や保健センターと連携をとりながら、事業を推進していきます。
子育てボランティアの育成	子育て支援課 (児童センター)	子育てボランティアを養成し、あわせてボランティア活動の場を提供していきます。
子育てサークル支援	子育て支援課 (児童センター)	市内の公民館に出向き、親子のふれあい遊びや季節の製作などを提供します。あわせて地域の中で、親同士の交流の場を設けます。今後も広く参加を呼びかけ、内容の充実を図っていきます。
ブックスタート事業	生涯学習課	保健センターで実施される「すくすく教室」(4カ月児健康相談)時に、赤ちゃんと保護者に対して、読み聞かせの趣旨を伝えながら、ブックスタートパックを手渡しています。今後も図書館、ボランティア、保健師の意識統一と連携を図り、ブックスタートの趣旨を的確に伝え、充実したブックスタート事業や子育て支援(フォローアップ)に努めていきます。
セカンドブック事業	生涯学習課	3歳児を対象に、ブックスタートのフォローアップ事業として、絵本との関わりが変わる時期に、再度年齢にあった絵本をプレゼントすることで、親子の触れ合いを深め、読書習慣のきっかけづくりを行います。
絵本の読み聞かせ	生涯学習課	図書館内でのおはなし会、小・中学校や児童センター等の施設での読み聞かせ訪問を実施しています。今後も学校や施設等との連携を図り、より一層絵本に親しんでもらうよう努めます。また、読み聞かせボランティアの拡大、育成にも努めていきます。
巡回絵本貸出	生涯学習課	読書の面白さ、自分で本を読む力を養う環境づくりを手助けするため、学期ごとに50冊程度の絵本を小学校に貸し出します。
みかんぼんぼん文庫	生涯学習課	図書館に行く機会の少ない子どもたちに、本を手取る機会を与え、読書意欲を高めることを目的に、小規模校を対象に、司書が選定した短時間で読める本を持ち込み、自由に選んで読むことができます。
遊具等の貸し出し事業	子育て支援課 (児童センター)	子育てサロン、イベント時に要請に応じ、遊具等の貸し出しを行い、遊びの場を提供しています。今後も継続して貸し出しするとともに、備品、遊具の充実を図っていきます。

●子どもや青少年の活動の場や機会の確保

子どもや青少年が安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、自立心や仲間意識等を育み、地域で活動することの楽しさを体感できる機会を作っていきます。

また、国の推進する「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、福祉部局と教育委員会が連携し、学校施設を活用した「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」といった放課後の子どもの居場所づくりに取り組んでいきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
児童センター	子育て支援課 (児童センター)	子どもや子ども連れなら誰でも利用でき、遊びや交流の場を提供したり、また相談やサークル活動の支援を実施しています。今後もサークル活動をしているお母さんたちと連携しながら、場所や遊具・道具等の提供をします。あわせて新しいサークルの支援も行っていきます。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【再掲】	子育て支援課	就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供しています。今後も保護者のニーズの把握に努め、質的向上を図り、また、ニーズ量に応じて専用施設の整備を図っていきます。
放課後の子どもの居場所づくり	学校教育課 子育て支援課	児童センター、学校をはじめとした公共施設等の活用と、家庭・学校・地域・行政が一体となった居場所づくりに取り組んでいきます。
地域の放課後児童見守り事業	子育て支援課	公設の放課後児童クラブの無い地域において実施している、放課後児童見守り事業に対して、補助金を交付することにより、円滑な運営と児童の健全育成を図っていきます。
休日子どもサポート事業	子育て支援課 (やわたはま銀座バスケット)	保護者が労働等で昼間家庭にいない児童の長期休暇中の居場所を確保するため、企業等が実施する休日子どもクラブ推進事業に係る経費について県と市が補助金を交付し、企業・地域・行政が連携しながら子どもの育ちを支援します。
農繁期子ども教室	農林課(真穴農繁期子ども教室)	放課後児童クラブの無い地域において、家庭で目が届きにくい農繁期に、農家の子どもたちが放課後を安心、安全に過ごすことができる場所を提供するとともに、農家の負担軽減を図っています。市は事業の円滑な運営のため、補助金を交付しています。
子どもの地域活動の支援	生涯学習課	八幡浜市スポーツ少年団でサッカーとソフトボールの大会や交流会、体験発表会を開催しています。県、他市主催の各種スポーツ大会への参加の助成をしています。スポーツ少年団活動を通じて、喜びや楽しさを体験するとともに仲間との連帯や友情を育て、更にはその課程の中で協調性や創造性などを育み人間性豊かな社会人として成長することを目指します。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
学校開放事業	生涯学習課	市内の小・中学校の運動場・体育館をスポーツ利用に開放しています。今後も継続して施設を有効利用し、生涯スポーツの振興を図っていきます。
青少年ボランティア活動推進事業	子育て支援課 (児童センター)	青少年体験活動・ボランティア活動の拠点として児童センターを活用し、青少年のボランティアの育成、活動活発化に努めています。今後も各学校にも積極的に働きかけていき、人とわかり合うことの楽しさや、認め合えることの喜びなど、青少年の世代間交流、ボランティア活動を通して育んでいきます。
高齢者とのふれあい事業	子育て支援課	福祉施設等で高齢者と乳幼児親子の交流を図ります。今後も地域の高齢者サロンや既存の高齢者ボランティアグループとの交流事業を中心に高齢者とのふれあい事業を活発に展開していきます。

●子どもを社会で育てる意識の醸成

「子どもの最善の利益」を第一に考え、子どもを生み育てることに関心を持ち、それぞれの立場に応じた役割が果たせるよう、様々な情報を提供し意識の啓発を推進します。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
子育てに関する意識の啓発	子育て支援課	児童センターの行事案内を、保育所・幼稚園・公民館各関係機関に配布し、市のホームページにも掲載するなど、情報提供と啓発活動を行っています。今後も、子育て支援に、より一層関心を持ってもらえるよう情報提供を強化します。

●子育ての経済的支援

子育てにおける様々な場面での保育サービスや医療サービスに係る費用は、子育て家庭にとって大きな負担となっています。できる限りの経済支援を図ることで、養育費、医療費、教育費などの負担の軽減に努めていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
幼児教育・保育無償化	子育て支援課	子育て世代の経済的負担軽減を図ることを目的として、3歳から5歳までのすべての子どもたちの幼稚園、保育所等の利用料が無償となります。0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償となります。 また、無償化の対象とならない世帯についても、0歳から2歳までの多子世帯については、市独自で経済的支援を検討していきます。
児童手当	子育て支援課	家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした「児童手当」制度の動向を的確に把握し、適正な実施に努めます。
児童扶養手当	子育て支援課	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。
特別児童扶養手当	社会福祉課	精神又は身体に障害のある児童（20歳未満）を家庭において監護している方に対して、国が手当を支給してその児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。今後も受給資格を有しながら手続をしていない人がないよう、制度の周知に努めます。
災害遺児福祉手当	子育て支援課	交通災害、労働災害及び天災等による遺児（義務教育終了前又は高等学校等に在学する児童）の保護者に対して手当を支給することにより、遺児の福祉を増進することを目的としています。今後も受給資格を有しながら手続をしていない人がないよう、制度の周知に努めます。
ひとり親家庭医療費補助事業	市民課	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、保健の向上を図ることを目的として、世帯の医療費の保険診療自己負担分を助成します。今後も現行の制度を継続して実施していきます。
愛顔の子育て応援事業	子育て支援課	市と県が連携し、子育て世帯への経済支援を目的として、第2子以降の満1歳未満の子どもの保護者を対象に、乳児一人に対して5万円分の応援券（紙おむつ券）を1回に限り交付します。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
乳幼児及び児童医療費補助事業	市民課	乳幼児及び児童（中学校3年生まで）の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、乳幼児を扶養している保護者に対しては、医療費の自己負担分を助成し、就学後の児童（中学3年生まで）を扶養している保護者に対しては、入院及び歯科外来の医療費の自己負担分を助成しています。さらに、小中学生一人あたりに対する同一診療月の自己負担分が、3千円を超える部分についても助成しています。引き続き医療費助成を行うことにより、子育て世帯への経済的負担の軽減を図っていきます。
重度心身障害者医療費補助事業	市民課	重度障害者の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図ることを目的として、重度障害者が医療保険による診療を受けた自己負担金を助成しています。重度障害者が早期治療により第二次予防をすることで進行を防止し、日常の介助による家族の精神的、経済的負担を軽減していくためにも今後も現行の制度を継続して実施してまいります。
未熟児養育医療給付事業	市民課	出生体重 2,000 g 以下又は生活力が未熟な赤ちゃんで、入院療育が必要な乳児に対する医療費の公費負担を行っています。（所得により一部自己負担あり）

2 子どもと親の健康確保・増進の支援

子どもの健やかな発育と子育てをする親の健康のため、保健・福祉・医療・教育の各分野が連携し、母子保健事業に関する事業の拡充に努めます。

●出産・育児不安への相談体制の充実

心身の変化の著しい妊娠・出産期における母親の健康の保持、安心して妊娠、出産できる快適な環境の確保・支援を図っていきます。

また、不妊で悩む夫婦に対する支援の充実にも努めていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
母子健康手帳の交付	保健センター	妊娠届出のあった妊婦に対し母子健康手帳を交付し、同時にアンケートの記入、保健指導を実施しています。交付時には、母子保健サービスなども紹介しています。今後も母子の健康管理のためすべての妊婦に母子健康手帳を交付していきます。
マタニティー（バルーンコース）【再掲】	子育て支援課（児童センター）	妊婦を対象にバルーンコースを実施しています。今後も、妊婦が安定した妊娠期を過ごし、育児に臨めるように、実施内容・方法などを検討します。
妊産婦訪問指導事業	保健センター	妊娠届出時の状況や妊婦健診の結果、訪問指導が必要な妊産婦や、不安等が強く、訪問を希望される妊産婦に対して訪問指導を行っています。今後も継続して行っていきます。
産後ケア事業	保健センター	産後に心身の不調、育児不安等がある産婦に対して、助産師が訪問し、必要な指導及び情報提供をすることにより、産婦の育児不安の解消を図り、子どもの健やかな成長を支援する。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）【再掲】	保健センター	生後4カ月までの乳児のいる家庭を保健師や看護師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。
未熟児訪問指導	保健センター	体重が2,500g未満で生まれた未熟児を対象に訪問指導を実施します。今後も常に低出生体重児の届出状況を把握するとともに、医療機関との連携を密にして実施していきます。
育児電話相談	保健センター	子育てで心配なことや困ったことがある、育児についての情報を知りたいなどの電話相談に対し、育児相談や情報提供を行っています。今後も相談者の気持ちを受け止めながら、対応していきます。
家庭訪問	保健センター	育児支援が必要な乳幼児や親のいる家庭に訪問指導を実施しています。今後も継続して実施していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
療育相談	社会福祉課	「発達支援センター巢立ち」で、子どもの育ちに不安を感じている保護者の相談に専門医等が応じています。今後も、専門医と連携して子どもの発達相談に対応していきます。また、関係機関と連携を図り、子どもの育ちのフォロー体制の充実を図っていきます。
幼児期の健康づくり講座	保健センター	歯科衛生士による歯みがき教室、保健師による『子どもの救急ガイドブック』を利用した病気の対応等の子育てミニ健康教室、栄養士による食育教室等、子どもの健康づくりに努めています。今後も関係機関と連携して子どもの健康づくりに努めていきます。
不妊治療費助成事業 (一般・特定)	保健センター 八幡浜保健所	不妊治療のうち、人工授精や体外受精及び顕微授精を受けられる夫婦に対して、治療に要する費用の一部を助成しています。今後も、制度の周知徹底とプライバシーの保護の徹底に努めるとともに、悩みや不安の軽減を図るため、不妊に関する当事者の会の案内等情報の提供を行っていきます。

●子どもや親の健康の確保

子どもの健やかな成長には健康な家庭であることが必要です。子どもの成長にあわせた親子の健康づくりを推進していくとともに、健診等の機会を有効に活用し、保護者に家庭内における子どもの事故防止の周知・指導を行います。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
妊婦一般健康診査事業【再掲】	保健センター	公費負担制度を利用して、妊婦一般健康診査を積極的に受けもらうことで、妊婦の健康管理の向上を図ります。
乳児一般健康診査	保健センター	3～6カ月と9～11カ月の時期に小児科で健康診査が受けられる受診券を交付しています。病気の早期発見・早期治療と保護者の育児不安が軽減できるよう、今後も継続して行っていきます。
4カ月児・7カ月児・10カ月児健康相談	保健センター	乳児期の発達段階に応じた健康相談を実施し、乳児の健康づくりと家庭内の事故防止に努めています。今後も継続して実施します。
1歳6カ月児健康診査・3歳児健康診査・2歳児健康相談	保健センター	幼児の成長・発達に合わせた適切な時期に健診、相談を実施し、幼児の健康づくりと家庭内における子どもの事故防止に努めています。今後も継続して実施します。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
発達支援事業	保健センター	子どもの育ちや発達などに不安や問題を持つ親子への相談の場を提供するため、小集団療育や個別相談を実施しています。個別相談は、保健センターが主体となって実施するもののほか、愛媛県発達障害者支援センター、愛媛県子ども療育センター、宇和特別支援学校の協力により実施しています。今後も継続して連携を図りながら実施していきます。
感染症予防事業	保健センター	感染症の集団発生を予防するために、予防接種法に基づき予防接種を実施しています。今後は、未接種者へ接種勧奨し、接種率の向上を目指します。

●思春期保健対策の推進

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
思春期ふれあい体験教室	保健センター	小学6年生を対象に、希望する小学校で実施しています。乳児の世話や抱っこを体験したり、お母さんに子育てのお話を聞くことで、命の尊さを感じてもらう機会を設けています。
性教育講座	保健センター	中学生への性教育「中学生への性教育講座」は、各中学校に出向き、3年生を対象に、助産師と共に胎内の赤ちゃんの成長や出産、子育てについて、また、人工妊娠中絶や性行為感染症などの話を実施しています。高校生への性教育は、「高校生のためのピアカウンセリング講座」を県立医療技術大学の学生の協力により実施しています。今後も各機関と連携し、ライフサイクルにそった性教育を実施していきます。
薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動	保健センター (八幡浜保健所)	各学校の要望に基づき、薬物乱用防止教室を開催したり、啓発資材の配布及び貸し出しにより、青少年の喫煙による害や薬物に対する正しい知識を啓発し、麻薬や覚せい剤などの乱用を許さない社会を築いていきます。

●小児医療の充実

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
休日等における小児在宅当番医運営事業	保健センター	休日の子どもの病気等に対応するため、喜多・八幡浜小児科医会の医師が日曜・祝日に輪番制で診療を行います。今後も近隣市町と連携した対応を行います。

●子ども・子育て期の食育推進

平成31年3月に策定された八幡浜市食育推進計画では、生涯において6つのライフステージに分け、各年代の特徴や課題に応じた食育の取り組みを推進していくこととしています。乳幼児期（0～6歳）、学童期（小学生）、思春期（中学・高校生～19歳）および子育て世代の成年期（20～39歳）において、子ども・子育てに対応した食育を推進していきます。

・乳幼児期（0～6歳）

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
乳幼児相談・乳幼児健診の栄養相談等	保健センター	月齢に応じて、乳幼児相談、乳幼児健診といった育児相談とともに栄養相談や離乳食教室、おやつ教室、「早寝早起き朝ごはん」のPRを実施しています。今後も継続して実施していきます。
保育所・幼稚園での食育教室	子育て支援課	保育所や幼稚園で、「食べもの教室」「だし教室」などの教室を、様々なテーマに沿って実施していきます。
保育所・幼稚園での歯みがき教室	保健センター 子育て支援課	保育所や幼稚園で、歯科衛生士と保健師が歯みがき指導を実施し、今後も効果的な指導内容を検討していきます。
子育て支援センターでの食育教室	子育て支援課 (児童センター)	0～3歳の子どもと保護者を対象に、「おはしの使い方教室」など、月齢に応じた食の大切さを伝える教室を実施していきます。
子育て支援センターでの離乳食教室	子育て支援課 (児童センター)	子育て支援センターで離乳食教室を開催し、離乳食後期～完了期（9ヶ月～1歳6ヶ月ごろ）の離乳食の調理実習を実施していきます。
八幡浜魚食文化継承事業	水産港湾課	保育所・幼稚園で、魚に触れてもらう機会を設け、ふれあい教室を実施しています。今後も、次世代を担う子どもたちに魚の美味しさや魚食の大切さを伝えるなど、魚食普及活動を展開します。

・学童期（小学生）

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
食育TT（チームティーチング）授業	学校教育課（学校給食センター）	小学校において、学年ごとのテーマにそって、養護教諭、学級担任、栄養士と一緒に授業を行ないます。
小学校での歯みがき教室	保健センター	小学校で、1年生と3年生を対象に歯科衛生士と保健師が歯みがき指導を実施していきます。
小児生活習慣病予防のための健康相談	学校教育課（学校給食センター）	小学校で、4年生で行う「小児生活習慣病予防検診」の結果が「要経過観察」、「要医療」の子どもや、肥満傾向の子どものうち、個別指導を希望する子どもと保護者を対象に、栄養士と保健師、養護教諭が栄養相談や生活習慣の相談を実施していきます。
おやこの食育教室	保健センター（食生活改善推進協議会）	親子で調理実習を行い、食事バランスガイドの考え方をもとに「食べ物を選ぶ力」を学びます。
食に関する指導	学校教育課（学校給食センター）	給食の時間だけでなく、教科等の時間も利用した、食に関する指導の充実を図っています。また、職場体験や施設見学も実施しています。今後も継続して実施していきます。
給食センターの施設見学・試食会や物資選定会	学校教育課（学校給食センター）	安心安全な給食の提供への理解を深めてもらうため、公民館行事や学年PTA活動等に給食センターの施設見学や給食の試食、年1回の物資選定会へのPTAの参加等を継続して実施しています。今後も継続して実施していきます。
親子料理教室	生涯学習課（公民館）	小学生以上を対象に、料理を通して、食が心身にとって大切であることや、食事や親への感謝する心などを育みます。
八幡浜市魚食文化継承事業 魚食教育講座	水産港湾課	小学生を対象に、漁船漁業や養殖業、水産加工業など八幡浜市の水産業の歴史や魚食文化について学び、魚に触れ、調理することで魚食に親しむ講座を開催しています。今後も継続して実施していきます。
みかん出前授業	農林課（西宇和農業協同組合）	青壮年同志会会員が、かんきつ栽培や流通、おいしいみかんの見分け方などのみかんの知識を分かりやすく伝えます。

・思春期（中学・高校生）

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
食育TT（チームティーチング）授業	学校教育課（学校給食センター）	中学校において、学年ごとのテーマにそって、養護教諭、学級担任、栄養士と一緒に授業を行います。

・成年期（20～39歳）

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
ハルーンコースでの食育推進	子育て支援課（児童センター）	妊婦を対象に、「妊婦さんの栄養」をテーマに、簡単な軽食を作りながら、食に関するいろいろな疑問を雑談しながら解決していきます。
おさかなママさん料理教室	水産港湾課（八幡浜市魚食普及推進協議会）	八幡浜市在住の「おさかなママさん」を講師に迎え、魚のさばき方教室や魚のレシピを紹介して、魚食普及に努めます。

3 親と子どもの学び環境の充実

八幡浜市では家庭、学校、地域が連携し、豊かな人間性を育む教育や、個性を生かし多様な能力を育む教育を推進するため、見守り支援体制づくりや職場体験事業などを実施しています。また、子どもたちが確かな学力を身につけるとともに、自ら考える力や学ぶ意欲などの「生きる力」を育むことができるよう、個性に応じたきめ細やかな指導體制・方法の充実に努めます。

●親になるための学習環境の整備

子育て中の親に対しては、子どもと親と一緒に育っていくという視点で、安心して子育てができるよう学習・相談の機会の充実に努めていきます。また、次代の親となる子どもに対しては、子どもを産み育てる喜びを実感できる世代間交流の機会を設けるなど、親になるための学習環境を整備していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
教育相談体制	学校教育課	各学校や教育委員会に教育相談体制を確立し、相談に対応しています。今後も継続して、各学校と教育委員会の連携をより強化し、要請に応じてスクールライフアドバイザーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒や保護者の悩み等に対応します。
中・高生による実習職場体験	学校教育課	乳幼児とのふれあい・体験学習を中学校における職場体験学習(キャリア教育)、中学校家庭科の授業の中で展開しています。今後も保育所・幼稚園との連携を図り、幼児の体の発達や基本的な生活習慣等の学習、職業観や勤労観を学ぶ学習を実施していきます。
思春期ふれあい体験教室 【再掲】	保健センター	小学6年生を対象に、希望する小学校で実施しています。乳児の世話や抱っこを体験したり、お母さんに子育てのお話を聞くことで、命の尊さを感じてもらう機会を設けています。

●生きる力の養成と個性を大切にした教育の推進

次代の親となる子どもたちが、個性・可能性を伸ばすとともに豊かな人間性を育み、自身が生きる意義の認識、考え学ぶ意欲などの生きる力を育むことができるよう多様な教育活動・開かれた学校づくりを推進していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
職員の資質の向上	学校教育課	子どもに関する行政職員や教職員等の資質向上を目指し、知識の共有化等、県教委、文部科学省等の研修への協力及び各学校の研修体制の充実への支援に努めます。今後も教職員が子どもと向き合う時間を多く確保しながら、研究・研修体制の整備を図っていきます。
確かな学力の向上	学校教育課	各学校で授業改善を軸とした学力向上推進計画を作成し、学力向上へ向けた様々な取組を実施しています。今後も確かな学力の定着と向上に向けた研究・研修体制の一層の整備に努めていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
学校支援事業	学校教育課	各学校、幼稚園及び保育所、高等学校との地域社会の連携、中学校校区を単位としたブロック研究推進体制(5ブロック)において、新しい研究サイクルにおける実践を計画し、小・中学校の連携を密にした授業や体験活動、健全育成事業を実践しています。今後も継続して実践していきます。
開かれた学校づくり	学校教育課	ブロック研究推進体制の充実、各教科、特別活動、総合的な学習の時間、道徳等における地域人材の掘り起しと人材バンクの活用を図っています。今後も継続して、各ブロック活動において、地域と密着した啓発活動を推進し、広報紙や各小・中学校のホームページ等の充実を図っていきます。
体験活動事業	学校教育課	地域の教育資源を活用し、職業観、勤労観を育てるとともに自己実現に向けた教育を推進しています。小学校では、社会科や総合的な学習の時間において、体験活動を通じた探究的な学習を実施し、中学校では、ジョブチャレンジU-15事業で職場体験を行っています。今後も継続して、キャリア教育の一環として職場体験を位置づけ、体験活動を企画・実践していきます。
環境教育	学校教育課	環境教育に関心を持ち、よりよい環境づくりに主体的に取り組む児童・生徒の育成に努めています。今後も各小・中学校において、各教科における環境問題等の学習や、児童会・生徒会活動における奉仕活動を継続して行い、地域の課題を中心に環境教育を実践していきます。
不登校児童生徒への対応	学校教育課	不登校、いじめ、非行などの未然防止や早期発見、解決のための相談など、適切な指導に努めています。今後は、未然防止のための啓発等を進め、関係機関との連携を密にし、該当児童生徒や保護者への相談対応、支援を充実させていきます。

●家庭や地域の教育力の向上支援

家庭や地域での教育を通じて、子どもたちが生きる力を育めるよう、家庭と地域の教育力の向上に向けた支援をしていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
家庭教育支援	生涯学習課	各学校単位におけるPTA活動や、八幡浜市PTA連合会を中心とした研修活動の充実を図っています。また、おやじの会などの自主的子育て支援活動も実施しています。今後も地域の子は地域で守る意識を一層地域に浸透させるための活動を展開していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
健全育成のために幼保及び小・中の連携	学校教育課	中学校区5ブロック体制で関係機関が連携して青少年の健全育成を目指しています。いじめ対策委員会を中心とした三層情報環流方式の一層の充実を図るとともに、ブロック研究推進体制の一層の充実による幼稚園、保育所、小・中学校の一層の連携を継続して図っていきます。
開かれた学校づくり【再掲】	学校教育課	ブロック研究推進体制の充実、各教科、特別活動、総合的な学習の時間、道徳等における地域人材の掘り起しと人材バンクの活用を図っています。今後も継続して、各ブロック活動において、地域と密着した啓発活動を推進し、広報紙や各小・中学校のホームページ等の充実を図っていきます。
見守り支援体制づくり	学校教育課	児童生徒の地域活動の拠点づくり、おやじの会などの自主的子育て支援活動の充実を図っています。今後も青色防犯パトロールや見守り活動を実施し、また通学路等においては、日常・定期の安全点検に努め、警察との連携強化を図ります。

●子どもを取り巻く有害環境対策

青少年を取り巻く社会環境の悪化は進行しており、有害図書をはじめタバコ・アルコール・薬物等について、地域と学校、家庭が共に有害環境を改善する取り組みを推進していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
有害環境排除活動	生涯学習課 (青少年センター)	有害環境排除に向け地域の協力体制を構築します。補導、パトロール活動、白ポスト設置やネット犯罪防止に関する保護者や関係団体の研修を今後も継続していきます。また、インターネットのフィルタリング等、活用のルールやマナーをしっかりと学校・家庭で教育していきます。
薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動【再掲】	保健センター (八幡浜保健所)	各学校の要望に基づき、薬物乱用防止教室を開催したり、啓発資材の配布及び貸し出しにより、青少年の喫煙による害や薬物に対する正しい知識を啓発し、麻薬や覚せい剤などの乱用を許さない社会を築いていきます。
情報教育の推進	学校教育課	情報の正しい入手と活用の知識を普及啓発しています。今後も、教職員の情報モラル教育に関する指導力向上および保護者を含めた情報モラル研修や、発達段階に応じた児童生徒の情報モラル教育を継続して実施していきます。

4 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ライフスタイルの多様化に伴い、女性の就業率も高まり、共働きの家庭は増加しています。就労しながら育児をしている親が、子育てと仕事を両立しやすい職場環境の整備と、そうした職場内の雰囲気醸成する啓発をおこなっていくことがこれまで以上に求められています。また、働く保護者のために配偶者が適切に家事や育児の分担ができるよう男性も含めて働き方の見直しが必要となっています。育児に伴う喜びが実感できるよう、八幡浜市男女共同参画計画に基づき、地域や企業も連携した男女共同参画社会の実現に努めていきます。

●働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

男女が共に子育てをしながら働き続けることができるよう、事業所における働き方の見直しや、育児休業等の制度の定着と利用促進について協力を求めています。

また、男女が等しく家事・育児・介護などに参加するよう固定的な役割分担の意識解消に努めます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
男女共同参画社会の推進	政策推進課	職場・家庭・地域などあらゆる場で男女がその人の個性と能力を発揮し、共に活動できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成 29 年 3 月に第 2 次男女共同参画計画を策定し、参画社会の実現に向けた施策を推進しています。男女共同参画に対する理解を得るために、女性団体連絡協議会との連携による事業を展開していくとともに、広く市民に啓発していきます。
多様な就業形態についての啓発と雇用環境の向上	商工観光課	事業所に対して、子育てを支援する労働環境の整備や妊娠・出産への配慮、短時間勤務など多様な就業形態の導入などについての周知啓発を行っていきます。国、県と連携した地元企業への PR に努めます。
育児休業制度等の周知と取得促進	商工観光課	事業所に対して、男性を含めた育児休業制度を取得しやすい労働環境の整備などの周知啓発に努めていきます。

●育児中の親の再就職支援

出産・育児のためにそれまで働いていた職場を退職した母親が、子育て中に再就職をするのは昨今特に厳しいものがあります。八幡浜市では一時預かり保育や、求職中でも3ヶ月以内の条件付入所を認めるなど、育児中の親の再就職の支援をしています。

また、就労前から必要な技術を習得し、スムーズな就職活動ができるサポート体制の確保に努めます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
保育所への求職中の条件付入所	子育て支援課	居宅内・外での労働を目的とする求職活動をしている場合でも、3か月以内の条件付入所を実施しています。今後も子育て中の親の再就職を支援するために継続していきます。
一時預かり事業【再掲】	子育て支援課	保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消ため、一時的に保育所などで保育を行います。
就労のための資格取得支援	子育て支援課 (ハローワーク)	講習等支援事業の情報提供や国の実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進に向けた広報等を行っています。引き続き、講習等支援事業や教育訓練給付金制度の情報提供並びに広報強化に努めていきます。

5 子育てにやさしい安心・安全な環境の整備

八幡浜市では、公共施設のバリアフリー化の促進、授乳室やおむつの交換スペースの設置、身近な公園の整備など、子育てに配慮した環境整備を推進していきます。

交通安全対策としては、通学路等に防犯灯、カーブミラー、ガードレール、ガードパイプなどを設置し、安全に通行できる交通環境の整備を進めており、今後も、安全な子育て環境づくりに努めていきます。また、交通安全に対する意識の啓発については、子どもたちには交通安全教室や交通安全教育を行い、各地域では交通安全イベントや街頭指導などで交通安全活動を推進しています。

防犯対策では、全国的に子どもが犯罪に巻き込まれるケースが多発する中、子どもを犯罪の被害から守り安全を確保するために、警察、消防等関係機関と連携し、地域で補導活動やパトロール活動を実施していきます。

防災対策については、南海トラフ地震の発生が想定されるなか、防災・危機管理に対する取り組みは非常に重要なものとなっています。子どもたちの安全を確保できる防災・危機管理の体制整備、子どもたちの災害に対する危機管理意識の育成に努めていきます。

●ひとにやさしいまちづくりの推進

安全に安心して生活できる快適なまちづくりは年齢に関わらず全市民に共通する大切な要素です。子どもと子育て家庭はもちろんのこと、人にやさしいまちづくりを推進していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
ひとにやさしいまちづくりの推進	建設課	公共施設の新築時、既施設の改修時には、高齢者、障害者等、誰もが円滑に利用できるよう配慮した設計、バリアフリー化等を実施しています。

●快適な公園環境の整備

地域住民、市民団体等との協力により、子どもたちにとって身近な公園（チビッコ広場）の維持・安全管理をおこない、子どもたちが安全・安心に利用できる公園としての機能を維持していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
身近な公園の整備（チビッコ広場の整備）	子育て支援課	市内 38 か所のチビッコ広場について、地域住民との協働により安全を確保しています。日常の清掃等の公園管理については地域住民の方に協力をいただいています。遊具点検については専門業者による点検を毎年実施し、安全確保に努めています。今後も地域住民との協働により安全を確保していくとともに、安全・安心に公園が利用できるよう計画的な遊具整備を検討していきます。

●安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、幅の広い歩道やバリアフリー化された安全な道路環境づくりに努めていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
安全な歩道の整備	建設課	八幡浜市の市道では、幅員が狭く、歩道の設置には至っていない箇所もあります。また国道・県道では、歩道が設置されていますが、幅員が狭く安全な歩道とはいえません現状です。用地確保の問題はありますが、道路改良工事に合せ、道路構造令に沿った適切な歩道の整備を、随時行っていきます。

●安全な道路交通の確保

安全な道路交通の確保のため、交通安全施設の整備とあわせて、交通安全に対する意識啓発や指導に努めていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
交通安全施設の整備	総務課	通学路や交通量が多い道路など、危険が伴う箇所から優先的に、カーブミラーやガードレールの設置や補修を行っています。今後、新たな危険箇所の整備や既存の施設の老朽化に伴う補修を継続して実施していきます。
交通安全教室	総務課 (八幡浜警察署・八幡浜交通安全協会)	保育所・幼稚園・小学校で、交通安全教室を行っています。市内の全保育所、幼稚園において、交通ルールや注意事項について実技をふまえながら実施しています。小学校の教室については、交通安全協会及び警察が行っており、今後も継続して実施します。
交通安全活動	総務課 (八幡浜警察署・八幡浜交通安全協会)	春と秋の交通安全運動期間を主として交通安全の呼びかけをしています。運動期間中、市内各地区において、通学路等を重点的に街頭指導や交通安全啓発活動を実施しており、今後も継続して行うとともに、通学路や子どもの集まる場所などを交通安全の観点から点検します。
チャイルドシート貸し出し事業	子育て支援課	使用期間が限られるチャイルドシートを各保育所にて無料で貸し出し、乳幼児の交通安全対策を推進するとともに、保護者の負担軽減を図っています。今後も制度を周知広報して、乳幼児の交通安全と保護者の負担軽減に努めていきます。

●子どもの安全の確保

子どもが被害にあう犯罪が全国で多発しています。近隣関係の希薄化等から地域が子どもを守る力が低下しているといわれています。地域や関係機関が連携して、子どもを犯罪から守る安全で安心なまちづくりを推進していきます。

また、防災マニュアルの作成・見直し、いろいろな災害を想定した避難訓練の実施、防災関係諸機関との情報・意見交換等、子どもたちの安全が円滑に確保できる体制づくりに努めます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
まもるくんの家（子ども110番の家）	生涯学習課 (青少年センター)	子どもたちがもしもの時に駆け込める場として、現在、八幡浜市には135軒程度のまもるくんの家が設置されており、地域の見守り活動と緊急時の対応を目的として活動しています。今後も、子どもたちへの周知と緊急時に機能する体制の強化を図っていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
防犯対策	生涯学習課 (青少年センター)	子どもの安全確保を目指して、各小・中学校の通学路見守り隊・市青少年補導員会の補導活動・青色防犯パトロール活動等を実施しています。今後も補導活動、パトロール強化を図り、小・中・高校生に対する不審者対応策を徹底していきます。また最近は、スマートフォンやパソコン等によるネット犯罪が多発しており、情報化社会に対応した青少年の健全育成を目指します。
防犯教室や避難訓練の実施	学校教育課	地震・津波対応の避難訓練を中心に、各校の実態に応じて積極的に取り組んでいます。また、警察や警備会社の協力により、防犯教室も行っています。今後は、地域の自主防災会や市の危機管理原子力対策室と更なる連携強化を図っていくとともに、常に危機意識を持って、訓練を継続し、避難の方法等、児童生徒にしっかり身に付けさせていきます。
防災マニュアルの作成・見直し(保育所)	子育て支援課	防災マニュアルを各保育所において作成しています。今後も状況に応じ適宜見直しを行い、より実効的なものになるようにしていきます。また、防災連絡協議会との連携も図り、防災関係諸機関同士での情報交換や防災マニュアルについての意見交換を行っていきます。
防災マニュアルの作成・見直し(幼稚園・小・中学校)	学校教育課 子育て支援課	公立幼稚園および全小・中学校において防災マニュアルを作成しています。今後も関係機関と連携を図り、実態に応じた防災マニュアルの見直しや、情報提供に努めます。
小・中学生への市防災訓練への参加呼びかけ	学校教育課	小・中学生に対し、市防災訓練への参加呼びかけを随時しています。今後も継続して参加を呼びかけることで、児童生徒の危機管理意識を育てます。

6 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、こころとからだを深く傷つけるもので、全国的に増加し深刻な問題となっています。こうした状況の中、重大な事件を未然に防ぐため、行政関係機関や地域が連携して、虐待の発生防止から、早期発見・早期対応、保護・指導に至るまで、各段階において総合的な支援体制を整備していきます。

ひとり親家庭については、「ひとり親家庭等自立支援計画」を子ども・子育て支援事業計画のうちの一つの計画として位置づけ、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について総合的な対策を実施し、ひとり親家庭の親子が地域の中で安心して自立した生活ができるよう、支援サービスの充実に努めます。

障害のある子どもを持つ家庭に対しては、障害のあるなしに関わらず、だれもが分け隔てなく日常生活を送ることができる社会の実現というノーマライゼーションの理念に基づいた障害児支援を行います。また、障害のある子どもの保育・療育を受ける体制の推進とともに、情報提供や相談体制を充実し、きめ細やかな対応に努めます。

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生防止から、早期発見・早期対応、保護・指導に至るまで、各段階において専門機関との連携を図りながら、総合的な支援体制を整備していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
児童虐待防止相談体制の整備	子育て支援課	保育所、小・中学校の見守りケースが増えており、家庭相談員、児童相談所と連携しての相談、訪問を実施しています。各学校からの教育相談、医療機関からの情報提供をもとに保健師、保育士等による家庭訪問や、必要に応じて情報共有や個別ケース検討会議を行い取り組んでいます。今後も地域、関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会と連携しながら継続して実施します。
虐待相談事業	子育て支援課	虐待についての面接相談、電話相談等、保育所、幼稚園、学校等各機関と連携し情報を共有しながら、保健師、保育士、家庭相談員が対応し、相談体制の充実を図っています。今後も各関係機関や地域と情報交換や連携をとりながら継続していきます。
養育支援訪問事業【再掲】	子育て支援課	養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行っています。継続して支援を行ない、家庭での安定した児童養育が可能となるように指導や助言を行います。
要保護児童対策地域協議会	子育て支援課	要保護児童対策のため、福祉・保健・医療・教育・司法などの関係機関と連携強化を図っています。要保護児童を早期から支援することを目的とし、各関係機関のスムーズな連携と保護を必要とする児童やその家族への支援として養育支援訪問事業との協力体制を強化していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
子育て短期支援事業【再掲】	子育て支援課	保護者の病気、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急、一時的に保護が必要になった母子の養育・保護を行います。

②ひとり親家庭の仕事と子育ての両立の推進（ひとり親家庭等自立支援計画）

近年、ひとり親家庭は増加傾向にあり、生活・就労・養育など、様々な問題を抱えています。ひとり親家庭の不安の解消や自立に向け、ここに「ひとり親家庭等自立支援計画」を策定し、子ども・子育て支援事業計画の一部として事業を一層充実させていきます。

(1) 計画の具体的な内容

●情報提供・相談体制の充実

ひとり親家庭の個々の問題を解決するため、身近なところで相談や情報を得られるよう母子・父子自立支援員により相談体制、情報提供や気軽に相談し合える場の提供等の充実を図っていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
ひとり親家庭への総合相談	子育て支援課	様々な問題をひとりで解決しなければならないひとり親家庭に対し、関係機関と連携を取りながら総合的な相談を行っています。ひとり親家庭は増加傾向にあり、生活・就労・養育など様々な問題を抱えています。ひとり親家庭の不安や自立に向けたきめ細かな支援ができるよう努めていきます。
若年母子家庭育成事業	子育て支援課	若年母子家庭の支援・連携を図るため、母子家庭の母と子がふれあう交流会を実施しています。母子家庭が陥りやすい孤独感、不安感を軽減するための援助を継続的に持続し、互いに育て合い高め合う集いの場を提供します。母子家庭での子育て経験者と連携をとり、気軽に相談し合える場づくりを検討していきます。

●母子寡婦福祉連合会、民生児童委員会との連携

現在、地域社会において地域のつながりの希薄化が目立ってきており、そのような中で母子寡婦福祉連合会役員や民生児童委員・主任児童委員はひとり親家庭の悩みや相談を受ける身近な存在であり、重要な役割を担っています。ひとり親家庭が地域の身近なところで相談できる仕組みづくりを推進していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
母子寡婦福祉連合会・民生児童委員協議会との連携	子育て支援課	母子寡婦福祉連合会役員、民生児童委員・主任児童委員が、地域のひとり親家庭の親子の身近な安心できる相談者として応じています。今後も地域の各種団体の協力の下、地域の家庭環境づくりに努めていきます。

●ひとり親家庭への就業支援

ひとり親家庭の就業に対する問題や悩みに対して、きめ細かな相談体制や就業支援体制の充実を図っていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
ひとり親家庭への就業支援	子育て支援課	ひとり親家庭の方が収入面や雇用条件で安定した仕事に就き、自立した生活を送ることができるよう母子自立支援プログラム策定事業、就労支援講習会、自立支援給付金事業、母子・父子福祉資金貸付制度等を実施し、支援しています。今後も、経済的・社会的自立を目標に個々の希望、事情等を考慮した支援を実施していきます。

●子育て生活支援の充実

ひとり親家庭では、就労と家庭生活をひとりで担わなければなりません。安心して求職活動、就業等ができるよう関係機関と連携して子育て支援の充実を図っていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
子育て生活支援の充実	子育て支援課	ひとり親家庭のニーズに応じた子育て支援の情報を提供し、安心して子育てと仕事の両立ができるよう関係機関や関係団体と連携して行っています。今後も子育ての不安に対する様々な相談に適切な対応が出来るよう関係機関と連携を取りながらサポートしていきます。

●養育費確保の啓発

ひとり親家庭の年間総収入は、「八幡浜市ひとり親家庭等自立支援に関するアンケート」では200万円未満が約半数を占めており、また、養育費について文書で取り決めていない家庭が全体の約2割を占めています。

養育費は子どもの健やかな成長にとって非常に重要なものであることから、養育費の取り決めや取得に関する啓発活動・周知の推進を図ります。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
養育費確保の啓発	関係各課・商工会議所・社会福祉協議会	子育てに欠かせない養育費を確保するため、養育費の取り決めや取得に関する問題、履行確保の問題に対し、無料法律相談（商工会議所・社会福祉協議会）を実施しています。また、養育費の負担は、子どもの親として当然の義務であること等を、各相談窓口で周知し啓発を図っていきます。

●ひとり親家庭に対する経済的支援等について

ひとり親家庭に対し、経済的支援、経済的負担の軽減、ひとり親家庭の自立や子どもの福祉の推進を図るため、児童扶養手当制度、ひとり親家庭医療費補助事業の周知及び情報提供、技能取得や修学等の自立を促進するために必要な資金の貸付制度の周知や啓発を推進していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
児童扶養手当【再掲】	子育て支援課	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。今後も、ひとり親家庭の自立・就業の支援に主眼を置き、今後の制度の動向に留意しながら、子育て支援、就業支援（子育て支援課所管）など、地域の現状を把握し総合的に業務を遂行していきます。
ひとり親家庭医療費補助事業	市民課	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、保健の向上を図ることを目的として、世帯の医療費の保険診療自己負担分を助成します。今後も現行の制度を継続して実施していきます。
ひとり親家庭への福祉資金の貸付相談の推進	子育て支援課	ひとり親家庭に対し、経済的自立と児童の福祉の向上を図るために必要な技能習得資金や修学資金などを貸し付けるひとり親家庭への福祉資金貸付制度について、相談、指導、申請受付を行っています。（県事業、市：窓口）あわせて、制度の周知啓発を行っています。今後も親の経済的自立と児童の将来的な自立のために貸付が必要な場合、相談・指導・助言を行います。

(2) 計画の推進のために

◆関係部局、関係機関・団体等との連携

本計画は、ひとり親家庭等の自立促進施策の指針となるものであるため、推進にあたっては行政における関係部局や、母子寡婦福祉連合会や民生児童委員協議会などをはじめ、保育所、幼稚園、学校、子育て支援センターなどの関係機関との連携を強化し、本計画を推進していきます。

◆計画内容の広報・啓発

本計画の推進にあたっては、様々な媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。

◆計画の進行管理

適宜、計画に定めた施策について、進捗状況の把握、計画の進行管理を行います。

③障害児施策の実施

障害のある子どもへのサポートは、「障害があるなしに関わらず、誰もが分け隔てなく、日常生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づいて進めています。

平成30年3月に策定された「八幡浜市障害者基本計画、八幡浜市障害者（児）福祉計画」では、障害児保育・療育の充実について基本施策に掲げています。

○「第4期八幡浜市障害者基本計画、第5期八幡浜市障害者福祉計画、第1期八幡浜市障害児福祉計画」における障害児保育・療育の充実について

施策の方向について

(1) 保育所・幼稚園の受け入れ体制及び療育の推進

身近な地域における療育の場を確保するため、障害児保育の充実に努めます。

子ども・子育て支援事業計画に沿って、関係施設の整備と適正な保育士の配置を実施し、障害のある子どもが安全に通所できる環境を整え、子どもの健やかな発達につなげます。

(2) 交流保育の充実

障害のある子どもと障害のない子どもとの交流を促進し、子ども同士、保護者同士の相互理解を図ります。

(3) 児童発達支援の充実

子どもの発達に心配のある保護者に対しては、発達支援センター築立ち等について説明するとともに、発達支援センター築立ちと保育所・幼稚園の双方で情報を共有しながら、より効果的な療育が実施できるよう努めます。

(4) 巡回保育相談の充実

障害のある子どもが通う市内の保育所・幼稚園に巡回支援専門員（保育士）を派遣して、保育士のスキルアップと保護者への相談体制強化に努めます。

(5) 放課後や長期休業中の支援の充実

障害のある子どもたちの居場所づくり、集団生活を通じた子どもたちの健全な育成を図るため、放課後等デイサービスのサービス充実に努めます。夏休みなど学校の長期休業や休日には、各種療育事業やイベントを開催し、活動の場の提供と保護者間のネットワークの構築につなげます。

「八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」では、「第4期八幡浜市障害者基本計画、第5期八幡浜市障害者福祉計画、第1期障害児福祉計画」との整合、調和を図り、これからも、福祉・保健・医療・教育が連携して、障害の原因を早期発見・治療するための対策や、一貫した療育・教育体制の整備・充実に努めていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
保育所や幼稚園での障害児保育	社会福祉課 子育て支援課	各保育所・幼稚園で障害児保育を実施しています。また、発達支援センター築立ちと連携しながら、療育支援を行っています。今後も職員の研修機会を多く持ち、より一層の資質向上を図るとともに、支援機関とのネットワークを深め、より効果的な支援を実施します。
特別支援教育の充実	学校教育課	各小・中学校において、特別支援教育コーディネーターが保護者や関係機関の窓口となって、教職員等との連携を図りながら、特別支援教育の充実を図っています。また、発達障がい支援アドバイザーの助言を得ながら、生活支援員の適正な配置を行っています。今後も関係機関と連携を図り、移行支援シートを活用するなど、適切な就学及び一貫した教育支援の充実に努めます。
障害児の支援ネットワーク	社会福祉課	福祉、保健、保育、教育等の関係者で構成される「こども支援部会」での協議と先進事例の視察研修を実施することで、障害児に対する支援体制とネットワークの構築に向けて取り組みます。また、障害のある人もない人も、地域で支え合いながら生活できる共生社会の実現に向けて、市民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加促進につながるように、一層の周知と意識啓発に努めます。
障害のある児童・生徒の地域活動支援	社会福祉課	八幡浜市障害福祉計画に基づく、在宅福祉サービスの充実、地域活動を支えていくよう意識の啓発を行っています。今後も障害の有無に関わらず地域で共に暮らしていく「共生社会」の実現のために、子どもの頃からできるだけ共に学び、遊び、育っていく環境や条件を整備していきます。
療育体制の整備	社会福祉課	発達支援の推進として、発達支援センター築立ちを運営しています。平成29年度からは、児童発達支援事業に加えて放課後等デイサービス事業を開始し、就学児の療育の場として機能しています。今後は職員のスキルアップを図り、安定したサービス提供のため職員体制の充実に努めていきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
自立支援医療 (育成医療) 給付事業	社会福祉課	身体障害児もしくは機能障害を招くおそれのある児童に対し、適切な医療の実施と医療費の公費負担をします。(所得により一部自己負担あり)
小児慢性特定 疾患治療研究 事業	八幡浜保健所	18歳未満(延長は20歳未満)の慢性特定疾患に指定する悪性新生物、慢性心疾患など対象の704疾病に罹患された方々の医療費自己負担分について公費で助成する制度です。(一部自己負担あり)医療費を公費負担することにより、患者及び家族の負担を軽減します。
居宅介護ヘル プサービス	社会福祉課	日常生活を営むために支障のある障害児にホームヘルパーの派遣を行います。要望があれば、すぐ派遣できる体制を整えており、サービスを継続していきます。
日中一時支援 事業	社会福祉課	日中における障害児の活動の場を提供し、家族の就労支援や日常介護の一時的な負担を軽減しています。今後も継続して実施していきます。
特別児童扶養 手当【再掲】	社会福祉課	特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害のある児童(20歳未満)を家庭において監護している方に対して、国が手当を支給してその児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。今後も受給資格を有しながら手続をしていない人がないよう、制度の周知に努めます。

7 子どもの貧困に対する支援（子どもの貧困対策推進計画）

令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村における「子どもの貧困対策推進計画」の策定が努力義務とされました。本市の「子ども・子育て支援事業計画」には、子どもの貧困対策に関連する事業が多くあることから、「子どもの貧困対策推進計画」を含めたかたちで一体的に取り組み、より一層推進していきます。

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な支援の充実を図ります。

①子どもの居場所づくり

地域とのつながりや見守りの役割を果たす場所を提供することで、保護者が就労などで不在となる家庭の子どもをはじめ、すべての子どもが安心して過ごすことができる「子どもの居場所づくり」を推進します。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
子ども食堂 実施団体等 への支援事 業	子育て支援課	経済的な貧困や地域とのふれあいが不足している家庭への支援につながる活動として、「子ども食堂」のニーズを把握し、取り組みを行う団体等に対して補助金等の交付を検討していきます。
放課後児童健 全育成事業 （放課後児童 クラブ）【再 掲】	子育て支援課 （児童センター）	就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供しています。今後も保護者のニーズの把握に努め、質的向上を図り、また、ニーズ量に応じて専用施設の整備を図っていきます。
放課後の子ど もの居場所づ くり【再掲】	学校教育課 子育て支援課	児童センター、学校をはじめとした公共施設等の活用と、家庭・学校・地域・行政が一体となった居場所づくりに取り組んでいきます。
地域の放課 後児童見守 り事業【再 掲】	子育て支援課	公設の放課後児童クラブの無い地域において実施している、放課後児童見守り事業に対して、補助金を交付することにより、円滑な運営と児童の健全育成を図っていきます。
休日子ども サポート事 業【再掲】	子育て支援課 （やわたはま銀座バ スケット）	保護者が労働等で昼間家庭にいない児童の長期休暇中の居場所を確保するため、企業等が実施する休日子どもクラブ推進事業に係る経費について県と市が補助金を交付し、企業・地域・行政が連携しながら子どもの育ちを支援します。
子育てサロン 【再掲】	社会福祉協議会	公民館等を会場に、主任児童委員が中心となって、就園前の親子に遊びを提供し、母親同士の連携や、育児の不安解消を図ります。

②学習・体験機会の提供

すべての子どもが基礎学力を身につけ、希望する進路が実現出来るよう、確かな学力の向上を図ります。また、いろいろな体験機会を提供し、経験による豊かなこころを育む支援を実施していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
確かな学力の向上【再掲】	学校教育課	各学校で授業改善を軸とした学力向上推進計画を作成し、学力向上へ向けた様々な取組を実施しています。今後も確かな学力の定着と向上に向けた研究・研修体制の一層の整備に努めていきます。
児童センター【再掲】	子育て支援課 (児童センター)	子どもや子ども連れなら誰でも利用でき、遊びや交流の場を提供したり、また相談やサークル活動の支援を実施しています。今後もサークル活動をしているお母さんたちと連携しながら、場所や遊具・道具等の提供をします。あわせて新しいサークルの支援も行っていきます。
ブックスタート事業【再掲】	生涯学習課	保健センターで実施される「すくすく教室」(4カ月児健康相談)時に、赤ちゃんと保護者に対して、読み聞かせの趣旨を伝えながら、ブックスタートパックを手渡しています。今後も図書館、ボランティア、保健師の意識統一と連携を図り、ブックスタートの趣旨を的確に伝え、充実したブックスタート事業や子育て支援(フォローアップ)に努めていきます。
セカンドブック事業【再掲】	生涯学習課	3歳児を対象に、ブックスタートのフォローアップ事業として、絵本との関わりが変わる時期に、再度年齢にあった絵本をプレゼントすることで、親子の触れ合いを深め、読書習慣のきっかけづくりを行います。
おやこの食育教室【再掲】	保健センター(食生活改善推進協議会)	親子で調理実習を行い、食事バランスガイドの考え方をもとに「食べ物を選ぶ力」を学びます。
親子料理教室【再掲】	生涯学習課(公民館)	小学生以上を対象に、料理を通して、食が心身にとって大切なことや、食事や親への感謝する心などを育みます。
子どもの地域活動の支援【再掲】	生涯学習課	八幡浜市スポーツ少年団でサッカーとソフトボールの大会や交流会、体験発表会を開催しています。県、他市主催の各種スポーツ大会への参加の助成をしています。スポーツ少年団活動を通じて、喜びや楽しさを体験するとともに仲間との連帯や友情を育て、更にはその課程の中で協調性や創造性などを育み人間性豊かな社会人として成長することを目指します。

③経済的負担の軽減

子どもの安定した生活のため、各種手当の支給や助成事業を実施します。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
児童扶養手当【再掲】	子育て支援課	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。
特別児童扶養手当【再掲】	社会福祉課	精神又は身体に障害のある児童（20歳未満）を家庭において監護している方に対して、国が手当を支給してその児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。今後も受給資格を有しながら手続をしていない人がないよう、制度の周知に努めます。
災害遺児福祉手当【再掲】	子育て支援課	交通災害、労働災害及び天災等による遺児（義務教育終了前又は高等学校等に在学する児童）の保護者に対して手当を支給することにより、遺児の福祉を増進することを目的としています。今後も受給資格を有しながら手続をしていない人がないよう、制度の周知に努めます。
ひとり親家庭医療費補助事業【再掲】	市民課	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、保健の向上を図ることを目的として、世帯の医療費の保険診療自己負担分を助成します。今後も現行の制度を継続して実施していきます。
ひとり親家庭への福祉資金の貸付相談の推進【再掲】	子育て支援課	ひとり親家庭に対し、経済的自立と児童の福祉の向上を図るために必要な技能習得資金や修学資金などを貸し付けるひとり親家庭への福祉資金貸付制度について、相談、指導、申請受付を行っています。（県事業、市：窓口）あわせて、制度の周知啓発を行っています。今後も親の経済的自立と児童の将来的な自立のために貸付が必要な場合、相談・指導・助言を行っています。

④保護者の就労支援

子どもの貧困に大きく影響する保護者の就労について、ハローワークと連携した就労支援や、自立に向けた資格取得の支援等、それぞれの状況に応じた支援を行います。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
ひとり親家庭への就業支援【再掲】	子育て支援課	ひとり親家庭の方が収入面や雇用条件で安定した仕事に就き、自立した生活を送ることができるよう母子自立支援プログラム策定事業、就労支援講習会、自立支援給付金事業、母子・父子福祉資金貸付制度等を実施し、支援しています。今後も、経済的・社会的自立を目標に個々の希望、事情等を考慮した支援を実施していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
就労のための 資格取得支援 【再掲】	子育て支援課 (ハローワーク)	講習等支援事業の情報提供や国の実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進に向けた広報等を行っています。引き続き、講習等支援事業や教育訓練給付金制度の情報提供並びに広報強化に努めていきます。

⑤その他の支援

●情報の発信

個々に応じた子育てに関するさまざまな情報を提供します。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
利用者支援事業【再掲】	子育て支援課 保健センター	子ども及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう身近な場所で相談を受け付ける体制を整備し、利用者支援を図ります。
子育て世代包括支援センター【再掲】	保健センター	保健センター内に利用者支援事業を活用した「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目ない支援を行う体制を構築し、関係機関の連携を図ります。
インターネットによる子育て情報の提供【再掲】	子育て支援課	子育て応援サイト「はまっこ」を運営し、子育て情報の集約とわかりやすい情報発信を行います。
子育て応援ブック【再掲】	子育て支援課	就学前の子どもの保護者を対象に、八幡浜市の子育てに関する各種制度や手続き、施設などの子育てに役立つ情報を一冊にまとめた「子育て応援ブック」を作成し、配布します。
子育て生活支援の充実【再掲】	子育て支援課	ひとり親家庭のニーズに応じた子育て支援の情報を提供し、安心して子育てと仕事の両立ができるよう関係機関や関係団体と連携して行っています。今後も子育ての不安に対する様々な相談に適切な対応が出来るよう関係機関と連携を取りながらサポートしていきます。
養育費確保の啓発【再掲】	関係各課・商工会議所・社会福祉協議会	子育てに欠かせない養育費を確保するため、養育費の取り決めや取得に関する問題、履行確保の問題に対し、無料法律相談（商工会議所・社会福祉協議会）を実施しています。また、養育費の負担は、子どもの親として当然の義務であること等を、各相談窓口で周知し啓発を図っていきます。

●相談・訪問

子育てに関する悩みや不安を解消するために、いつでも気軽に相談できる体制の整備や必要に応じた訪問支援を行います。問題を抱えている世帯が、適切に支援に結びつくことができるよう相談支援の充実を図ります。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
養育支援訪問事業【再掲】	子育て支援課	養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行っています。継続して支援を行ない、家庭での安定した児童養育が可能となるように指導や助言を行います。
要保護児童対策地域協議会【再掲】	子育て支援課	要保護児童対策のため、福祉・保健・医療・教育・司法などの関係機関と連携強化を図っています。要保護児童を早期から支援することを目的とし、各関係機関のスムーズな連携と保護を必要とする児童やその家族への支援として養育支援訪問事業との協力体制を強化していきます。
育児電話相談【再掲】	保健センター	子育てで心配なことや困ったことがある、育児についての情報を知りたいなどの電話相談に対し、育児相談や情報提供を行っています。今後も相談者の気持ちを受け止めながら、対応していきます。
家庭訪問【再掲】	保健センター	育児支援が必要な乳幼児や親のいる家庭に訪問指導を実施しています。今後も継続して実施していきます。
ひとり親家庭への総合相談【再掲】	子育て支援課	様々な問題をひとりで解決しなければならないひとり親家庭に対し、関係機関と連携を取りながら総合的な相談を行っています。ひとり親家庭は増加傾向にあり、生活・就労・養育など様々な問題を抱えています。ひとり親家庭の不安や自立に向けたきめ細かな支援ができるよう努めていきます。
若年母子家庭育成事業【再掲】	子育て支援課	若年母子家庭の支援・連携を図るため、母子家庭の母と子がふれあう交流会を実施しています。母子家庭が陥りやすい孤独感、不安感を軽減するための援助を継続的に持続し、互いに育て合い高め合う集いの場を提供します。母子家庭での子育て経験者と連携をとり、気軽に相談し合える場づくりを検討していきます。
教育相談体制【再掲】	学校教育課	各学校や教育委員会に教育相談体制を確立し、相談に対応しています。今後も継続して、各学校と教育委員会の連携をより強化し、要請に応じてスクールライフアドバイザーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒や保護者の悩み等に対応します。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
教育支援室 【再掲】	学校教育課	就学児以上の子どもや保護者、教職員を対象に、家庭教育や学校教育、いじめ・不登校や特別支援教育に関わる悩み等を、電話相談や来所相談により受け付けています。今後、さらに気軽に利用してもらうため広報活動を実施します。

「子どもの貧困」とは

一般的に貧困といった場合、最低限度の衣食住も満たせていない「絶対的貧困」の状態を指すことが多く、現在においても生活保護制度等で対策が進められています。

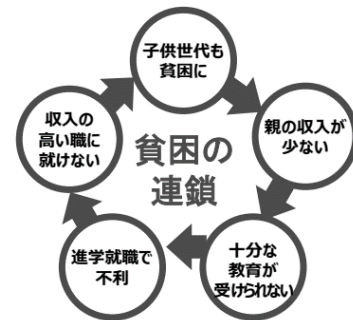
子どもの貧困問題における「貧困」とは「相対的貧困」のことを指しており、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮している状態のことを言います。絶対的貧困とは異なり、衣食住で困窮を極めるといったことはありませんが、経済的な理由で進学を諦めてしまう、様々な経験の機会を失う、生活の余裕のなさから家族関係に問題が生じるなど様々な影響があります。

■絶対的貧困と相対的貧困のイメージ

平均的な生活
相対的貧困	↓ ・朝ごはんが食べられない ・自宅で学習できる環境がない ・新しい服や靴が買えない
絶対的貧困	↓ ・十分な食べ物がない ・雨風をしのげる場所がない ・寒さをしのぐ服がない

■貧困の連鎖

保護者の経済的な困難は、子どもにさまざまな影響を及ぼし、世代を超えて連鎖します。親の経済的な貧困によって、学習や体験の機会を失い、学力が低下し、不安定な就業につながり、子どもまた貧困に陥るといったスパイラルに陥る危険性があります。



■子どもの育ちへの影響

貧困の家庭では、世帯の経済的な問題や保護者の疾病・障害、養育力の欠如等によって、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣、基礎学力、自己肯定感、意欲、社会性など、社会的に自立していくための能力を身に付ける機会が失われる恐れがあります。

生まれ育った環境によって、子どもたちの将来への夢や希望が閉ざされることの無いよう、社会全体で支援していくことが重要です。

2. 八幡浜市として本計画において重点的に取り組んでいく事業

八幡浜市として、すべての子どもおよび子育て家庭を支援していくなかで、本計画において下記の事業に重点的に取り組んでいきます。

●保育サービスの充実

ライフスタイルの多様化、幼児教育・保育の無償化に伴い、教育・保育のニーズも変化しています。保育サービスの充実に向けて、教育・保育を一体的に行う「認定こども園」について、必要性を検討します。また、近年、保育所において食物アレルギーを持つ子どもが増えています。アレルギーの子どもが安心して保育所に通うことができるよう、アレルギー除去食の実施園を増やすことを検討していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
認定こども園	子育て支援課	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」のあり方について検討していきます。 加えて、検討する中で、幼稚園・保育所の垣根を越えていろいろな情報を共有し、市全体の幼児教育・保育の底上げを図ります。
アレルギー除去食の拡大	子育て支援課	食物アレルギーを持つ子どもに対し、原因となる食物を取り除いた給食を提供するアレルギー除去食を、現在5園で実施しています。アレルギーを持つ子どもが増加傾向にあり、今後さらに対応する園を増やしていくことを検討します。

●老朽化した施設への対応

現在、公立保育所の多くが、老朽化が著しいため、早急な対応が必要となってきています。児童数の推移、地域の実情を勘案し、改修、統廃合、空いた公共施設の利用等いろいろな面から対応を検討していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
老朽化した施設への対応	子育て支援課	公立保育所の多くが老朽化が著しいため、児童数の推移、地域の実情を勘案し、統廃合、新設、空いた公共施設の利用等を検討していきます。

●社会全体で子育てを支える

子どもの育ち、家庭における子育てを支えるため、企業、地域、行政の連携による社会全体での子育て支援を推進していきます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	子育てに関し、「援助を受けたい方（依頼会員）」と「援助を行いたい方（提供会員）」を会員として登録し、両者のあっ旋等を行う事業です。 住民ニーズに応じて実施します。
休日子どもサポート事業	子育て支援課(やわたはま銀座バスケット)	保護者が労働等で昼間家庭にいない児童の長期休暇中の居場所を確保するため、企業等が実施する休日子どもクラブ推進事業に係る経費について県と市が補助金を交付し、企業・地域・行政が連携しながら子どもの育ちを支援します。

●切れ目のない支援体制の構築

妊娠から出産、子育てに関する相談体制について、子育て世代包括支援センターによるワンストップサービスを実現します。関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を行い、配慮の必要な家庭へのきめ細やかな対応に努めます。

事業名	担当課/事業主体	事業の概要および今後の方針
利用者支援事業	子育て支援課 保健センター	子ども及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう身近な場所で相談を受け付ける体制を整備し、利用者支援を図ります。
子育て世代包括支援センター	保健センター	保健センター内に利用者支援事業を活用した「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目ない支援を行う体制を構築し、関係機関の連携を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

①住民・関係団体等との連携

子育て支援の社会全体での取り組みのためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、学校、地域住民、その他子育てに関わる関係団体等の連携が必要です。

本計画の推進にあたり、幼稚園・保育所等のもとより、地域型保育事業および地域子ども・子育て支援事業を行う事業者ならびに関係団体、関係機関等との連携を深め、情報の共有化を図り、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・学校・企業・行政のそれぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任と役割を認識し、「子どもの最善の利益」のため互いに協力しながら、子ども・子育て支援に関わる多様な施策を計画的に推進していきます。

②地域の人材確保と連携

子ども・子育て支援に関する多様なニーズに対応するため、保育士、幼稚園教諭等の有資格者の確保・育成はもとより、地域における子育てを支援するボランティア、子育て経験者、高齢者の方などの人材の確保・育成、連携に努めていきます。

③市民・企業・団体等への周知

本計画は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提としています。家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、男女がお互いを尊重し合い、協力しながら楽しく子育てをするゆとりある家庭づくり、子どもの健やかな成長を保障する環境づくり、子育てをする保護者が安心して暮らし、信頼して働くことができる社会づくりが必要です。

家庭、地域、企業等における市民等がそれぞれの立場での主体的・積極的な取り組みを促進するために市ホームページへの掲載など、本計画の周知に努めます。

2. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に基づく施策を着実に推進していくために、「八幡浜市子ども・子育て会議」において施策・事業の実施上の課題や問題点を協議し、効果的な推進を図るとともに、事業の評価や再調整などの継続的な取り組みを行い、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見られる場合には、中間年度（令和4年度）を目安とし、必要に応じて計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

3. 各主体に期待する役割

(1) 家庭

子育てについては、保護者が第一義的な責務を有するとの認識の元に、家庭生活を通じて家族の絆を大切にしていけることが求められています。

保護者や家族が、愛情と責任を持って子どもを養育する義務があることを認識し、社会の一員としての自覚を持った子どもを育てるため、市、地域住民、関係機関等と連携し、子どもに基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、思いやりの心、倫理観など、生きていくうえで必要な能力や社会のルールを身につけさせるよう努めなければなりません。

(2) 地域住民

地域住民は、日常のふれあいを通じて、子どもが豊かな人間関係を身につけ社会の一員としての自覚を形成できるよう社会参加の経験を積む場を提供するとともに、児童虐待や犯罪、交通事故などから子どもを守る一員として、安全で安心な環境づくりに努めなければなりません。

世代間交流や保護者同士の交流など、子育て家庭が地域で孤立することがないように子どもの育ちに積極的に関わるとともに支援していくことが求められます。

(3) 幼稚園、保育所、認定こども園、学校

保育所、幼稚園、認定こども園、学校は、子どもが多くのかを学び育つ場として、学力の向上と豊かな心の育成のための取組みが求められるとともに、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係の育成を習得する場となることが期待されます。

また、次代の親の育成という視点から、子供や家庭の大切さを理解できる機会の充実や、保護者に対する子育ての相談及び支援に努めることも求められています。

(4) 企業

企業は、仕事と子育ての家庭生活の両立を図るうえで、大きな役割と責任を担っています。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定と実施、育児休業制度の定着、男性を含めた働き方の見直しなど、雇用するものが子どもとの関わりを深めることができるよう配慮するとともに、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められています。また、企業の専門性を活かした職場体験の受入れや地域・学校等で行われている様々な子育て支援、教育支援活動に積極的に参画することが期待されます。

資料編

1. 八幡浜市子ども・子育て会議条例

平成25年10月3日

条例第31号

改正 平成29年3月24日条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、八幡浜市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 法第77条第1項に掲げる事項
- (2) 前号に掲げる事項のほか、児童福祉に関し、会議が調査、審議することが適当と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第6号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2. 八幡浜市子ども・子育て会議委員名簿

平成30年度 八幡浜市子ども・子育て会議委員

区分	氏名	役職名	備考	
委員	行政関係	大城 一郎	八幡浜市長	会長
	議会関係	河野 裕保	八幡浜市議会民生文教委員長	副会長
	事業主関係	野間須 陽	株式会社あわしま堂 人事課長兼情報課長	
		上田日登美	オレンジベイクーズ株式会社 財務経理部リーダー・CSR担当	
	教育関係者	井上 靖	八幡浜市教育委員会教育長	
		甲野 正人	八幡浜市小中学校校長会会長	
	幼稚園従事者	寺谷 京子	八幡浜市公立幼稚園代表	
		森分 信基	八幡浜市私立幼稚園代表	
	保育従事者	二宮 和枝	八幡浜市保育協議会会長	
		二宮 布喜	社会福祉法人和泉蓮華会 白浜保育所長	
	保護者代表	玉岡 美樹	八幡浜市小中学校PTA連合会顧問	
		菊池 浩紀	八幡浜市保育所後援会連合会長	
		河野 歩	八幡浜市立幼稚園保護者代表	
	学識経験者	菊池 洋子	主任児童委員部会部会長	
		菊池 久枝	母子寡婦福祉連合会会長	

敬称略

令和元年度 八幡浜市子ども・子育て会議委員

区分		氏名	役職名	備考
委員	行政関係	大城 一郎	八幡浜市長	会長
	議会関係	竹内 秀明	八幡浜市議会民生文教委員長	副会長
	事業主関係	野間須 陽	株式会社あわしま堂 人事課長兼情報課長	
		上田日登美	オレンジベイツ株式会社 財務経理部リーダー・CSR担当	
	教育関係者	井上 靖	八幡浜市教育委員会教育長	
		鎌田 宏和	八幡浜市小中学校校長会会長	
	幼稚園従事者	寺谷 京子	八幡浜市公立幼稚園代表	
		森分 信基	八幡浜市私立幼稚園代表	
	保育従事者	赤坂 千津	八幡浜市保育協議会会長	
		二宮 布喜	社会福祉法人和泉蓮華会 白浜保育所長	
	保護者代表	浅野 真美	八幡浜市小中学校PTA連合会副会長	
		井上 靖士	八幡浜市保育所後援会連合会長	
		榊田 美千子	八幡浜市立幼稚園保護者代表	
	学識経験者	福富 洋子	主任児童委員部会部会長	
		菊池 久枝	母子寡婦福祉連合会会長	

敬称略

第2期八幡浜市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行 愛媛県八幡浜市

〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

TEL : 0894-22-3111 FAX : 0894-21-0411

<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/>